

原 発 本 第 6 2 号

2 0 2 0 年 5 月 2 9 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第4項の規定に基づき、  
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

## 記

### 1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付け

の平成 20・10・31 原第 10 号、平成 21 年 3 月 3 日付けの平成 21・02・20 原第 27 号、平成 21 年 9 月 15 日付けの平成 21・08・03 原第 5 号、平成 22 年 2 月 22 日付けの平成 22・01・20 原第 7 号、平成 22 年 6 月 22 日付けの平成 22・05・21 原第 6 号、平成 22 年 11 月 25 日付けの平成 22・03・26 原第 2 号、平成 23 年 5 月 6 日付けの平成 23・04・04 原第 39 号、平成 23 年 5 月 11 日付けの平成 23・04・21 原第 10 号、平成 23 年 6 月 16 日付けの平成 23・05・19 原第 22 号、平成 24 年 6 月 21 日付けの平成 24・05・23 原第 4 号、平成 24 年 9 月 6 日付けの 20120717 原第 30 号、平成 25 年 2 月 13 日付けの原管 P 収第 121212001 号、平成 25 年 6 月 17 日付けの原管 P 発第 1306171 号、平成 26 年 6 月 9 日付けの原規規発第 1406092 号、平成 27 年 6 月 10 日付けの原規規発第 1506108 号、平成 28 年 3 月 24 日付けの原規規発第 16032420 号、平成 28 年 10 月 26 日付けの原規規発第 1610268 号、平成 29 年 2 月 8 日付けの原規規発第 1702088 号、平成 29 年 4 月 19 日付けの原規規発第 1704197 号、平成 29 年 9 月 14 日付けの原規規発第 1709142 号、平成 30 年 6 月 26 日付け原規規発第 1806267 号、平成 30 年 12 月 17 日付け原規規発第 1812179 号、平成 31 年 2 月 13 日付け原規規発第 1902134 号及び令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907055 号、令和元年 12 月 6 日付け原規規発第 1912061 号及び令和 2 年 3 月 18 日付け原規規発第 2003186 号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

## 2. 変更の理由

### (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和 2 年 1 月 23 日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、関連する保安規定の条文の変更並びに新規条文を追加する。

### (2) 保安規定審査基準の一部改正に伴う変更

令和元年 10 月 2 日付で実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準が一部改正され、重大事故等対処施設の使用を開始する場合にあらかじめ必要な教育及び訓練を行うことが求められたことから、関連する保安規定の条文を変更する。

#### 第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

- ・ 第 17 条の 6 (重大事故等発生時の体制の整備)
- ・ 第 17 条の 7 (大規模損壊発生時の体制の整備)
- ・ 添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(3) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い、第1編の第2条の2、第3条、第83条及び第118条並びに第2編の第2条の2及び第3条を変更する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定  
変更前後比較表

枠囲みの内容については、商業機密に係る事項であるため  
公開できません。

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</b></p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプレクスマネジメント管理規程」、「コンプレクスマネジメント委員会設置規程」及び「品質マニキュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプレクスマネジメント活動」という。）を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p><b>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</b></p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプレクスマネジメント管理規程」、「九州電力コンプレクスマネジメント委員会設置規程」及び「品質マニキュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプレクスマネジメント活動」という。）を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化に伴う変更（規定文書名の変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p>第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するために、「品質マニュアル(要則)」に基づき、以下の安全文化を醸成する活動(以下「安全文化醸成活動」という。)を実施する。</p> <p>2 社長は、原子力安全を最優先とする価値観を浸透させるための安全文化醸成の方針を定め、保安に関する組織全体に示す。</p> <p>また、安全文化醸成活動が確実に行われることを確認するため、安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画の実施状況について原子力発電本部長及び原子力監査室長より報告を受け、必要な指示を行う。安全文化醸成の方針は、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>3 本店組織は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織が実施する安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>また、原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織の評価結果を取りまとめ、総合的な評価を実施し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、本店組織の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(3) 本店組織は、(2)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>4 発電所組織は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める発電所の「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電所長は、発電所組織の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>5 監査部門は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力監査室長は、監査部門の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。さらに、本店組織及び発電所組織における安全文化を効果的に醸成する観点から、第3項及び第4項の活動状況を監査する。</p> <p>(2) 監査部門は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p>	<p>第2条の3を削る</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第3条(品質マネジメントシステム計画)に統合)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p><b>1 目的</b></p> <p>本「品質保証計画」は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（IEAC4111-2009）」(以下「IEAC4111」という。)及び関係法令に従い、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p><b>2 適用範囲</b></p> <p>本「品質保証計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p>	<p><b>第2章 品質保証</b></p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p><b>1 目的</b></p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p><b>2 適用範囲</b></p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>3 定義</b></p> <p>本「品質保証計画」における用語の定義は、以下を除き「IEA4111」に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子力施設情報公開ライブラリー</p> <p style="margin-left: 2em;">：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(以下「三ユーシア」という。)</p>	<p><b>3 定義</b></p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質管理則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子力施設：原子力発電所施設第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(16) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、本「品質保証計画」に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づき「<u>保守基準</u>」に定める設備の品質重要度分類等に従い、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替の難易度</p> <p>(2) 保安に関する組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの保安に関する組織への適用を別図1「保安規定品質保証計画」に係る規定文書体系図」に示す文書で明確にする。</p> <p>b これらのプロセスの順序及び相互関係を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確にする。</p> <p>c これらのプロセスの運用及び管理のいづれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p>	<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「<u>保守基準</u>」及び「<u>土木建築基準</u>」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 保安に関する組織は、これらのプロセスを、本「品質保証計画」に従って運営管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを選択した場合には、アウトソースするプロセスに対する管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って定め、これに基づきアウトソースしたプロセスに関して管理を確保にする。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、記録は適正<sup>※</sup>に作成する。</p> <p>a. <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b. 「品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」</p> <p>d. 保安に関する組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、保安に関する組織が必要と決定した記録を含む文書（規定文書、業務要領、各種手順書類、調達文書、法令等）</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質保証計画」に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。</p> <p>なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で、保安規定との位置づけを明確にする。</p> <p>c. 第131条表131-3に示す、IEAC41111が要求する「文書化された手順」である文書及び記録</p> <p>※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>(5) 保安に関する組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮した効果的な取組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持し、次のような状態となることを目指す。</p> <p>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>保安に関する組織は、4.1(1)に従い品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、記録は適正<sup>※</sup>に作成する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 「品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（規定文書、業務要領、手順書、調達文書、法令等）</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。</p> <p>なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で保安規定との位置づけを明確にする。</p> <p>(4) 第131条表131-3に示す、品質規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>4.2.2 品質マニュアル</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マニュアルとして次を作成し、維持する。</p> <p>a 品質マニュアル (要則)</p> <p>本「品質保証計画」を含むものとして、社長が定める。</p> <p>b 品質マニュアル (基準)</p> <p>「品質マニュアル (要則)」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。</p> <p>b 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>a 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>c 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報</p> <p>d 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p><b>4.2.3 文書管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>a 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p> <p>b 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確保にする。</p> <p>d 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なく使用可能な状態にあることを確保にする。</p> <p>e 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確保にする。</p> <p>f 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確保にする。</p>	<p><b>4.2.2 品質マニュアル</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、次に掲げる品質マニュアルを作成し、維持する。</p> <p>a 品質マニュアル (要則)</p> <p>品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含むものとして、社長が定める。</p> <p>b 品質マニュアル (基準)</p> <p>「品質マニュアル (要則)」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e プロセスの相互の関係</p> <p><b>4.2.3 文書の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書を、次の事項を含め管理する。</p> <p>a 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>b 文書の保安に関する組織外への流出等の防止</p> <p>c 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マネジメント文書を用いることができる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p>a 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては4.2.3(2)aと同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c 4.2.3(2)a、bに基づき審査及び4.2.3(2)bの評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第4条に示す保安に関する組織を構成する組織の最小単位をいう。以下、同じ。)の要員を参画させる。</p> <p>d 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容把握することができるようにする。</p> <p>g 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>g 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p><b>4.2.4 記録の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p><b>5 経営者の責任</b></p> <p><b>5.1 経営者のコミットメント</b></p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>b 品質方針を設定する。</p> <p>c 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>f 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>d マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>a 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を保安に関する組織内に周知する。</p>	<p>h 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p><b>4.2.4 記録の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができ、作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、4.2.4(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p><b>5 経営責任者等の責任</b></p> <p><b>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</b></p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保するようにする。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにする。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させるようにする。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p><b>5.2 原子力の安全の確保の重視</b></p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>5.3 品質方針</b> 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a 保安に関する組織の目的に対して適切である。</p> <p>b 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p><b>5.4 計画</b></p> <p><b>5.4.1 品質目標</b> (1) 社長は、保安に関する組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a 参照)が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p>	<p><b>5.3 品質方針</b> 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を旨して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの差別的性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものである。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p> <p><b>5.4 計画</b></p> <p><b>5.4.1 品質目標</b> (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。この、品質目標を達成するための計画には、次に掲げる事項を含む。</p> <p>a 実施事項</p> <p>b 必要な資源</p> <p>c 責任者</p> <p>d 実施事項の完了時期</p> <p>e 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a. 品質目標に加えて「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、責任及び権限が第9条、第9条及び第9条の2に定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c. 所管している組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果、この、起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。</p> <p>(a) 当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 (b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及び情報の伝達</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 d. 関係法令を遵守する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>5.5.3 プロセス責任者</b>            社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確保にする。</p> <p>a プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。</p> <p>d 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p><b>5.5.4 内部コミュニケーション</b>            社長は、次の委員会を設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確保にする。</p> <p>a 原子力発電安全委員会            b 玄海原子力発電所安全運営委員会            c 原子力品質保証委員会            d 玄海原子力発電所品質保証委員会</p>	<p><b>5.5.3 管理者</b>            (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(第4条に示す保安に関する組織を構成する各部門の長をいう。以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようにする。</p> <p>a 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにする。</p> <p>b 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、5.5.3(1)で与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d 常に開いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p><b>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</b>            社長は、次の委員会を設置を含め、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの表効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(1) 原子力発電安全委員会            (2) 玄海原子力発電所安全運営委員会            (3) 原子力品質保証委員会            (4) 玄海原子力発電所品質保証委員会</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「<u>マネジメントレビュー管理基準</u>」及び「<u>原子力内部監査要則</u>」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a 監査の結果</p> <p>b 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</p> <p>c プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果</p> <p>e 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f 関係法令の遵守状況</p> <p>d 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>g 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i 改善のための提案</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット            マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善            b 業務の計画及び実施にかかわる改善            c 資源の必要性</p> <p>6 資源の運用管理            6.1 資源の提供            保安に関する組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置            (1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善            b 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善            c 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源            d 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）            e 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。            (3) 保安に関する組織は、5.6.3(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理            6.1 資源の確保            保安に関する組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員            (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系            (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）            (4) その他必要な資源</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>6.2 人的資源</b></p> <p><b>6.2.1 一般</b> 保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を充てる。</p> <p><b>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</b> 保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</li> <li>b 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</li> <li>c 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</li> <li>d 保安に関する組織の要員が、自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</li> <li>e 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。</li> </ul> <p><b>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー</b> 発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「<u>保安基準</u>」及び「<u>土木建築基準</u>」に明確にし、維持管理する。また、保安に関する組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1 業務の計画」で明確にする。なお、インフラストラクチャーは、利用できるよう維持する。</p> <p><b>6.4 作業環境</b> 発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を「<u>放射線管理基準</u>」、「<u>保安基準</u>」、「<u>土木建築基準</u>」及び「<u>火災防護計画（基準）</u>」に明確にし、運営管理する。</p>	<p><b>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む、以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</li> <li>b 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配置し、又は雇用することを含む。）を講ずる。</li> <li>c 6.2(2)bに基づく措置の裏効性を評価する。</li> <li>d 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</li> <li>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</li> <li>(c) 原子力の安全に対する当該業務の重要性</li> </ul> </li> <li>e 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）として保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</li> <li>b. 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</li> <li>c. その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</li> <li>d. 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</li> </ul> <p>(4) 業務の計画のアウトプットは、保安に関する組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>保安に関する組織は、次の事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</li> <li>b. 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</li> <li>c. 保安に関する組織が必要と判断する追加要求事項すべて</li> </ul>	<p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）を策定する。(4.1(2)c)の事項を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.1(1)で策定した計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果、この起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価</li> <li>(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</li> </ul> </li> <li>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</li> <li>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</li> <li>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</li> <li>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</li> </ul> <p>(4) 保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>保安に関する組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</li> <li>(2) 関係法令</li> <li>(3) 7.2.1(1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に関する組織が必要とする要求事項</li> </ul>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、保安に関する組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要件に理解されていることを確実にする。</p>	<p><b>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a 当該個別業務等要求事項が定められている。</p> <p>b 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合における、その相違点が<u>説明</u>されている。</p> <p>c 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要件に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p><b>7.2.3 外部とのコミュニケーション</b></p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p>	<p><b>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</b></p> <p>保安に関する組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計・開発の段階</li> <li>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</li> <li>設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</li> </ol> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>機能及び性能に関する要求事項</li> <li>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</li> <li>適用される法令・規制要求事項</li> <li>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</li> </ol> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないものとする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発のアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</li> <li>調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</li> <li>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</li> <li>安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</li> </ol>	<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。この設計開発には設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計開発計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)cの事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</li> <li>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</li> <li>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</li> <li>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</li> </ol> <p>(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.1(1)に基づき策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>機能及び性能に係る要求事項</li> <li>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</li> <li>関係法令</li> <li>その他設計開発に必要な要求事項</li> </ol> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</li> <li>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。</li> <li>合否判定基準を含むものである。</li> <li>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</li> </ol>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.3.4 設計・開発のレビュー</b></p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a 設計・開発の結果が、要求事項を満たすかどうかを評価する。</p> <p>b 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><b>7.3.5 設計・開発の検証</b></p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1 参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p><b>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</b></p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p>	<p><b>7.3.4 設計開発レビュー</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b 設計開発の問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>7.3.5 設計開発の検証</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。この検証には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.3.5(1)に基づき検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、当該設計開発を行った要員に7.3.5(1)に基づき検証をさせない。</p> <p><b>7.3.6 設計開発の妥当性確認</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。この設計開発妥当性確認には、機器等の設置後であれば妥当性確認を行うことができず、ない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.3.7 設計・開発の変更管理</b></p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含む。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><b>7.4 調達</b></p> <p><b>7.4.1 調達プロセス</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合には必要ないかなる措置に関する方法を定める。</p>	<p><b>7.3.7 設計開発の変更の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づき審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づき審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>7.4 調達</b></p> <p><b>7.4.1 調達プロセス</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託される範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.4.1(3)に基づき評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.4.2 調達要求事項</b></p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含め、<u>る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a <u>製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></li> <li>b <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u></li> <li>c <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></li> <li>d <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></li> <li>e <u>安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></li> </ul> <p>(2) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを<u>確保</u>にする。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p><b>7.4.3 調達製品の検証</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを<u>確実に</u>するために、必要な検査又はその他の活動を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p><b>7.5 業務の実施</b></p> <p><b>7.5.1 業務の管理</b></p> <p>保安に関する組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</li> <li>b 必要に応じて、作業手順が利用できる。</li> <li>c 適切な設備を使用している。</li> <li>d 監視機器及び測定機器が利用できる、使用している。</li> <li>e 監視及び測定が実施されている。</li> <li>f 業務のリリースが実施されている。</li> </ul>	<p><b>7.4.2 調達物品等要求事項</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>調達物品等</u>に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、<u>該当するものを含める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></li> <li>b <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></li> <li>c <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></li> <li>d <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</u></li> <li>e <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></li> <li>f <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></li> <li>g <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></li> </ul> <p>(2) 保安に関する組織は、<u>調達物品等</u>要求事項として、当該組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに<u>関することを含める。</u></p> <p>(3) 保安に関する組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) 保安に関する組織は、<u>調達物品等</u>を受領する場合には、<u>調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><b>7.4.3 調達物品等の検証</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>調達物品等</u>が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施すること</u>としたときは、<u>当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について</u>調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p><b>7.5 個別業務の実施</b></p> <p><b>7.5.1 個別業務の管理</b></p> <p>保安に関する組織は、<u>個別業務計画に基づき個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a <u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></li> <li>b <u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></li> <li>c <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u></li> <li>d <u>当該個別業務に見合う設備を使用している。</u></li> <li>e <u>監視機器及び測定機器が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</u></li> <li>f <u>8.2.3に基づき監視測定を実施している。</u></li> <li>g <u>品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</li> <li>b 設備の承認及び要員の適格性確認</li> <li>c 所定の方法及び手順の適用</li> <li>d 記録に関する要求事項(4.2.4 参照)</li> <li>e 妥当性の再確認</li> </ul> <p><b>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</b></p> <p>(1) 必要な場合には、保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の実施に關連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、保安に関する組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><b>7.5.4 組織外の所有物</b></p> <p>発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><b>7.5.5 調達製品の保存</b></p> <p>発電所組織は、調達製品の検証後、受入から拒付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p><b>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるとを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められないものを除く。)を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</li> <li>b 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</li> <li>c 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</li> </ul> <p><b>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p><b>7.5.4 組織外の外部の者の物品</b></p> <p>保安に関する組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>7.5.5 調達物品の管理</b></p> <p>保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.6 監視機器及び測定機器の管理</b></p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、発電所組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 発電所組織は、監視及び測定の結果の妥当性を確保できる方法で監視及び測定を実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</p> <p>a 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>c 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>b 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d 測定した結果が無効となるような操作ができないようにする。</p> <p>e 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、発電所組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。発電所組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p><b>7.6 監視測定のための設備の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.6(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性とれた方法で実施する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</p> <p>b 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c 所要の調整がなされている。</p> <p>d 監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</p> <p>e 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.6(4)に示す不適合が判明した場合において、当該監視測定のための設備及び7.6(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとされたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8 評価及び改善</b></p> <p><b>8.1 一般</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 品質マネジメントシステムの適合性を継続的に改善する。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p><b>8.2 監視及び測定</b></p> <p><b>8.2.1 原子力安全の達成</b></p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関し、外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p>	<p><b>8 評価及び改善</b></p> <p><b>8.1 監視判定、分析、評価及び改善</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が8.1(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p><b>8.2 監視判定</b></p> <p><b>8.2.1 組織の外部の者の意見</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.1(1)に基づく意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.2.2 内部監査</b></p> <p>(1) 監査部門は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明瞭にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、JEA4111の要求事項に適合しているか、及び保安に関する組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査部門は、監査の対象となるプロセス及び領域の<b>状態及び重要性</b>、並びにこれまでの<b>監査結果を考慮して</b>、<b>監査プログラムを策定する</b>。監査の<b>基準</b>、<b>範囲</b>、<b>頻度</b>及び<b>方法を規定する</b>。監査員の<b>選定及び監査の実施</b>においては、<b>監査プロセスの客観性及び公平性を確保する</b>。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の<b>計画及び実施</b>、<b>記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限</b>、並びに要求事項を「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録は、維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために選ばなく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確保にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。</p>	<p><b>8.2.2 内部監査</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う監査部門により内部監査を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、8.2.2(7)に基づき通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を選ばなく議じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.2.3 プロセスの監視及び測定</b>            (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p><b>8.2.4 検査及び試験</b>            (1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査基準」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を駆え付けたリ、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p>	<p><b>8.2.3 プロセスの監視測定</b>            (1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合うように次の事項を含む方法により、これを行う。この監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、8.2.3(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p><b>8.2.4 機器等の検査等</b>            (1) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。この記録には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等における独立性については、8.2.4(5)を適用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.3 不適合管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、保安に関する組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニュースシアへ登録・公開する。</p> <p><b>8.4 データの分析</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの有効性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</p> <p>b 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d 供給者の能力(7.4参照)</p> <p><b>8.5 改善</b></p> <p><b>8.5.1 継続的改善</b></p> <p>保安に関する組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p><b>8.3 不適合の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a 発見された不適合を除去するための処置を講ずる。</p> <p>b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>c 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>d 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、8.3(3)aに基づき措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を表証するための検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニュースシアへ登録・公開する。</p> <p><b>8.4 データの分析及び評価</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に關するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.4(1)に基づくデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a 保安に関する組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p><b>8.5 改善</b></p> <p><b>8.5.1 継続的改善</b></p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要なる事項を明確にとるとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、再発防止のため、<u>不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>b. <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>a. <u>不適合のレビュー</u></p> <p>d. <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f. <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>c. <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>e. <u>とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項 (IEAO4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「不適合管理基準」、「根本原因分析実施基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</u></p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p>(a) <u>不適合その他の事象の分析 (情報の収集及び整理並びに、技術的、人的及び組織的側面等を考慮することを含む。)</u> 及び当該不適合の原因の明確化 (必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点がある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>(b) <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b. <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c. <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d. <u>必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みごとを含む。) を変更する。</u></p> <p>e. <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f. <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 (単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関して、根本的な原因を究明するために行う分析 (以下「根本原因分析」という。) の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>g. <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.2(1)に掲げる事項について「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に、根本原因分析に係る要求事項を「根本原因分析実施基準」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

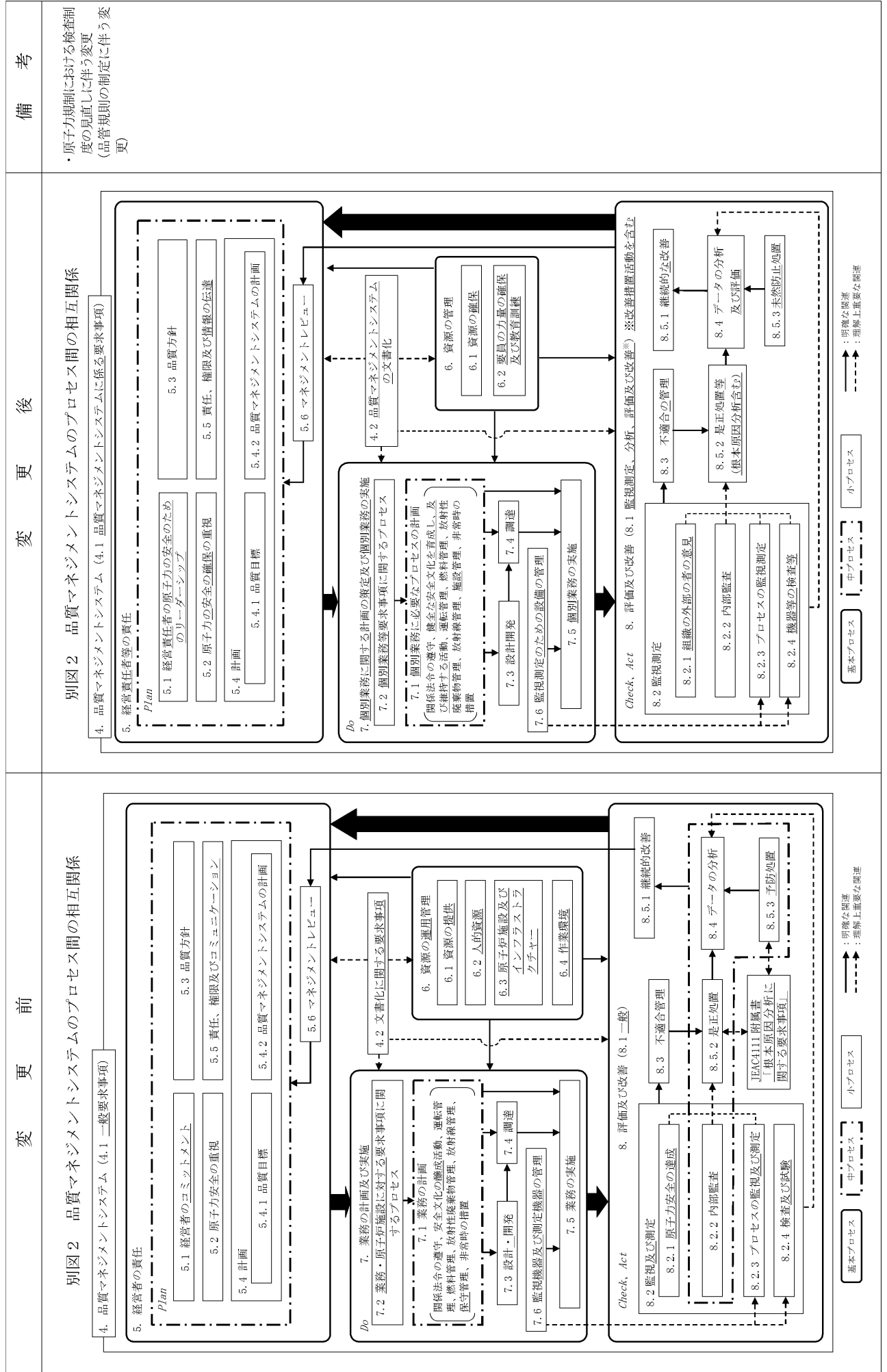


# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.5.3 予防処置</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、起り得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施に よって得られた知見（良好事例を含む。）及び他の施設から得られた知見（ニューシニア登録情報 を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施に よって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起り得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>a 起り得る不適合及びその原因の特定 b 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c 必要な処置の決定及び実施 e とった予防処置の有効性のレビュー d とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（IEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を 「予防処置基準」、「根本原因分析実施基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p>	<p><b>8.5.3 未然防止処置</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ニューシニア登録情報を含 む。）を収集し、自らの組織で起り得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その 他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重 要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a 起り得る不適合及びその原因について調査する。 b 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.3(1)に掲げる事項について「未然防止処置基準」、「改善措置活動管 理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制 度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変 更)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更	後	備考
----	---	----

別表1 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表

要求事項	1次文書	2次文書	文書名
4.1 一般要求事項	—	—	品質マネジメントシステムに係る要求事項
4.2.1 一般	—	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.2 品質マニュアル	—	—	品質マニュアル
4.2.3 文書の管理	—	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.4 記録の管理	—	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
5.1 経営者のコミットメント	—	—	経営責任の原子力の安全のためのリーダーシップ
5.2 原子力の安全の重視	—	—	原子力の安全の重視
5.3 品質方針	—	—	品質方針
5.4.1 品質目標	—	—	品質目標
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	—	—	品質マネジメントシステムの計画
5.5.1 責任及び権限	—	—	責任及び権限
5.5.2 経営責任者	—	—	品質マネジメントシステム管理責任者
5.5.3 プロセス責任者	—	—	品質マネジメントシステムの伝達
5.5.4 組織の内部の情報伝達	—	—	品質マネジメントシステム管理責任者
5.6.1 マネジメントレビューの計画	—	—	品質マネジメントレビューの計画
5.6.2 マネジメントレビューの実施	—	—	品質マネジメントレビューの実施
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	—	—	品質マネジメントレビューからのアウトプット
6.1 資源の確保	—	—	資源の確保
6.2.1 教育訓練基準	—	—	教育訓練基準
6.2.2 力量、教育、訓練及び記録	—	—	力量、教育、訓練及び記録
6.3 作業環境	—	—	作業環境
7.1 業務の計画	—	—	業務の計画
7.2.1 業務、原子力施設に対する要求事項の明確化	—	—	業務、原子力施設に対する要求事項の明確化
7.2.2 業務、原子力施設に対する要求事項のレビュー	—	—	業務、原子力施設に対する要求事項のレビュー
7.3 設計・開発	—	—	設計・開発
7.4 試験	—	—	試験
7.5.1 業務の管理	—	—	業務の管理
7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	—	—	業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
7.5.3 識別及びトレーサビリティ	—	—	識別及びトレーサビリティ
7.5.4 製造品の保存	—	—	製造品の保存
7.5.5 製造品の管理	—	—	製造品の管理
7.6 危険状態及び不適合の管理	—	—	危険状態及び不適合の管理
8.1 一般	—	—	一般
8.2.1 原子力安全の確保	—	—	原子力安全の確保
8.2.2 内部監査	—	—	内部監査
8.2.3 プロセスの監視及び測定	—	—	プロセスの監視及び測定
8.2.4 検査及び試験	—	—	検査及び試験
8.3 不適合管理	—	—	不適合管理
8.4 統計的処理	—	—	統計的処理
8.5.1 製品の放行	—	—	製品の放行
8.5.2 製品の検証	—	—	製品の検証
8.5.3 不良処置	—	—	不良処置
8.5.4 予防処置	—	—	予防処置
8.5.5 継続的改善	—	—	継続的改善

別表1 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表

要求事項	1次文書	2次文書	文書名
4.1 一般要求事項	—	—	品質マネジメントシステムに係る要求事項
4.2.1 一般	—	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.2 品質マニュアル	—	—	品質マニュアル
4.2.3 文書の管理	—	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.4 記録の管理	—	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
5.1 経営責任の原子力の安全のためのリーダーシップ	—	—	経営責任の原子力の安全のためのリーダーシップ
5.2 原子力の安全の重視	—	—	原子力の安全の重視
5.3 品質方針	—	—	品質方針
5.4.1 品質目標	—	—	品質目標
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	—	—	品質マネジメントシステムの計画
5.5.1 責任及び権限	—	—	責任及び権限
5.5.2 経営責任者	—	—	品質マネジメントシステム管理責任者
5.5.3 プロセス責任者	—	—	品質マネジメントシステムの伝達
5.5.4 組織の内部の情報伝達	—	—	品質マネジメントシステム管理責任者
5.6.1 マネジメントレビューの計画	—	—	品質マネジメントレビューの計画
5.6.2 マネジメントレビューの実施	—	—	品質マネジメントレビューの実施
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	—	—	品質マネジメントレビューからのアウトプット
6.1 資源の確保	—	—	資源の確保
6.2.1 教育訓練基準	—	—	教育訓練基準
6.2.2 力量、教育、訓練及び記録	—	—	力量、教育、訓練及び記録
6.3 作業環境	—	—	作業環境
7.1 業務の計画	—	—	業務の計画
7.2.1 業務、原子力施設に対する要求事項の明確化	—	—	業務、原子力施設に対する要求事項の明確化
7.2.2 業務、原子力施設に対する要求事項のレビュー	—	—	業務、原子力施設に対する要求事項のレビュー
7.3 設計・開発	—	—	設計・開発
7.4 試験	—	—	試験
7.5.1 業務の管理	—	—	業務の管理
7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	—	—	業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
7.5.3 識別及びトレーサビリティの確保	—	—	識別及びトレーサビリティの確保
7.5.4 製造品の保存	—	—	製造品の保存
7.5.5 製造品の管理	—	—	製造品の管理
7.6 危険状態及び不適合の管理	—	—	危険状態及び不適合の管理
8.1 一般	—	—	一般
8.2.1 原子力安全の確保	—	—	原子力安全の確保
8.2.2 内部監査	—	—	内部監査
8.2.3 プロセスの監視及び測定	—	—	プロセスの監視及び測定
8.2.4 検査及び試験	—	—	検査及び試験
8.3 不適合管理	—	—	不適合管理
8.4 統計的処理	—	—	統計的処理
8.5.1 製品の放行	—	—	製品の放行
8.5.2 製品の検証	—	—	製品の検証
8.5.3 不良処置	—	—	不良処置
8.5.4 予防処置	—	—	予防処置
8.5.5 継続的改善	—	—	継続的改善

原子力規制における検査制  
 度の見直しに伴う変更  
 (品管規則の制定に伴う変更)

原子力規制における検査制  
 度の見直しに伴う変更  
 (輸入廃棄物の廃棄に係る規  
 定を追加、美用貯規則及び  
 保安規定・審査基準の改正、  
 並びに原子力事業者等に  
 おける使用前事業者検査、定  
 期事業者検査、保安のため  
 の措置等)に係る運用ガイド  
 の(反映)

※1：別図1「保安前記品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとおり、2次文書のうち「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」、「マネジメントレビュー-管理基準」の上位となる1次文書は「品質マニュアル(要則)」である。

※2：別図2「内部監査」以外の要求事項に対する原子力監査の実施事項に示すとおり、「原子力内部監査要則」で規定する。

※3：別図3「保安前記品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとおり、2次文書のうち「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」、「マネジメントレビュー-管理基準」の上位となる1次文書は「品質マニュアル(要則)」である。

※4：別図4「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に示すとおり、2次文書のうち「品質マニュアル(要則)」である。



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質規則の用語に合わせ「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更)</li> <li>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事*1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事*1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子力技術部長の職務へ「輸入廃棄物の管理」を追加)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げ)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第5条 (保安に関する職務) 続き</b></p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)及び(26)から(31)で定める課長をいう場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(36) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p><b>第5条 (保安に関する職務) 続き</b></p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(36) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をいう場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(37) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げ）</p>
<p>※1：廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第2編第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>※1：廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第2編第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p>	



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(5) 保守管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、委員5名(14)から(16)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、委員5名(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げ）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、<u>安全品質保証統括室長</u>、<u>安全品質保証統括副室長</u>及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「保守管理」を「施設管理」に変更)</li> <li>・原子力規制における検査制(事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室長」を兼務できる職位より削除)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																				
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、<u>十全</u>に遂行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">条 文</th> <th style="width: 33%;">内 容</th> <th style="width: 34%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条 (運転員等の確保)</td> <td>第5項及び第7項に定める体制の構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>第2項に定める制御棒の挿入限界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第31条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35条 (1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)</td> <td>第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第91条 (異常取束後の措置)</td> <td>第2項に定める原子炉の再起動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第93条 (新燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める燃料取替実施計画 (燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第96条 (使用済燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第103条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第129条 (所員への保安教育)</td> <td>第1項に定める所員への保安教育実施計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第130条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容		第12条 (運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築		第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画		第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画		第23条 (制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界		第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲		第35条 (1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲		第91条 (異常取束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動		第93条 (新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)		第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料取替実施計画 (燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)		第96条 (使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)		第103条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除		第129条 (所員への保安教育)	第1項に定める所員への保安教育実施計画		第130条 (請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画		<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、<u>十分</u>に遂行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">条 文</th> <th style="width: 33%;">内 容</th> <th style="width: 34%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条 (運転員等の確保)</td> <td>第5項及び第7項に定める体制の構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>第2項に定める制御棒の挿入限界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第31条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35条 (1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)</td> <td>第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第91条 (異常取束後の措置)</td> <td>第2項に定める原子炉の再起動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第93条 (新燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める燃料取替実施計画 (燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第96条 (使用済燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第103条の2 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第129条 (所員への保安教育)</td> <td>第1項に定める所員への保安教育実施計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第130条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容		第12条 (運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築		第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画		第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画		第23条 (制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界		第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲		第35条 (1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲		第91条 (異常取束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動		第93条 (新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)		第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料取替実施計画 (燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)		第96条 (使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)		第103条の2 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除		第129条 (所員への保安教育)	第1項に定める所員への保安教育実施計画		第130条 (請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正に伴い、「十分」を「十分」に変更)</li>   <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文番号の繰り下げ)</li> </ul>
条 文	内 容																																																																																					
第12条 (運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築																																																																																					
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																																																																					
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																																																																																					
第23条 (制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界																																																																																					
第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																																																																																					
第35条 (1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																																																					
第91条 (異常取束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動																																																																																					
第93条 (新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)																																																																																					
第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料取替実施計画 (燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)																																																																																					
第96条 (使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)																																																																																					
第103条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																																																					
第129条 (所員への保安教育)	第1項に定める所員への保安教育実施計画																																																																																					
第130条 (請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画																																																																																					
条 文	内 容																																																																																					
第12条 (運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築																																																																																					
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																																																																					
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																																																																																					
第23条 (制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界																																																																																					
第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																																																																																					
第35条 (1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																																																					
第91条 (異常取束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動																																																																																					
第93条 (新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)																																																																																					
第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料取替実施計画 (燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)																																																																																					
第96条 (使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画 (3号炉のみ)																																																																																					
第103条の2 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																																																					
第129条 (所員への保安教育)	第1項に定める所員への保安教育実施計画																																																																																					
第130条 (請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画																																																																																					
< 以下、省略 >	< 以下、省略 >																																																																																					

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)            第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物<sup>※1</sup>の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)            第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物<sup>※1</sup>の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                (保安規定審査基準の改正に伴い「十全」を「十分」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 11 条の 2 所長は、表 11 の 2 - 1 に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 49 条第 1 項第 2 号に基づき、原子力規制委員会が施設定期検査(以下「定期検査」といふ。)を受け、べき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※ 1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 11 条の 2 所長は、表 11 の 2 - 1 に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 55 条第 4 項第 1 号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※ 1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査(実用炉規則第 55 条第 3 項の規定を適用して行うものを除く。以下、本条において同じ。)が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するため原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各第二課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設<sup>※1</sup>を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 原子炉施設の運転に必要な監視項目<sup>※2</sup>を定め、中央制御室における監視、第13条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各第二課長に通知する。</p> <p>イ 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>エ 原子炉施設の設定故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保守第二課長、土木建築課長及び発電第二課長直課長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 第13条第3項の巡視点検を実施する。その結果、異状があれば関係各第二課長に通知する。</p> <p>イ 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各第二課長の依頼に基づき、第1号イによる運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各第二課長は、発電第二課長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各第二課長は、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文を新規追加）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(巡視点検)</p> <p>第 13 条 発電第二課当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第 105 条第 1 項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却系統施設</li> <li>(2) 制御材駆動設備</li> <li>(3) 電源、給排水及び排気施設</li> </ol> <p>2 発電第二課当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内及び第 105 条第 1 項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第 105 条第 1 項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、土木建築課長及び発電第二課当直課長は、「非常事態対策基準」、「放射線管理基準」、「化学管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1 か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は 7 日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査ごととする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 13 条 発電第二課当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第 105 条第 1 項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。基施においては、第 118 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。 以下、本条において同じ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却系統施設</li> <li>(2) 制御材駆動設備</li> <li>(3) 電源、給排水及び排気施設</li> </ol> <p>2 発電第二課当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内及び第 105 条第 1 項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第 105 条第 1 項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長及び発電第二課当直課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「放射線管理基準」、「化学管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1 か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は 7 日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第 8 章施設管理との関連を追記）</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第 16 条 発電第二課当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電第二課長は、最終ヒートアップ開始<sup>※1</sup>までに、第 3 節の条文中で定期検査時に関係課長から発電第二課長に通知されることとなっている確認項目<sup>※2</sup>について、通知が完了していることを確認する<sup>※3</sup>とともに、その旨を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>※ 1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード 5 からモード 4 への移行操作を開始することを含む。</p> <p>※ 2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※ 3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の 1 年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第 16 条 発電第二課当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電第二課長は、最終ヒートアップ開始<sup>※1</sup>までに、第 3 節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電第二課長に通知されることとなっている確認項目<sup>※2</sup>について、通知が完了していることを確認する<sup>※3</sup>とともに、その旨を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>※ 1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード 5 からモード 4 への移行操作を開始することを含む。</p> <p>※ 2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※ 3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の 1 年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・保安規定審査基準の一部改正に伴う変更          (重大事故等対処施設の使用を開始する場合にあらからしめ必要な教育及び訓練を行うことを規定)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること</p> <p>ウ イ項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること</p> <p>ウ イ項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・保安規定審査基準の一部改正に伴う変更 (重大事故等対処施設の使用を開始する場合にあらからしめ必要な教育及び訓練を行うことを規定)</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第 18 条の 2 発電第二課長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉、事故時間となる手動弁のうち、開とそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第 1 弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第 18 条の 2 発電第二課長は、定期事業者検査時に、通常時閉、事故時間、事故時間となる手動弁のうち、開とそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第 1 弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(制御棒動作機能) 第 22 条 モード 1 及び 2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表 22-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間 (原子炉トリップ信号発生から全ストロークの 85%に至るまでの時間) が 2.5 秒以下であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(制御棒動作機能) 第 22 条 モード 1 及び 2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表 22-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間 (原子炉トリップ信号発生から全ストロークの 85%に至るまでの時間) が 2.5 秒以下であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第 24 条 モード 1 及び 2 において、制御棒位置指示は、表 24-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12 ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第 24 条 モード 1 及び 2 において、制御棒位置指示は、表 24-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12 ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(炉物理検査 ーモード2ー)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時<sup>※1</sup>において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)及び第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測及び制御設備)の規定に基づき出力領域及び中間領域中性子束計表に関する設定値確認及び機能検査が完了していることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(炉物理検査 ーモード2ー)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時<sup>※1</sup>において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)及び第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測及び制御設備)の規定に基づき出力領域及び中間領域中性子束計表に関する設定値及び機能の確認が完了していることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能))</p> <p>第 27 条 モード 1 及び 2 において、化学体積制御系は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、モード 1 及び 2 において、1 か月に 1 回、1 台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>(2) 発電第二課長は、モード 1 及び 2 において、1 か月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、モード 1 及び 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表 27-2 で定める頻度で確認する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、緊急ほう酸注入弁が開弁できることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能))</p> <p>第 27 条 モード 1 及び 2 において、化学体積制御系は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、モード 1 及び 2 において、1 か月に 1 回、1 台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>(2) 発電第二課長は、モード 1 及び 2 において、1 か月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、モード 1 及び 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表 27-2 で定める頻度で確認する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、緊急ほう酸注入弁が開弁できることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項					
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※3</sup>	-	-	モード1及び2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※4</sup> のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能を確認する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1か月に1回(交互に2系統ずつ)	保修第二課長			
					B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	1時間				機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
			C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	モード3(a)、4(a)及び5(a)	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	48時間			
			B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	48時間								
			C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間								

表 33-2 原子炉保護系計装

- 【凡例】
- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合
  - (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未済
  - (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
  - (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未済
  - (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
  - (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
  - (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
  - (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未済
  - (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
  - (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
  - (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。  
 ※3：モード1及び2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認及び運転中に作業を実施した場合は、その復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。

第33条 (計測及び制御設備)

表 33-2 原子炉保護系計装

- 【凡例】
- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合
  - (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未済
  - (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
  - (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未済
  - (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
  - (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
  - (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
  - (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未済
  - (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
  - (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
  - (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項					
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※3</sup>	-	-	モード1及び2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※4</sup> のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1か月に1回(交互に2系統ずつ)	保修第二課長			
					B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	1時間				機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
			C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	モード3(a)、4(a)及び5(a)	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	48時間			
			B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	48時間								
			C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間								

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。  
 ※3：モード1及び2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認及び運転中に作業を実施した場合は、その復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。

第33条 (計測及び制御設備)



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

後 更 変	備 考	原子力規制庁における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制庁における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)										
		機 能	設 定 値		適 用 モ ー ド	所 要 チ ャ ン ネ ル ・ 系 統 数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
			3号炉	4号炉			条 件	措 置	完 了 時 間	項 目	頻 度	担 当
		2. 手動原子炉トリップ <sup>※5</sup>	-	モード1及び2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	48時間 12時間 13時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	
				モード3(a)、4(a)及び5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	48時間 1時間				
		※5：モード1及び2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。										

前 更 変	備 考	原子力規制庁における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制庁における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)										
		機 能	設 定 値		適 用 モ ー ド	所 要 チ ャ ン ネ ル ・ 系 統 数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
			3号炉	4号炉			条 件	措 置	完 了 時 間	項 目	頻 度	担 当
		2. 手動原子炉トリップ <sup>※5</sup>	-	モード1及び2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	48時間 12時間 13時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	
				モード3(a)、4(a)及び5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	48時間 1時間				
		※5：モード1及び2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		適 用 モード	所 要 チャンネル・系統数	所 要 チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確 認 事 項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	3. 中性子束高 (出力領域)	高設定			定格出力の 111 %以下	モード1 及び 2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを除く) が動作不能である 場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※8</sup> 。	6時間
	低設定	定格出力の 27 %以下	モード1 (b) 及 び2	4 <sup>※7</sup>	B. 条件Aの措置 を完了時間内に 達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
					A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを除く)が動 作不能である 場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※8</sup> 。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 <sup>※6</sup> する。	1日に1回	発電第二課 当直課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内に 達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間			

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。

※7：検出器特性検査時、伊内外核計装照会校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での伊物理検査時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合は、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみまない(以下、本条において同じ)。

※8：検出器特性検査時、伊内外核計装照会校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での伊物理検査時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる(以下、本条において同じ)。

備考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後 更 変

前 更 変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※9</sup>			確認事項					
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>												
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1及び2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※8</sup> 。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長			
		減少率高	定格出力の8%ステップ以下	モード1及び2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※8</sup> 。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。				6時間 12時間		
	5. 中性子束高(中間領域)	定格出力の30%以下	モード1(b)及び2(c)	2 <sup>※9</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電第二課当直課長は、P-6未済にする。 又は A. 2 発電第二課当直課長は、P-10以上にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、P-6未済にする。	2時間 2時間				設定値及び機能を確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電第二課当直課長
			モード2(d)	2	A. 1又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに						

※9：制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※9</sup>			確認事項					
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>												
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1及び2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※8</sup> 。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長			
		減少率高	定格出力の8%ステップ以下	モード1及び2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※8</sup> 。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。				6時間 12時間		
	5. 中性子束高(中間領域)	定格出力の30%以下	モード1(b)及び2(c)	2 <sup>※9</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電第二課当直課長は、P-6未済にする。 又は A. 2 発電第二課当直課長は、P-10以上にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、P-6未済にする。	2時間 2時間				設定値確認及び機能検査を実施する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電第二課当直課長
			モード2(d)	2	A. 1又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに						

※9：制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		通 用 モード	所 要 チャンネル・系統数	所 要 チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確 認 事 項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下			モード2 (d)	2 <sup>※10</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値及び機能を確認する。
					B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指し値により確認する。	1日に1回	発電第二課当直課長
			モード3 (a)、4 (a)及び5 (a)	2 <sup>※10※11</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			
					C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
			モード3 (e)、4 (e)及び5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに  2時間 その後の12時間1回			

※10: 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11: 「中性子源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

備 考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(美用所規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後 更 変

前 更 変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2 × 10 <sup>5</sup> cps 以下			モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	A.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 4時間 その後の12時間に1回	速やかに	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A.1 チャンネルが動作不能である場合 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 B.1 チャンネルが動作不能である場合 及び B.2 発電第二課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B.3 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.4 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	A.1 係長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※12</sup> 13。 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	1 発電第二課当直課長			

※12: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※13: A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。  
 ※14: B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

備考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
 ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (美用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後  
更  
変

前  
更  
変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	第34条の設定範囲内				モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内		モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回 1日に1回	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回 保修第二課長及び技術第二課長 定期事業者検査時 発電第二課当直課長
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内		モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回 1日に1回	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回 保修第二課長及び技術第二課長 定期事業者検査時 発電第二課当直課長
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 保修第二課当直課長 発電第二課当直課長

※15: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。  
 ※16: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる(以下、本条において同じ)。

備考

- 原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)
- 原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後 更 変

前 更 変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下			モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電第二課当直課長	保修第二課長 発電第二課当直課長
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ当たり4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、P-8未済にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電第二課当直課長	保修第二課長 発電第二課当直課長
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ当たり4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電第二課当直課長	保修第二課長 発電第二課当直課長

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下			モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期検査時 発電第二課当直課長	保修第二課長 発電第二課当直課長
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ当たり4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、P-8未済にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期検査時 発電第二課当直課長	保修第二課長 発電第二課当直課長
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ当たり4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期検査時 発電第二課当直課長	保修第二課長 発電第二課当直課長

備考

後変更

前変更

原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz 以上		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
15. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上		モード1及び2	1基当たり4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電第二課当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間			
16. タービントリップ	タービン非常遮断油圧低	6.4 MPa[gage]以上	モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
主蒸気止め弁全閉	-		モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz 以上		モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
15. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上		モード1及び2	1基当たり4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期検査時 発電第二課当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間			
16. タービントリップ	タービン非常遮断油圧低	6.4 MPa[gage]以上	モード1(f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
主蒸気止め弁全閉	-		モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	12時間			

備考

後

変更

前

変更

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	17. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1, 非常用炉心冷却系を参照			モード1及び2	4系統	A.1系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能を確認する。	定期事業者検査時
18. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋地下1階床 (EL.3.7 m) 310 Gal以下	原子炉周辺建屋地下1階床 (EL.3.7 m) 220 Gal以下	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
		原子炉補助建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	原子炉周辺建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 80 Gal以下	原子炉周辺建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 80 Gal以下	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	17. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1, 非常用炉心冷却系を参照			モード1及び2	4系統	A.1系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時
18. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋地下1階床 (EL.3.7 m) 310 Gal以下	原子炉周辺建屋地下1階床 (EL.3.7 m) 220 Gal以下	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
		原子炉補助建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	原子炉周辺建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 80 Gal以下	原子炉周辺建屋地下4階床 (EL.-18.0m) 80 Gal以下	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A.1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			

備考

後変更

前変更

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 <sup>-11</sup> ～ 1.3×10 <sup>-10</sup> A		モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
b. P-7	d. 項及びe. 項参照		モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	1時間 12時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 35±1.8 %		モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、P-8未済にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1.8 %		モード1 (b) 及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
e. P-13	タービン第1段 出口圧力 定格出力の 10±0.6 %		モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、P-13未済にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。										
19. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 <sup>-11</sup> ～ 1.3×10 <sup>-10</sup> A		モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
b. P-7	d. 項及びe. 項参照		モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、P-7未済にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 35±1.8 %		モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、P-8未済にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1.8 %		モード1 (b) 及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
e. P-13	タービン第1段 出口圧力 定格出力の 10±0.6 %		モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※17</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電第二課当直課長は、P-13未済にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。										

備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)
- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(美用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
<p>表 33-3 工学的安全施設等作動計画</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上                      (b) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く。                      (c) P-11 (加圧器圧力) インターロック未済                      (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く</p>										
<p>表 33-3 工学的安全施設等作動計画</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上                      (b) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く。                      (c) P-11 (加圧器圧力) インターロック未済                      (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く</p>										
<p>表 33-3 工学的安全施設等作動計画</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上                      (b) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く。                      (c) P-11 (加圧器圧力) インターロック未済                      (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く</p>										
<p>表 33-3 工学的安全施設等作動計画</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上                      (b) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く。                      (c) P-11 (加圧器圧力) インターロック未済                      (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く</p>										

備考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
 ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後  
更  
変

前  
更  
変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	12.04 MPa[gage]以上									
d. 原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2及び3(a)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長
e. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上		モード1、2及び3(a)	各主蒸気ラインごとに4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	12.04 MPa[gage]以上									
d. 原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2及び3(a)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長
e. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上		モード1、2及び3(a)	各主蒸気ラインごとに4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※16</sup> 。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長

備考

後 更 変

前 更 変

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「確認」に変更)  
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	2. 格納容器スプレイ系									
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
b. 手動起動	-		モード1、2、3及び4	4	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
c. 格納容器圧力異常高	205 kPa[gage]以下		モード1、2及び3	4※15	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※18。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	2. 格納容器スプレイ系									
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
b. 手動起動	-		モード1、2、3及び4	4	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
c. 格納容器圧力異常高	205 kPa[gage]以下		モード1、2及び3	4※15	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※18。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長

備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)
- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	3号炉	4号炉			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
3. 格納容器隔離										
a. 格納容器隔離A										
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
(2) 手動起動	-		モード1、2、3及び4	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
b. 格納容器隔離B										
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
(2) 手動起動	-		モード1、2、3及び4	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
(3) 格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照									
3. 格納容器隔離										
a. 格納容器隔離A										
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
(2) 手動起動	-		モード1、2、3及び4	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
b. 格納容器隔離B										
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
(2) 手動起動	-		モード1、2、3及び4	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
(3) 格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照									

備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)
- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (美用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後 更 変

前 更 変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	-									
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離										
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	発電第二課長
(2) 格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照									
(3) 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の69%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	発電第二課長及び保修第二課長	
d. 格納容器換気系隔離										
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
(2) 手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照 機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照								
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離										
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電第二課長
(2) 格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照									
(3) 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の69%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電第二課長及び保修第二課長	
d. 格納容器換気系隔離										
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
(2) 手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照 機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照								
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照									

備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)
- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (美用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離	-		モード1、2 (b)及び3 (b)	2系統 <sup>※18</sup>	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-		モード1、2 (b)及び3 (b)	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
b. 手動起動	-		モード1、2 (b)及び3 (b)	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
c. 格納容器圧力異常高	138 kPa[gage]以下		モード1、2 (b)及び3 (b)	4 <sup>※19</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
d. 主蒸気ライン圧力低	機能1、非常用炉心冷却系 e. 主蒸気ライン圧力低を参照		モード1、2 (b)及び3 (a) (b)	機能1、非常用炉心冷却系 e. 主蒸気ライン圧力低を参照						
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	0.87 MPa[gage]ステップ以下		モード3 (b) (c)	各主蒸気ラインごとに4 <sup>※19</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離	-		モード1、2 (b)及び3 (b)	2系統 <sup>※18</sup>	A.1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-		モード1、2 (b)及び3 (b)	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
b. 手動起動	-		モード1、2 (b)及び3 (b)	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
c. 格納容器圧力異常高	138 kPa[gage]以下		モード1、2 (b)及び3 (b)	4 <sup>※19</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
d. 主蒸気ライン圧力低	機能1、非常用炉心冷却系 e. 主蒸気ライン圧力低を参照		モード1、2 (b)及び3 (a) (b)	機能1、非常用炉心冷却系 e. 主蒸気ライン圧力低を参照						
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	0.87 MPa[gage]ステップ以下		モード3 (b) (c)	各主蒸気ラインごとに4 <sup>※19</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長

備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)
- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	-									
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-		モード1、2 (d)及び3(d)	2系統 <sup>※18</sup>	A.1 系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間  12時間  36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下		モード1、2 (d)及び3(d)	1基当たり 4 <sup>※15</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup> B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間  12時間  36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長  発電第二課当直課長
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系を参照										
d. 1次冷却材平均温度低 <sup>※16</sup> と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	291.7℃以上	モード1、2 (d)及び3(d)	4 <sup>※15</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup> B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間  12時間  36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長  発電第二課当直課長
原子炉トリップ										
表33-2 原子炉保護系計装を参照										
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-		モード1、2 (d)及び3(d)	2系統 <sup>※18</sup>	A.1 系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間  12時間  36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下		モード1、2 (d)及び3(d)	1基当たり 4 <sup>※15</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup> B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間  12時間  36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長  発電第二課当直課長
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系を参照										
d. 1次冷却材平均温度低 <sup>※16</sup> と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	291.7℃以上	モード1、2 (d)及び3(d)	4 <sup>※15</sup>	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup> B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間  12時間  36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長  発電第二課当直課長
原子炉トリップ										
表33-2 原子炉保護系計装を参照										

備考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定める LCO を満たしているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>																													
	機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																				
	3号炉	4号炉	条件	措置			完了時間	項目	頻度	担当																				
後 更 変	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10" style="text-align: left; padding-left: 5px;">6. インターロック</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">a. P-11</td> <td style="padding: 2px;">加圧器圧力 13.239±0.0325 MPa[gage]</td> <td style="padding: 2px;">モード1、2及び3 (a)</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※19 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="padding: 2px;">A.1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。</td> <td style="padding: 2px;">1時間 12時間 36時間</td> <td style="padding: 2px;">設定値及び機能を確認する。</td> <td style="padding: 2px;">定期事業者検査時</td> <td style="padding: 2px;">係修第二課長</td> </tr> </thead> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※19: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が顕発信した場合を含む）をいう。</p>										6. インターロック										a. P-11	加圧器圧力 13.239±0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3 (a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※19 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
	6. インターロック																													
a. P-11	加圧器圧力 13.239±0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3 (a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※19 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長																					
前 更 変	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10" style="text-align: left; padding-left: 5px;">6. インターロック</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">a. P-11</td> <td style="padding: 2px;">加圧器圧力 13.239±0.0325 MPa[gage]</td> <td style="padding: 2px;">モード1、2及び3 (a)</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※19 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="padding: 2px;">A.1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。</td> <td style="padding: 2px;">1時間 12時間 36時間</td> <td style="padding: 2px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td style="padding: 2px;">定期検査時</td> <td style="padding: 2px;">係修第二課長</td> </tr> </thead> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※19: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が顕発信した場合を含む）をいう。</p>										6. インターロック										a. P-11	加圧器圧力 13.239±0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3 (a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※19 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
	6. インターロック																													
a. P-11	加圧器圧力 13.239±0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3 (a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※19 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修第二課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度 の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施 設定期検査」を「定期事業者 検査」に変更)</p>									
	<p>表 33-4 事故時監視計装</p>									
	項目	機能	適用モード	所要チャ ンネル数	所要チャ ンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※20</sup>	完了時間	確認事項			
				条件	措置	項目			頻度	担当
後 更 変	1次冷却系計装 <sup>※21</sup>	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A.1チャンネル計器が動作不能である場合	30日	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	
		加圧器水位		2						
		1次冷却材温度(広域)(高温側)		4						
		1次冷却材温度(広域)(低温側)		4						
	化学体積制御系計装 <sup>※21</sup>	ほう殿タンク水位		2	B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	
	主蒸気及び給水、補助給水系計装 <sup>※21</sup>	主蒸気ライン圧力	各7台/2							
		復水タンク水位(3号炉)	2							
		復水ピット水位(4号炉)	4							
		蒸気発生器水位(広域)	各SG2							
		蒸気発生器水位(狭域)	4							
	補助給水流量	4								
	燃料取替用水系計装 <sup>※21</sup>	燃料取替用水タンク水位(3号炉)		2	C.1つの機能が動作不能である場合	10日	C.1 保修第二課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	12時間	36時間	
		燃料取替用水ピット水位(4号炉)		2						
		格納容器再循環サンプ水位(広域)		2						
		格納容器再循環サンプ水位(狭域)		2						
原子炉格納容器関連計装 <sup>※21</sup>	格納容器圧力		1	D.条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	及び	D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	12時間	36時間		
	格納容器内温度		2							
	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		2							
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		2							
原子炉補機冷却系計装 <sup>※21</sup>	原子炉補機冷却水サージタンク水位		2	D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	36時間					
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2								
非常用炉心冷却系計装 <sup>※21</sup>	高圧注入流量		2							
	低圧注入流量		2							
<p>※20：チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。                  ※21：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。</p>										
前 更 変	1次冷却系計装 <sup>※21</sup>	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A.1チャンネル計器が動作不能である場合	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	
		加圧器水位		2						
		1次冷却材温度(広域)(高温側)		4						
		1次冷却材温度(広域)(低温側)		4						
	化学体積制御系計装 <sup>※21</sup>	ほう殿タンク水位		2	B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	
	主蒸気及び給水、補助給水系計装 <sup>※21</sup>	主蒸気ライン圧力	各7台/2							
		復水タンク水位(3号炉)	2							
		復水ピット水位(4号炉)	4							
		蒸気発生器水位(広域)	各SG2							
		蒸気発生器水位(狭域)	4							
	補助給水流量	4								
	燃料取替用水系計装 <sup>※21</sup>	燃料取替用水タンク水位(3号炉)		2	C.1つの機能が動作不能である場合	10日	C.1 保修第二課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	12時間	36時間	
		燃料取替用水ピット水位(4号炉)		2						
		格納容器再循環サンプ水位(広域)		2						
		格納容器再循環サンプ水位(狭域)		2						
原子炉格納容器関連計装 <sup>※21</sup>	格納容器圧力		1	D.条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	及び	D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	12時間	36時間		
	格納容器内温度		2							
	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		2							
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		2							
原子炉補機冷却系計装 <sup>※21</sup>	原子炉補機冷却水サージタンク水位		2	D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	36時間					
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2								
非常用炉心冷却系計装 <sup>※21</sup>	高圧注入流量		2							
	低圧注入流量		2							
<p>※20：チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。                  ※21：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。</p>										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																																				
後	<p>表 33-5 ディーゼル発電機起動計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">通用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置<sup>※2</sup></th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">モード1、2、3及び4</td> <td rowspan="2">2系統</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。</td> <td>6時間</td> <td rowspan="2">機能を確認する。</td> <td rowspan="2">定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 6.6kV非常用母線電圧低</td> <td rowspan="2">定格電圧の69%以上</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5、6及び照射済燃料移動中</td> <td rowspan="2">1系統</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="2">設定値及び機能を確認する。</td> <td rowspan="2">定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>所要の母線当たり3</td> <td>A.1 母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B.1 母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 保修第二課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>6時間 2時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>3. 非常用炉心冷却系作動</td> <td colspan="10">表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td> </tr> </tbody> </table>										機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			3号炉	4号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. ディーゼル発電機起動論理回路	-	-	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	2. 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の69%以上	-	モード1、2、3、4、5、6及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	所要の母線当たり3	A.1 母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B.1 母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 保修第二課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	6時間 2時間 速やかに	3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項																																																													
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																											
1. ディーゼル発電機起動論理回路	-	-	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																											
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																														
2. 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の69%以上	-	モード1、2、3、4、5、6及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																											
					所要の母線当たり3	A.1 母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B.1 母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 保修第二課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。				6時間 2時間 速やかに																																																										
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																																																				
前	<p>表 33-5 ディーゼル発電機起動計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">通用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置<sup>※2</sup></th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">モード1、2、3及び4</td> <td rowspan="2">2系統</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。</td> <td>6時間</td> <td rowspan="2">機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定期検査時</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 6.6kV非常用母線電圧低</td> <td rowspan="2">定格電圧の69%以上</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5、6及び照射済燃料移動中</td> <td rowspan="2">1系統</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定期検査時</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>所要の母線当たり3</td> <td>A.1 母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B.1 母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 保修第二課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>6時間 2時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>3. 非常用炉心冷却系作動</td> <td colspan="10">表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td> </tr> </tbody> </table>										機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			3号炉	4号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. ディーゼル発電機起動論理回路	-	-	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	2. 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の69%以上	-	モード1、2、3、4、5、6及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	所要の母線当たり3	A.1 母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B.1 母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 保修第二課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	6時間 2時間 速やかに	3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項																																																													
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																											
1. ディーゼル発電機起動論理回路	-	-	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長																																																											
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																														
2. 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の69%以上	-	モード1、2、3、4、5、6及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長																																																											
					所要の母線当たり3	A.1 母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B.1 母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 保修第二課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。				6時間 2時間 速やかに																																																										
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																																																				

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	-			-	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B. 1 係修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。 C. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 係修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに
2. 手動起動	-	-	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 係修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1.非常用炉心冷却系を参照									

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	3号炉	4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	-			-	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B. 1 係修第二課長は、当該システムを動作可能な状態にする。 C. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 係修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに
2. 手動起動	-	-	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 係修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 発電第二課当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 係修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修第二課長
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1.非常用炉心冷却系を参照									

備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「確認」に変更)
- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後  
更  
変

前  
更  
変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>								
後	表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置								
	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※22</sup>			確認事項			
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	ほう殿ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	
更	表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置								
	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※22</sup>			確認事項			
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	売てんポンプ 抽出オリフィス出口内隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	
前	表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置								
	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※22</sup>			確認事項			
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	ほう殿ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	
変	表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置								
	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※22</sup>			確認事項			
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	売てんポンプ 抽出オリフィス出口内隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	
更	表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置								
	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※22</sup>			確認事項			
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>									
	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※22</sup>			確認事項				
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
後 更 変	加圧器圧力	モード1、2及び3	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能を確認する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
	蒸気発生器広域水位 主蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
	中性子束（中性子領域）	モード2（P-6のナック未滿）、3及び4	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
	1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能を確認する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
前 更 変	加圧器圧力	モード1、2及び3	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
	蒸気発生器広域水位 主蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
	中性子束（中性子領域）	モード2（P-6のナック未滿）、3及び4	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		
	1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A.1一つの機能が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修第二課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電第二課当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長		

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(加圧器安全弁)            第 43 条 モード 1、2、3 及び 4（1 次冷却材温度が 130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表 43-1 で定める事項を運転上の制限とする。            2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 保修第二課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 43-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(加圧器安全弁)            第 43 条 モード 1、2、3 及び 4（1 次冷却材温度が 130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表 43-1 で定める事項を運転上の制限とする。            2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 43-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(加圧器逃がし弁) 第 44 条 モード 1、2 及び 3 において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表 44-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 44-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(加圧器逃がし弁) 第 44 条 モード 1、2 及び 3 において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表 44-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 44-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 45 条 モード 4<sup>*1</sup>、5 及び 6<sup>*2</sup>において、低温過加圧に係る機器は、表 45-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 45 条 モード 4<sup>*1</sup>、5 及び 6<sup>*2</sup>において、低温過加圧に係る機器は、表 45-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(1 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 46 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 46-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保守第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置及び凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(1 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 46 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 46-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置及び凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第 47 条 モード 1、2、3 及び 4 において、蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器プロダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第 47 条 モード 1、2、3 及び 4 において、蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器プロダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(余熱除去系への漏えい監視)            第 48 条 モード 1、2、3 及び 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表 48-1 で定める事項を運転上の制限とする。            2 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 保修第二課長は、定期検査時に、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。            &lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(余熱除去系への漏えい監視)            第 48 条 モード 1、2、3 及び 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表 48-1 で定める事項を運転上の制限とする。            2 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。            &lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更              (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(蓄圧タンク) 第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。 なお、3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(蓄圧タンク) 第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。 なお、3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(非常用炉心冷却系 —モード1、2及び3—)</p> <p>第 51 条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表 51-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な異音、異臭、漏えいがないこと、及び表51-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等に固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(4) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 51-3 の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 —モード1、2及び3—)</p> <p>第 51 条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表 51-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表51-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(4) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁閉閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 51-3 の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条件性能確認に必要な項目の追加)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (上記の追加に伴う除外規定の削除)</li> </ul>												
<p>表 51-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-3 及び表 83-4) の運転上の制限も確認する。          ※2：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-4) の運転上の制限を適用しない。          ※3：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。          ※4：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3	<p>表 51-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-3 及び表 83-4) の運転上の制限も確認する。          ※2：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-4) の運転上の制限も確認する。          ※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3	<p>表 51-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-3 及び表 83-4) の運転上の制限も確認する。          ※2：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-4) の運転上の制限も確認する。          ※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3
項 目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3※4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3													
項 目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3													
項 目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※3													

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>(非常用炉心冷却系 —モード4—)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ又は1台以上の充てんポンプ、及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系<sup>*1</sup>・<sup>*2</sup>・<sup>*3</sup></td> <td>(1)高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること<sup>※1</sup> (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること<sup>※4</sup>・<sup>※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第83条(表83-3及び表83-4)の運転上の制限も確認する。          ※2：充てん系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。          ※3：低圧注入系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限を適用しない。          ※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 <sup>*1</sup> ・ <sup>*2</sup> ・ <sup>*3</sup>	(1)高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること <sup>※1</sup> (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること <sup>※4</sup> ・ <sup>※5</sup>	<p>(非常用炉心冷却系 —モード4—)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ又は1台以上の充てんポンプ、及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁閉閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系<sup>*1</sup>・<sup>*2</sup>・<sup>*3</sup></td> <td>(1)高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること<sup>※1</sup> (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第83条(表83-3及び表83-4)の運転上の制限も確認する。          ※2：充てん系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。          ※3：低圧注入系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。          ※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 <sup>*1</sup> ・ <sup>*2</sup> ・ <sup>*3</sup>	(1)高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること <sup>※1</sup> (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること <sup>※4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(美条件性能確認に必要な項目の追加)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(上記の追加に伴う除外規定の削除)</li> </ul>
項 目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系 <sup>*1</sup> ・ <sup>*2</sup> ・ <sup>*3</sup>	(1)高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること <sup>※1</sup> (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること <sup>※4</sup> ・ <sup>※5</sup>									
項 目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系 <sup>*1</sup> ・ <sup>*2</sup> ・ <sup>*3</sup>	(1)高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること <sup>※1</sup> (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること <sup>※4</sup>									



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 55 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉格納容器は、表 55-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表 55-3 で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロロックのインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長及び保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、表 55-6 で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長及び保修第二課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態に開状態とされている原子炉格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む。)を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、発電第二課長は手動隔離弁、保修第二課長は閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 55 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉格納容器は、表 55-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表 55-3 で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロロックのインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長及び保修第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、表 55-6 で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長及び保修第二課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態とされている原子炉格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む。)を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、発電第二課長は手動隔離弁、保修第二課長は閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>(第 2 項に定める LCO を満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を削除)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																											
<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第 57 条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表 57-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、格納容器スプレイスの自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器スプレイスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 57-4 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第 57 条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表 57-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイスの自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイス系の弁閉閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器スプレイスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 57-4 の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li>   <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実条件性能確認に必要な項目の追加)</li>   <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (上記の追加に伴う除外規定の削除)</li> </ul>																											
<p>表 57-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">制 限 値</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※1</td> <td>苛性ソーダ濃度 30wt%以上</td> <td>定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>苛性ソーダ溶液量 (有効水量)</td> <td>14.8m<sup>3</sup>以上 13.4m<sup>3</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイスが動作不能時は、第 83 条 (表 83-4 及び表 83-6) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	制 限 値	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器スプレイス※1	苛性ソーダ濃度 30wt%以上	定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回		苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	14.8m <sup>3</sup> 以上 13.4m <sup>3</sup> 以上	<p>表 57-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">制 限 値</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※1</td> <td>苛性ソーダ濃度 30wt%以上</td> <td>定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>苛性ソーダ溶液量 (有効水量)</td> <td>14.8m<sup>3</sup>以上 13.4m<sup>3</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイスが動作不能時は、第 83 条 (表 83-4 及び表 83-6) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	制 限 値	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器スプレイス※1	苛性ソーダ濃度 30wt%以上	定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回		苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	14.8m <sup>3</sup> 以上 13.4m <sup>3</sup> 以上	<p>表 57-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">制 限 値</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30wt%以上</td> <td>定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量 (有効水量)</td> <td>14.8m<sup>3</sup>以上</td> <td>13.4m<sup>3</sup>以上 か月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイスが動作不能時は、第 83 条 (表 83-4 及び表 83-6) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	制 限 値	運 転 上 の 制 限	苛性ソーダ濃度	30wt%以上	定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回	苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	14.8m <sup>3</sup> 以上	13.4m <sup>3</sup> 以上 か月に1回
項 目	制 限 値	運 転 上 の 制 限																											
原子炉格納容器スプレイス※1	苛性ソーダ濃度 30wt%以上	定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回																											
	苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	14.8m <sup>3</sup> 以上 13.4m <sup>3</sup> 以上																											
項 目	制 限 値	運 転 上 の 制 限																											
原子炉格納容器スプレイス※1	苛性ソーダ濃度 30wt%以上	定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回																											
	苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	14.8m <sup>3</sup> 以上 13.4m <sup>3</sup> 以上																											
項 目	制 限 値	運 転 上 の 制 限																											
苛性ソーダ濃度	30wt%以上	定期事業者検査時 モード1、2、3 及び4において6 か月に1回																											
苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	14.8m <sup>3</sup> 以上	13.4m <sup>3</sup> 以上 か月に1回																											

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(アニュウラス空気浄化系)</p> <p>第 58 条 モード 1、2、3 及び 4 において、アニュウラス空気浄化系は、表 58-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュウラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、アニュウラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 58-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、アニュウラス空気浄化ファンが、概観信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(アニュウラス空気浄化系)</p> <p>第 58 条 モード 1、2、3 及び 4 において、アニュウラス空気浄化系は、表 58-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュウラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、アニュウラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 58-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、アニュウラス空気浄化ファンが、概観信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(アニューラス)</p> <p>第 59 条 モード 1、2、3 及び 4 において、アニューラスは、表 59-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニューラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期検査時に、アニューラス空気浄化ファンの起動により、アニューラスが 2 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(アニューラス)</p> <p>第 59 条 モード 1、2、3 及び 4 において、アニューラスは、表 59-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニューラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、アニューラス空気浄化ファンの起動により、アニューラスが 2 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気安全弁) 第 60 条 モード 1、2 及び 3 において<sup>※1</sup>、主蒸気安全弁は、表 60-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表 60-3 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(主蒸気安全弁) 第 60 条 モード 1、2 及び 3 において<sup>※1</sup>、主蒸気安全弁は、表 60-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施すること。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表 60-3 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気隔離弁) 第 61 条 モード 1、2 及び 3 において、主蒸気隔離弁は、表 61-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で 5 秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(主蒸気隔離弁) 第 61 条 モード 1、2 及び 3 において、主蒸気隔離弁は、表 61-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で 5 秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁)            第 62 条 モード 1、2 及び 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は、表 62-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁)            第 62 条 モード 1、2 及び 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は、表 62-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気逃がし弁) 第 63 条 モード1、2、3及び4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主蒸気逃がし弁は、表 63-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保守第二課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 &lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(主蒸気逃がし弁) 第 63 条 モード1、2、3及び4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主蒸気逃がし弁は、表 63-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 &lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(補助給水系)</p> <p>第 64 条 モード 1、2、3 及び 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、補助給水系は、表 64-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 64-2 で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 保修第二課長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が、模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭及び漏えいがないこと、及び表 64-3 で定める事項を確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第 64 条 モード 1、2、3 及び 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、補助給水系は、表 64-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 64-2 で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、電動補助給水ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が、模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭及び漏えいがないこと、及び表 64-3 で定める事項を確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 66 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉補機冷却水系は、表 66-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 66 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉補機冷却水系は、表 66-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉補機冷却水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 67 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 67-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していない原子炉補機冷却海水系号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、海水ポンプが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却海水系自動作動弁が機械信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 67 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 67-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、海水ポンプが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉補機冷却海水系自動作動弁が機械信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 69 条 モード 1、2、3、4 及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が表 69-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 69 条 モード 1、2、3、4 及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が表 69-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、定期事業検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 70 条 モード 1、2、3 及び 4 において、安全補機室空気浄化系は、表 70-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が表 70-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンが縦振信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化系自動作動ダンパが縦振信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び安全補機室内の圧力が 10 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 70 条 モード 1、2、3 及び 4 において、安全補機室空気浄化系は、表 70-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が表 70-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、安全補機室空気浄化ファンが縦振信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、安全補機室空気浄化系自動作動ダンパが縦振信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び安全補機室内の圧力が 10 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(ディーゼル発電機 ーモード1、2、3及び4ー)</p> <p>第72条 モード1、2、3及び4において、ディーゼル発電機は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、次の事項を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>ア 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、12秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>イ ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>ウ イにおける所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 <math>6,900 \pm 345</math> V 及び周波数 <math>60 \pm 3</math> Hz で運転可能であること。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(ディーゼル発電機 ーモード1、2、3及び4ー)</p> <p>第72条 モード1、2、3及び4において、ディーゼル発電機は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期事業者検査時に、次の事項を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>ア 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、12秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>イ ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>ウ イにおける所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 <math>6,900 \pm 345</math> V 及び周波数 <math>60 \pm 3</math> Hz で運転可能であること。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用直流電源 一モード1、2、3及び4一)</p> <p>第75条 モード1、2、3及び4において、非常用直流電源(蓄電池(安全防護系用)及び充電器)は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 必修第二課長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(非常用直流電源 一モード1、2、3及び4一)</p> <p>第75条 モード1、2、3及び4において、非常用直流電源(蓄電池(安全防護系用)及び充電器)は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 必修第二課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																							
後	<p>表 83-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>83-2-1 原子炉出力抑制(自動) ※1</p>																																																							
更	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">1. 多様化自動動作設備</td> </tr> <tr> <td>a. 多様化自動動作設備論理回路</td> <td>-</td> <td>モード1及び2</td> <td>1系統</td> <td>A. 多様化自動動作設備が動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間</td> <td>6時間 30日</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>b. 蒸気発生器水位低</td> <td>計器スパンの7%以上</td> <td>モード1及び2</td> <td>4※5</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間</td> <td>6時間 30日</td> <td>設定値及び機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>										機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 多様化自動動作設備										a. 多様化自動動作設備論理回路	-	モード1及び2	1系統	A. 多様化自動動作設備が動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1及び2	4※5	A. 1チャンネルが動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																															
1. 多様化自動動作設備																																																								
a. 多様化自動動作設備論理回路	-	モード1及び2	1系統	A. 多様化自動動作設備が動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																															
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1及び2	4※5	A. 1チャンネルが動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																															
変	<p>※1：本表における動作可能とは、当該計装及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル若しくは論理回路をバイパスする場合又は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態又は誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※3：電動補助給水ポンプ2台、タービン動機補助給水ポンプ及び主蒸気隔離弁4個をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5：多様化自動動作設備に使用するチャンネルに限る。</p>																																																							
前	<p>表 83-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>83-2-1 原子炉出力抑制(自動) ※1</p>																																																							
更	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">1. 多様化自動動作設備</td> </tr> <tr> <td>a. 多様化自動動作設備論理回路</td> <td>-</td> <td>モード1及び2</td> <td>1系統</td> <td>A. 多様化自動動作設備が動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間</td> <td>6時間 30日</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>b. 蒸気発生器水位低</td> <td>計器スパンの7%以上</td> <td>モード1及び2</td> <td>4※5</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間</td> <td>6時間 30日</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>										機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 多様化自動動作設備										a. 多様化自動動作設備論理回路	-	モード1及び2	1系統	A. 多様化自動動作設備が動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1及び2	4※5	A. 1チャンネルが動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																															
1. 多様化自動動作設備																																																								
a. 多様化自動動作設備論理回路	-	モード1及び2	1系統	A. 多様化自動動作設備が動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長																																															
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1及び2	4※5	A. 1チャンネルが動作不能である場合 及び B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 保修第二課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 12時間	6時間 30日	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長																																															
変	<p>※1：本表における動作可能とは、当該計装及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル若しくは論理回路をバイパスする場合又は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態又は誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※3：電動補助給水ポンプ2台、タービン動機補助給水ポンプ及び主蒸気隔離弁4個をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5：多様化自動動作設備に使用するチャンネルに限る。</p>																																																							



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>表 83-3 1次系のフィードアンドブリードをするための設備</p> <p>83-3-3-1 1次系のフィードアンドブリード</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系<sup>※1</sup>のこと</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること<sup>※2</sup> (2) 加圧器速がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>高圧注入ポンプ 加圧器速がし弁 燃料取替用水タンク<sup>※3</sup></td> <td>2台 2台 ※4</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系及び加圧器速がし弁による1次冷却系統の減圧系をいう。          ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。          ※3：3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットをいう（以下、本条において同じ）。          ※4：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系 <sup>※1</sup> のこと	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※2</sup> (2) 加圧器速がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること		適用モード	高圧注入ポンプ 加圧器速がし弁 燃料取替用水タンク <sup>※3</sup>	2台 2台 ※4	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）			<p>表 83-3 1次系のフィードアンドブリードをするための設備</p> <p>83-3-3-1 1次系のフィードアンドブリード</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系<sup>※1</sup>のこと</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること<sup>※2</sup> (2) 加圧器速がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>高圧注入ポンプ 加圧器速がし弁 燃料取替用水タンク<sup>※3</sup></td> <td>2台 2台 ※4</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系及び加圧器速がし弁による1次冷却系統の減圧系をいう。          ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。          ※3：3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットをいう（以下、本条において同じ）。          ※4：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系 <sup>※1</sup> のこと	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※2</sup> (2) 加圧器速がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること		適用モード	高圧注入ポンプ 加圧器速がし弁 燃料取替用水タンク <sup>※3</sup>	2台 2台 ※4	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）			<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</p>
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																								
1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系 <sup>※1</sup> のこと	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※2</sup> (2) 加圧器速がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること																									
適用モード	高圧注入ポンプ 加圧器速がし弁 燃料取替用水タンク <sup>※3</sup>	2台 2台 ※4																								
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）																										
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																								
1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系 <sup>※1</sup> のこと	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※2</sup> (2) 加圧器速がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること																									
適用モード	高圧注入ポンプ 加圧器速がし弁 燃料取替用水タンク <sup>※3</sup>	2台 2台 ※4																								
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）																										
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びフラスコラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時</td> <td>発電第二課長 発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td>加圧器速がし弁</td> <td>モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器速がし弁が全開及び全閉することを確認する。</td> <td>1か月に1回 定期検査時</td> <td>発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びフラスコラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長	加圧器速がし弁	モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器速がし弁が全開及び全閉することを確認する。	1か月に1回 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びフラスコラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時</td> <td>発電第二課長 発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td>加圧器速がし弁</td> <td>モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器速がし弁が全開及び全閉することを確認する。</td> <td>1か月に1回 定期検査時</td> <td>発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びフラスコラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長	加圧器速がし弁	モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器速がし弁が全開及び全閉することを確認する。	1か月に1回 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長	
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																							
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びフラスコラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長																							
加圧器速がし弁	モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器速がし弁が全開及び全閉することを確認する。	1か月に1回 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長																							
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																							
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びフラスコラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長																							
加圧器速がし弁	モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器速がし弁が全開及び全閉することを確認する。	1か月に1回 定期検査時	発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長																							

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																
<p>表 83-4 炉心注入をするための設備</p> <p>83-4-1 炉心注入及び再循環運転</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン</td> <td>格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>表 83-4 炉心注入をするための設備</p> <p>83-4-1 炉心注入及び再循環運転</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン</td> <td>格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更</p>
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																															
高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																															
余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																															
格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																															
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																															
高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																															
余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																															
格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																															
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>																																		

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>83-4-2 代替炉心注入 - B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注入 -</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん注入系</td> <td>B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>B充てんポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク</td> <td>1台 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。            ※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B充てんポンプ</td> <td>施設等により固定されていない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	充てん注入系	B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1		適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5及び6	B充てんポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク	1台 ※2	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	B充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1か月に1回	発電第二課 長		モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>83-4-2 代替炉心注入 - B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注入 -</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん注入系</td> <td>B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>B充てんポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク</td> <td>1台 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。            ※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B充てんポンプ</td> <td>施設等により固定されていない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	充てん注入系	B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1		適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5及び6	B充てんポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク	1台 ※2	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	B充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1か月に1回	発電第二課 長		モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</p>
項 目	運転上の制限	所要数																																																								
充てん注入系	B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1																																																									
適用モード	設 備																																																									
モード1、2、3、4、5及び6	B充てんポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク	1台 ※2																																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																							
B充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																							
	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1か月に1回	発電第二課 長																																																							
	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																							
項 目	運転上の制限	所要数																																																								
充てん注入系	B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1																																																									
適用モード	設 備																																																									
モード1、2、3、4、5及び6	B充てんポンプ（自己冷却） 燃料取替用水タンク	1台 ※2																																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																							
B充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 当直課長																																																							
	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1か月に1回	発電第二課 長																																																							
	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																							

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																
<p>83-4-4 代替再循環 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B格納容器スプレイポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器システム系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>B格納容器再循環ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td>B格納容器再循環ポンプ</td> <td>モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>B格納容器再循環ポンプ</td> <td>格納容器再循環ポンプが異物等により塞がれていないことを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課 長</td> </tr> <tr> <td>B高圧注入ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	B格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器システム系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長	B格納容器再循環ポンプ	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長	B格納容器再循環ポンプ	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	B格納容器再循環ポンプ	格納容器再循環ポンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期検査時	保修第二課 長	B高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長		モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>83-4-4 代替再循環 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B格納容器スプレイポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器システム系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>B格納容器再循環ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td>B格納容器再循環ポンプ</td> <td>モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>B格納容器再循環ポンプ</td> <td>格納容器再循環ポンプが異物等により塞がれていないことを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課 長</td> </tr> <tr> <td>B高圧注入ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	B格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器システム系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 当直課長	B格納容器再循環ポンプ	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長	B格納容器再循環ポンプ	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	B格納容器再循環ポンプ	格納容器再循環ポンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課 長	B高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長		モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																															
B格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器システム系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																															
B格納容器再循環ポンプ	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長																																																															
B格納容器再循環ポンプ	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																															
B格納容器再循環ポンプ	格納容器再循環ポンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期検査時	保修第二課 長																																																															
B高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																															
	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長																																																															
	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																															
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																															
B格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器システム系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 当直課長																																																															
B格納容器再循環ポンプ	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長																																																															
B格納容器再循環ポンプ	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																															
B格納容器再循環ポンプ	格納容器再循環ポンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課 長																																																															
B高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 当直課長																																																															
	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長																																																															
	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																															

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>表 83-6 原子炉格納容器スプレイをするための設備</p> <p>83-6-1 原子炉格納容器スプレイ及びスプレイ再循環</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器再循環サンブ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器再循環サンブスクリーン</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：よう素除去薬品タンクを除く。            ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。            ※3：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。            ※4：「83-4-1 炉心注入及び再循環運転」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2		適用モード	設備			格納容器スプレイポンプ	1台		燃料取替用水タンク	※3		格納容器再循環サンブ	※4		格納容器再循環サンブスクリーン	※4	<p>表 83-6 原子炉格納容器スプレイをするための設備</p> <p>83-6-1 原子炉格納容器スプレイ及びスプレイ再循環</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器再循環サンブ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器再循環サンブスクリーン</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：よう素除去薬品タンクを除く。            ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。            ※3：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。            ※4：「83-4-1 炉心注入及び再循環運転」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2		適用モード	設備			格納容器スプレイポンプ	1台		燃料取替用水タンク	※3		格納容器再循環サンブ	※4		格納容器再循環サンブスクリーン	※4	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更            (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>
項 目	運転上の制限	所要数																																										
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2																																											
適用モード	設備																																											
	格納容器スプレイポンプ	1台																																										
	燃料取替用水タンク	※3																																										
	格納容器再循環サンブ	※4																																										
	格納容器再循環サンブスクリーン	※4																																										
項 目	運転上の制限	所要数																																										
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2																																											
適用モード	設備																																											
	格納容器スプレイポンプ	1台																																										
	燃料取替用水タンク	※3																																										
	格納容器再循環サンブ	※4																																										
	格納容器再循環サンブスクリーン	※4																																										
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長		モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 長		モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長		モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長											
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																									
格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																									
	モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長																																									
	モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																									
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																									
格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	発電第二課 長																																									
	モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 長																																									
	モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																									

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>83-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>常設電動注入ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>燃料取替用水タンク 復水タンク※1</td> <td>※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉については復水タンク、4号炉については復水ピットをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「83-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設電動注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	代替原子炉格納容器スプレイ系	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること		適用モード	常設電動注入ポンプ	1台	モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク 復水タンク※1	※2 ※3	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	常設電動注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長		モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長		モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長 当直課長	<p>83-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>常設電動注入ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>燃料取替用水タンク 復水タンク※1</td> <td>※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉については復水タンク、4号炉については復水ピットをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「83-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設電動注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	代替原子炉格納容器スプレイ系	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること		適用モード	常設電動注入ポンプ	1台	モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク 復水タンク※1	※2 ※3	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	常設電動注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長		モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長		モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長 当直課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</p>
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																																								
代替原子炉格納容器スプレイ系	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること																																																									
適用モード	常設電動注入ポンプ	1台																																																								
モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク 復水タンク※1	※2 ※3																																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																							
常設電動注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長																																																							
	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長																																																							
	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長 当直課長																																																							
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																																								
代替原子炉格納容器スプレイ系	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること																																																									
適用モード	常設電動注入ポンプ	1台																																																								
モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク 復水タンク※1	※2 ※3																																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																							
常設電動注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長																																																							
	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長																																																							
	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長 当直課長																																																							

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																							
<p>表 83-7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</p> <p>83-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td> <td>原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B海水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。          ※2：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1		適用モード	設 備			A、B格納容器再循環ユニット	2基		A、B原子炉補機冷却水ポンプ	2台		原子炉補機冷却水サージタンク	1基	モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	6個		A、B海水ポンプ	2台		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※2	<p>表 83-7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</p> <p>83-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td> <td>原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B海水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。          ※2：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1		適用モード	設 備			A、B格納容器再循環ユニット	2基		A、B原子炉補機冷却水ポンプ	2台		原子炉補機冷却水サージタンク	1基	モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	6個		A、B海水ポンプ	2台		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※2	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</p>	
項 目	運転上の制限	所要数																																																							
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1																																																								
適用モード	設 備																																																								
	A、B格納容器再循環ユニット	2基																																																							
	A、B原子炉補機冷却水ポンプ	2台																																																							
	原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																																							
モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	6個																																																							
	A、B海水ポンプ	2台																																																							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※2																																																							
項 目	運転上の制限	所要数																																																							
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1																																																								
適用モード	設 備																																																								
	A、B格納容器再循環ユニット	2基																																																							
	A、B原子炉補機冷却水ポンプ	2台																																																							
	原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																																							
モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	6個																																																							
	A、B海水ポンプ	2台																																																							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※2																																																							
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 10%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 切替の都度</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>A、B海水ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>切替の都度</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長	A、B原子炉補機冷却水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	発電第二課 当直課長	原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課 当直課長	A、B海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	発電第二課 当直課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 10%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 切替の都度</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>A、B海水ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>切替の都度</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長	A、B原子炉補機冷却水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	発電第二課 当直課長	原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課 当直課長	A、B海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長		モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	発電第二課 当直課長
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																						
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																						
A、B原子炉補機冷却水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	発電第二課 当直課長																																																						
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																						
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課 当直課長																																																						
A、B海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																						
	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	発電第二課 当直課長																																																						
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																						
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																						
A、B原子炉補機冷却水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	発電第二課 当直課長																																																						
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																						
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課 当直課長																																																						
A、B海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課 当直課長																																																						
	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	発電第二課 当直課長																																																						

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>表 83-8 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をすするための設備</p> <p>83-8-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系</td> <td>施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時 定期検査時 1か月に1回 1か月に1回 1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時 定期検査時 定期検査時 1か月に1回 1か月に1回 1か月に1回	発電第二課 当直課長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長	<p>表 83-8 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をすするための設備</p> <p>83-8-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系</td> <td>施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時 定期検査時 1か月に1回 1か月に1回 1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時 定期検査時 定期検査時 1か月に1回 1か月に1回 1か月に1回	発電第二課 当直課長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</li> </ul>
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当															
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時 定期検査時 定期検査時 1か月に1回 1か月に1回 1か月に1回	発電第二課 当直課長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長															
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当															
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時 定期検査時 定期検査時 1か月に1回 1か月に1回 1か月に1回	発電第二課 当直課長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長 発電第二課 長															
<p>※7：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。</p>		<p>※7：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。</p>																



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																		
<p>表 83-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備</p> <p>83-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 60%;">運転上の制限</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気逃がし弁4個が手動で開弁できること（現場手動含む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>設 備</td> <td>4 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	項 目	運転上の制限	所要数	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁4個が手動で開弁できること（現場手動含む）		モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	設 備	4 個	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	保修第二課長	<p>表 83-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備</p> <p>83-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 60%;">運転上の制限</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気逃がし弁4個が手動で開弁できること（現場手動含む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>設 備</td> <td>4 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	項 目	運転上の制限	所要数	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁4個が手動で開弁できること（現場手動含む）		モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	設 備	4 個	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</li> </ul>
項 目	運転上の制限	所要数																																		
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁4個が手動で開弁できること（現場手動含む）																																			
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	設 備	4 個																																		
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																	
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	保修第二課長																																	
項 目	運転上の制限	所要数																																		
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁4個が手動で開弁できること（現場手動含む）																																			
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	設 備	4 個																																		
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																	
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																						
<p>表 83-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>83-10-1 水素濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">設 備</th> <th style="width: 40%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度低減</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> <td>5基 5個 13個 13個 ※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 電気式水素燃焼装置 電気式水素燃焼装置動作監視装置 大容量空冷式発電機</td> <td>5基 5個 13個 13個 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 35%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td>装置の機能を確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気式水素燃焼装置</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td>装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保安第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：ループ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。</p>	項 目	設 備	所要数	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	5基 5個 13個 13個 ※1	適用モード	静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 電気式水素燃焼装置 電気式水素燃焼装置動作監視装置 大容量空冷式発電機	5基 5個 13個 13個 ※1	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長	装置の機能を確認する。	定期検査時	保安第二課長	電気式水素燃焼装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長	電気式水素燃焼装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長	<p>表 83-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>83-10-1 水素濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">設 備</th> <th style="width: 40%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度低減</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> <td>5基 5個 13個 13個 ※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 電気式水素燃焼装置 電気式水素燃焼装置動作監視装置 大容量空冷式発電機</td> <td>5基 5個 13個 13個 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 35%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td>装置の機能を確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気式水素燃焼装置</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td>装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保安第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：ループ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。</p>	項 目	設 備	所要数	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	5基 5個 13個 13個 ※1	適用モード	静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 電気式水素燃焼装置 電気式水素燃焼装置動作監視装置 大容量空冷式発電機	5基 5個 13個 13個 ※1	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長	装置の機能を確認する。	定期検査時	保安第二課長	電気式水素燃焼装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長	電気式水素燃焼装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>
項 目	設 備	所要数																																																																						
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	5基 5個 13個 13個 ※1																																																																						
適用モード	静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 電気式水素燃焼装置 電気式水素燃焼装置動作監視装置 大容量空冷式発電機	5基 5個 13個 13個 ※1																																																																						
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																																					
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長																																																																					
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長																																																																					
	装置の機能を確認する。	定期検査時	保安第二課長																																																																					
電気式水素燃焼装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長																																																																					
	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長																																																																					
電気式水素燃焼装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長																																																																					
項 目	設 備	所要数																																																																						
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	5基 5個 13個 13個 ※1																																																																						
適用モード	静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 電気式水素燃焼装置 電気式水素燃焼装置動作監視装置 大容量空冷式発電機	5基 5個 13個 13個 ※1																																																																						
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																																					
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長																																																																					
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長																																																																					
	装置の機能を確認する。	定期検査時	保安第二課長																																																																					
電気式水素燃焼装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長																																																																					
	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	保安第二課長																																																																					
電気式水素燃焼装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保安第二課長																																																																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>83-10-2 水素濃度監視                      &lt;中 略&gt;                      (2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器水素濃度計測装置</td> <td>装置の機能検査を実施する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置</td> <td>装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ(事故時試料採取設備兼用)</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	可搬型格納容器水素濃度計測装置	装置の機能検査を実施する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	保修第二課長	可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	保修第二課長	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	保修第二課長	窒素ポンベ(事故時試料採取設備兼用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長	<p>83-10-2 水素濃度監視                      &lt;中 略&gt;                      (2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器水素濃度計測装置</td> <td>装置の機能を確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時 3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時 3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置</td> <td>装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時 3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ(事故時試料採取設備兼用)</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	可搬型格納容器水素濃度計測装置	装置の機能を確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回	保修第二課長	可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回	保修第二課長	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回	保修第二課長	窒素ポンベ(事故時試料採取設備兼用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																							
可搬型格納容器水素濃度計測装置	装置の機能検査を実施する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	保修第二課長																																							
可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	保修第二課長																																							
可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	保修第二課長																																							
窒素ポンベ(事故時試料採取設備兼用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長																																							
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																							
可搬型格納容器水素濃度計測装置	装置の機能を確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回	保修第二課長																																							
可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回	保修第二課長																																							
可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回	保修第二課長																																							
窒素ポンベ(事故時試料採取設備兼用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長																																							

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>表 83-11 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>83-11-1 水素排出</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> <th style="width: 25%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用） 大容量空冷式発電機</td> <td>1基 1個 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。                  ※2：窒素ポンベを含む。                  ※3：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。 モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>発電第二課長 発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用）</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 3か月に1回</td> <td>発電第二課 保修第二課長 保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること※2		適用モード	Bアニュウラス空気浄化ファン	1台	モード1、2、3、4、5及び6	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用） 大容量空冷式発電機	1基 1個 ※3	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。 モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	発電第二課 保修第二課長 保修第二課長	<p>表 83-11 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>83-11-1 水素排出</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> <th style="width: 25%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用） 大容量空冷式発電機</td> <td>1基 1個 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。                  ※2：窒素ポンベを含む。                  ※3：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。 モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>発電第二課長 発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課 当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用）</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 3か月に1回</td> <td>発電第二課 保修第二課長 保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること※2		適用モード	Bアニュウラス空気浄化ファン	1台	モード1、2、3、4、5及び6	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用） 大容量空冷式発電機	1基 1個 ※3	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。 モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長	窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	発電第二課 保修第二課長 保修第二課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</p>
項 目	運転上の制限	所要数																																																								
水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること※2																																																									
適用モード	Bアニュウラス空気浄化ファン	1台																																																								
モード1、2、3、4、5及び6	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用） 大容量空冷式発電機	1基 1個 ※3																																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																							
Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。 モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長																																																							
Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																							
窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	発電第二課 保修第二課長 保修第二課長																																																							
項 目	運転上の制限	所要数																																																								
水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること※2																																																									
適用モード	Bアニュウラス空気浄化ファン	1台																																																								
モード1、2、3、4、5及び6	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用） 大容量空冷式発電機	1基 1個 ※3																																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																							
Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。 モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長																																																							
Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。 フィルタのよう素除去効率（総合除去率）が95%以上であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課 当直課長																																																							
窒素ポンベ（アニュウラス空気浄化ファン併用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	定期検査時 3か月に1回	発電第二課 保修第二課長 保修第二課長																																																							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

項目	機能	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
<p>83-12-3 使用済燃料ピットの監視</p>												
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (SA) <sup>※2</sup>	2個 (3号炉) 1個 (4号炉)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+10.75m 以上及び水温が 65℃ 以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (SA) 及び使用済燃料ピット温度計 (SA) の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長			
	使用済燃料ピット温度 (SA)	2個 (3号炉) 1個 (4号炉)			及び A.2 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに				使用済燃料ピット水位計 (SA) 及び使用済燃料ピット温度計 (SA) が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長
	使用済燃料ピット状態監視カメラ	2個 (3号炉) 1個 (4号炉)			及び A.3 保修第二課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>※3</sup> 。	速やかに				使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長
<p>83-12-3 使用済燃料ピットの監視</p>												
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (SA) <sup>※2</sup>	2個 (3号炉) 1個 (4号炉)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+10.75m 以上及び水温が 65℃ 以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (SA) 及び使用済燃料ピット温度計 (SA) の機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長			
	使用済燃料ピット温度 (SA)	2個 (3号炉) 1個 (4号炉)			及び A.2 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに				使用済燃料ピット水位計 (SA) 及び使用済燃料ピット温度計 (SA) が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長
	使用済燃料ピット状態監視カメラ	2個 (3号炉) 1個 (4号炉)			及び A.3 保修第二課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>※3</sup> 。	速やかに				使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長

備考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定める LCO を満たしているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
 ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>										
	項目	機能	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項			
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
後 更 変	83-12-3 使用済燃料ピットの監視(続き)										
	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム <sup>※4</sup> 含む)	4個(3号炉)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL+10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修第二課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>※3</sup> 。 及び A.4 保修第二課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む)の機能を確認する。 使用済燃料ピット水位計(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む)が動作可能であることを確認する。 使用済燃料ピット周辺線量率計の機能を確認する。 使用済燃料ピット周辺線量率計が動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	
			2個(4号炉)				速やかに		3か月に1回		
			1個				速やかに		定期事業者検査時		
			1個				速やかに		3か月に1回		
	使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)	1個									
	使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)	1個									
	使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)	1個									
	大容量空冷式発電機	「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。									
	燃料油貯蔵タンク	「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。									
タンクローリ											
<sup>※1</sup> : 所要数ごとに個別の条件が適用される。 <sup>※2</sup> : 使用済燃料ピット水位(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む)が動作可能であれば動作不能とはみなさない。 <sup>※3</sup> : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 <sup>※4</sup> : 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、1セット1個をいう。 <sup>※5</sup> : 代替品の補充等											
前 更 変	83-12-3 使用済燃料ピットの監視(続き)										
	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム <sup>※4</sup> 含む)	4個(3号炉)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL+10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修第二課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する <sup>※3</sup> 。 及び A.4 保修第二課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む)の機能検査を実施する。 使用済燃料ピット水位計(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む)が動作可能であることを確認する。 使用済燃料ピット周辺線量率計の機能検査を実施する。 使用済燃料ピット周辺線量率計が動作可能であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長	
			2個(4号炉)				速やかに		3か月に1回		
			1個				速やかに		定期検査時		
			1個				速やかに		3か月に1回		
	使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)	1個									
	使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)	1個									
	使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)	1個									
	大容量空冷式発電機	「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。									
	燃料油貯蔵タンク	「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。									
タンクローリ											
<sup>※1</sup> : 所要数ごとに個別の条件が適用される。 <sup>※2</sup> : 使用済燃料ピット水位(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む)が動作可能であれば動作不能とはみなさない。 <sup>※3</sup> : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 <sup>※4</sup> : 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、1セット1個をいう。 <sup>※5</sup> : 代替品の補充等											

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																							
<p>表 83-15 電源設備</p> <p>83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量空冷式発電機からの給電</td> <td>(1) 大容量空冷式発電機による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2以上あること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td> <td>1台 20kℓ ※2 ※3 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ1台を含む。          ※2：大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。          ※3：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 35%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>保修第二課 長 保修第二課 長</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保修第二課 長</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機用燃料タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保修第二課 長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2以上あること		適用モード	大容量空冷式発電機	1台	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台 20kℓ ※2 ※3 ※3	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	大容量空冷式発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課 長 保修第二課 長	大容量空冷式発電機用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課 長	大容量空冷式発電機用燃料タンク	油量を確認する。	1か月に1回	保修第二課 長	<p>表 83-15 電源設備</p> <p>83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量空冷式発電機からの給電</td> <td>(1) 大容量空冷式発電機による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2以上あること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td> <td>1台 20kℓ ※2 ※3 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ1台を含む。          ※2：大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。          ※3：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 35%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>保修第二課 長 保修第二課 長</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保修第二課 長</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機用燃料タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保修第二課 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2以上あること		適用モード	大容量空冷式発電機	1台	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台 20kℓ ※2 ※3 ※3	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	大容量空冷式発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課 長 保修第二課 長	大容量空冷式発電機用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課 長	大容量空冷式発電機用燃料タンク	油量を確認する。	1か月に1回	保修第二課 長
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																																							
大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2以上あること																																																								
適用モード	大容量空冷式発電機	1台																																																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台 20kℓ ※2 ※3 ※3																																																							
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																						
大容量空冷式発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課 長 保修第二課 長																																																						
大容量空冷式発電機用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課 長																																																						
大容量空冷式発電機用燃料タンク	油量を確認する。	1か月に1回	保修第二課 長																																																						
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																																							
大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2以上あること																																																								
適用モード	大容量空冷式発電機	1台																																																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台 20kℓ ※2 ※3 ※3																																																							
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																						
大容量空冷式発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修第二課 長 保修第二課 長																																																						
大容量空冷式発電機用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課 長																																																						
大容量空冷式発電機用燃料タンク	油量を確認する。	1か月に1回	保修第二課 長																																																						

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</td> <td>(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>蓄電池（安全防護系用）蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>1組 2組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）2組をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1週間に1回</td> <td>保修第二課長 発電第二課当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	所要数	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること		適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）蓄電池（重大事故等対処用）	1組 2組	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長	<p>83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</td> <td>(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>蓄電池（安全防護系用）蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>1組 2組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）2組をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1週間に1回</td> <td>保修第二課長 発電第二課当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>	項 目	運転上の制限	所要数	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること		適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）蓄電池（重大事故等対処用）	1組 2組	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長	
項 目	運転上の制限	所要数																																								
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること																																									
適用モード	設 備																																									
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）蓄電池（重大事故等対処用）	1組 2組																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																							
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長																																							
項 目	運転上の制限	所要数																																								
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること																																									
適用モード	設 備																																									
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）蓄電池（重大事故等対処用）	1組 2組																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																							
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回	保修第二課長 発電第二課当直課長																																							



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度 の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施 設定期検査」を「定期事業 検査」に変更)</p>										
	<p>表 83-16 計装設備</p> <p>83-16-1 計装設備</p>										
後 更 変	分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チ ャンネ ル数	適用 モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
		主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	原子炉 容器内 の温度	1次冷却材高温側温度 (広域)	① 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード 1、2、 3、4、 5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 及び D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 及び E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業検査時	保修第二課長
		1次冷却材低温側温度 (広域)	① 1次冷却材高温側温度(広域)	1			A.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  30日			
		[炉心出口温度] <sup>※4</sup>	① 1次冷却材高温側温度(広域) ② 1次冷却材低温側温度(広域)	1			B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  30日			
	原子炉 容器内 の圧力	1次冷却材圧力	① 1次冷却材高温側温度(広域) ② 1次冷却材低温側温度(広域)	1			C.1 保修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			
		[加圧器圧力] <sup>※4</sup>	① 1次冷却材圧力	1			D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間  56時間			
		加圧器水位	①原子炉容器水位 ② 1次冷却材圧力 ③ 1次冷却材高温側温度(広域)	1			E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			
原子炉 容器内 の水位	加圧器水位	①原子炉容器水位 ② 1次冷却材圧力 ③ 1次冷却材高温側温度(広域)	1	モード5及び6	速やかに						
	[燃料取替用 RCS 水位] <sup>※4</sup>	① 1次冷却材高温側温度(広域) ① 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード5及び6	速やかに						

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器(多様性拡張設備)は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

前 更 変	<p>表 83-16 計装設備</p> <p>83-16-1 計装設備</p>										
	分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チ ャンネ ル数	適用 モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
主要パラメータ		代替パラメータ <sup>※2</sup>	条 件			措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
	原子炉 容器内 の温度	1次冷却材高温側温度 (広域)	① 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード 1、2、 3、4、 5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 及び D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 及び E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修第二課長
		1次冷却材低温側温度 (広域)	① 1次冷却材高温側温度(広域)	1			A.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  30日			
		[炉心出口温度] <sup>※4</sup>	① 1次冷却材高温側温度(広域) ② 1次冷却材低温側温度(広域)	1			B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  30日			
	原子炉 容器内 の圧力	1次冷却材圧力	① 1次冷却材高温側温度(広域) ② 1次冷却材低温側温度(広域)	1			C.1 保修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			
		[加圧器圧力] <sup>※4</sup>	① 1次冷却材圧力	1			D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間  56時間			
		加圧器水位	①原子炉容器水位 ② 1次冷却材圧力 ③ 1次冷却材高温側温度(広域)	1			E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			
原子炉 容器内 の水位	加圧器水位	①原子炉容器水位 ② 1次冷却材圧力 ③ 1次冷却材高温側温度(広域)	1	モード5及び6	速やかに						
	[燃料取替用 RCS 水位] <sup>※4</sup>	① 1次冷却材高温側温度(広域) ① 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード5及び6	速やかに						

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器(多様性拡張設備)は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
原子炉格納容器への注水	高圧注入ポンプ流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長		
	余熱除去流量	④格納容器再循環サンプ水位(広域)	1			及び A.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				1か月に1回	発電第二課当直課長
	AM用消火水積算流量	①B余熱除去流量 ②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④加圧器水位 ⑤原子炉容器水位 ⑥格納容器再循環サンプ水位(広域)	1			B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに				30日	動作不能でないことを指示値により確認する。
	〔充てん水流量〕 <sup>※4</sup>	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サンプ水位(広域)	1			及び B.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに					
	〔蓄圧タンク圧力〕 <sup>※4</sup> 〔蓄圧タンク水位〕 <sup>※4</sup>	①1次冷却材圧力 ①1次冷却材低温度側温度(広域) ①1次冷却材高温度側温度(広域)	1			及び C.1 保修第二課長は、当該機能の確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間					
原子炉格納容器への注水量	B格納容器スプレイ流量積算流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長		
	AM用消火水積算流量	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位(広域)	1		D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間						
	高圧注入ポンプ流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1		及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間						
	余熱除去流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1		E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに						
	〔格納容器スプレイ流量〕 <sup>※4</sup>	【格納容器スプレイの場合】 ①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位(広域) 【再循環運転の場合】 ①格納容器圧力 ②格納容器内温度 ③格納容器内温度(SA)	1									

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器(多様性拡張設備)は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	後 更 変										
	分類	機 能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度 の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施 設定期検査」を「定期事業者 検査」に変更)</p>	原子炉格納器への注水量	[充てん水流量] <sup>※4</sup>	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	機能検査を 実施する。	定期事業者 検査時	保修第二 課長
	原子炉格納器内の温度	格納容器内温度	①格納容器内温度(SA) ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能で ないことを 指示値によ り確認す る。	1か月に1回	発電第二 課当直課 長
	原子炉格納器内の温度	格納容器内温度(SA)	①格納容器内温度 ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に回復する。	72時間			
	原子炉格納器内の圧力	格納容器圧力	①AM用格納容器圧力 ②格納容器内温度 ③格納容器内温度(SA)	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間			
	原子炉格納器内の圧力	AM用格納容器圧力	①格納容器圧力 ②格納容器内温度 ③格納容器内温度(SA)	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	30日			
	原子炉格納器内の水位	格納容器再循環サンプ水位(広域)	①格納容器再循環サンプ水位(狭域) ②原子炉下部キャビティ水位 ③原子炉格納器水位 ④B格納容器スプレイ流量積算流量 ⑤高圧注入ポンプ流量 ⑥余熱除去流量 ⑦AM用消火水積算流量 ⑧燃料取替用水タンク水位 ⑨復水タンク水位	1							
	原子炉格納器内の水位	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	①格納容器再循環サンプ水位(広域)	1							

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみまさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考	前 更 変										
	分類	機 能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
	原子炉格納器への注水量	[充てん水流量] <sup>※4</sup>	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	機能検査を 実施する。	定期検査時	保修第二 課長
	原子炉格納器内の温度	格納容器内温度	①格納容器内温度(SA) ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能で ないことを 指示値によ り確認す る。	1か月に1回	発電第二 課当直課 長
	原子炉格納器内の温度	格納容器内温度(SA)	①格納容器内温度 ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に回復する。	72時間			
	原子炉格納器内の圧力	格納容器圧力	①AM用格納容器圧力 ②格納容器内温度 ③格納容器内温度(SA)	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間			
	原子炉格納器内の圧力	AM用格納容器圧力	①格納容器圧力 ②格納容器内温度 ③格納容器内温度(SA)	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	30日			
	原子炉格納器内の水位	格納容器再循環サンプ水位(広域)	①格納容器再循環サンプ水位(狭域) ②原子炉下部キャビティ水位 ③原子炉格納器水位 ④B格納容器スプレイ流量積算流量 ⑤高圧注入ポンプ流量 ⑥余熱除去流量 ⑦AM用消火水積算流量 ⑧燃料取替用水タンク水位 ⑨復水タンク水位	1							
	原子炉格納器内の水位	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	①格納容器再循環サンプ水位(広域)	1							

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみまさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度 の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施 設定期検査」を「定期事業者 検査」に変更)</p>										
	分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チャ ンネル 数	適用 モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
		主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
後 更 変	原子炉 格納器 内 水位	原子炉格納器水位	① B格納容器スプレイ流量積算 流量 ① 高圧注入ポンプ流量 ① 余熱除去流量 ① AM用消火水積算流量 ② 燃料取替用水タンク水位 ② 復水タンク水位	1	モード 1、2、 3、4、 5及び6	A. 主要パラメータを 計測する計器全て が動作不能である 場合 及び A. 2 保守第二課長は、当該計器が故障状 態であることが運転員に明確に分 かるような措置を講じる。	A. 1 発電第二課当直課長は、代替パラ メータを計測する計器が動作可能で あることを確認する。 及び A. 2 保守第二課長は、当該計器が故障状 態であることが運転員に明確に分 かるような措置を講じる。 及び A. 3. 1 保守第二課長は、当該計器を動作 可能な状態にする。 又は A. 3. 2 保守第二課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検 討し、原子炉主任技術者の確認を 得て実施する。	速やかに 30日 30日	機能を確認 する。	定期事業者 検査時	保守第二 課長
		原子炉下部キャビティ 水位	① 格納容器再循環サンプ水位(広 域) ② B格納容器スプレイ流量積算 流量 ② 高圧注入ポンプ流量 ② 余熱除去流量 ② AM用消火水積算流量 ③ 燃料取替用水タンク水位 ③ 復水タンク水位	1		B. 代替パラメータを 計測する計器全て が動作不能である 場合 及び B. 2 保守第二課長は、当該計器が故障状 態であることが運転員に明確に分 かるような措置を講じる。 及び B. 3 保守第二課長は、当該計器を動作可 能な状態にする。	速やかに 30日	可搬型格納 容器水素濃 度計測装置 の機能を確認 する。	1か月に1 回	発電第二 課当直課 長	保守第二 課長
	原子炉内 格納器水 素濃度	格納容器水素濃度	① 主要パラメータの予備 ② 静的触媒式水素再結合装置動 作監視装置 ② 電気式水素燃焼装置動作監視 装置 ② 格納容器圧力	1		C. 1つの機能を確認 する全ての計器が 動作不能である場 合 D. モード1、2、3及 び4において条件 A、B又はCの措置 を完了時間内に達 成できない場合 E. モード5及び6に おいて条件A又は Bの措置を完了時 間内に達成できな い場合	C. 1 保守第二課長は、当該機能の主要パ ラメータ又は代替パラメータを計 測する計器を1手段以上動作可能 な状態に復旧する。 D. 1 発電第二課当直課長は、モード3に する。 及び D. 2 発電第二課当直課長は、モード5に する。 E. 1 保守第二課長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E. 2 発電第二課当直課長は、1次冷却材 中のほう素濃度が低下する操作を 全て中止する。	72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに	可搬型格納 容器水素濃 度計測装置 が動作可能 であることを 確認する。 静的触媒式 水素再結合 装置動作監 視装置の機 能を確認す る。 電気式水素 燃焼装置動 作監視装置 の機能を確認 する。	3か月に1 回	定期事業者 検査時 定期事業者 検査時
前 更 変	原子炉 格納器 内 水位	原子炉格納器水位	① B格納容器スプレイ流量積算 流量 ① 高圧注入ポンプ流量 ① 余熱除去流量 ① AM用消火水積算流量 ② 燃料取替用水タンク水位 ② 復水タンク水位	1	モード 1、2、 3、4、 5及び6	A. 主要パラメータを 計測する計器全て が動作不能である 場合 及び A. 2 保守第二課長は、当該計器が故障状 態であることが運転員に明確に分 かるような措置を講じる。	A. 1 発電第二課当直課長は、代替パラ メータを計測する計器が動作可能で あることを確認する。 及び A. 2 保守第二課長は、当該計器が故障状 態であることが運転員に明確に分 かるような措置を講じる。 及び A. 3. 1 保守第二課長は、当該計器を動作 可能な状態にする。 又は A. 3. 2 保守第二課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検 討し、原子炉主任技術者の確認を 得て実施する。	速やかに 30日 30日	機能検査を 実施する。	定期検査時	保守第二 課長
		原子炉下部キャビティ 水位	① 格納容器再循環サンプ水位(広 域) ② B格納容器スプレイ流量積算 流量 ② 高圧注入ポンプ流量 ② 余熱除去流量 ② AM用消火水積算流量 ③ 燃料取替用水タンク水位 ③ 復水タンク水位	1		B. 代替パラメータを 計測する計器全て が動作不能である 場合 及び B. 2 保守第二課長は、当該計器が故障状 態であることが運転員に明確に分 かるような措置を講じる。 及び B. 3 保守第二課長は、当該計器を動作可 能な状態にする。	速やかに 30日	計器が動作 不能でない ことを指示 値により確 認する。	1か月に1 回	発電第二 課当直課 長	保守第二 課長
	原子炉内 格納器水 素濃度	格納容器水素濃度	① 主要パラメータの予備 ② 静的触媒式水素再結合装置動 作監視装置 ② 電気式水素燃焼装置動作監視 装置 ② 格納容器圧力	1		C. 1つの機能を確認 する全ての計器が 動作不能である場 合 D. モード1、2、3及 び4において条件 A、B又はCの措置 を完了時間内に達 成できない場合 E. モード5及び6に おいて条件A又は Bの措置を完了時 間内に達成できな い場合	C. 1 保守第二課長は、当該機能の主要パ ラメータ又は代替パラメータを計 測する計器を1手段以上動作可能 な状態に復旧する。 D. 1 発電第二課当直課長は、モード3に する。 及び D. 2 発電第二課当直課長は、モード5に する。 E. 1 保守第二課長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E. 2 発電第二課当直課長は、1次冷却材 中のほう素濃度が低下する操作を 全て中止する。	72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに	可搬型格納 容器水素濃 度計測装置 が動作可能 であることを 確認する。 静的触媒式 水素再結合 装置動作監 視装置の機 能を確認す る。 電気式水素 燃焼装置動 作監視装置 の機能を確認 する。	3か月に1 回	定期検査時 定期検査時

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：代替品の補充等(格納容器水素濃度の場合)  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを切替るものではない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器放射線量率	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	①格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 係修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 係修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	係修第二課長
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 係修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 係修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長
	[格納容器入口エリアモニタ] <sup>※4</sup> [炉内計装区域エリアモニタ] <sup>※4</sup> [格納容器じんあいモニタ] <sup>※4</sup> [格納容器ガスモニタ] <sup>※4</sup>	①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 係修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。 E.1 係修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	72時間 12時間 56時間 速やかに			
							30日			

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
未臨界時監視	出力領域中性子束	① 中間領域中性子束 ② 1次冷却材高温側温度(広域) ③ 1次冷却材低温側温度(広域) ④ ほう酸タンク水位	1	モード1及び2	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  速やかに  30日	機能を確認する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	1か月に1回	発電第二課当直課長
	中間領域中性子束	① 出力領域中性子束 ① 中性子源領域中性子束 <sup>※5</sup> ② ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  速やかに  30日				
	[中間領域起動率] <sup>※4</sup>	① 中間領域中性子束 ② 中性子源領域中性子束 <sup>※5</sup>	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 及び D. モード1及び2において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	72時間  12時間				
<p>※1： ブラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとみなさない。</p> <p>※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。</p> <p>※3： 機能ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※4： [ ]は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。</p> <p>※5： P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとみなさない。</p>										
未臨界時監視	出力領域中性子束	① 中間領域中性子束 ② 1次冷却材高温側温度(広域) ③ 1次冷却材低温側温度(広域) ④ ほう酸タンク水位	1	モード1及び2	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  速やかに  30日	機能検査を 実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1か月に1回	発電第二課当直課長
	中間領域中性子束	① 出力領域中性子束 ① 中性子源領域中性子束 <sup>※5</sup> ② ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに  速やかに  30日				
	[中間領域起動率] <sup>※4</sup>	① 中間領域中性子束 ② 中性子源領域中性子束 <sup>※5</sup>	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 及び D. モード1及び2において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	72時間  12時間				
<p>※1： ブラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとみなさない。</p> <p>※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。</p> <p>※3： 機能ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※4： [ ]は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。</p> <p>※5： P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとみなさない。</p>										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

分類	機能 <sup>*1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>*3</sup>			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*2</sup>			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
未臨界又は監視	中性子源領域中性子束 <sup>*5</sup>	①中間領域中性子束 ②ほう酸タンク水位	1	モード2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長
						A.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
						A.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日			
〔中性子源領域起動率〕 <sup>*4</sup>	①中性子源領域中性子束 <sup>*5</sup> ②中間領域中性子束	1	モード1、2、3、4、5及び6	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	
					B.2 保修第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				
					B.3 保修第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日				
〔ほう酸急速注入ライン流量〕 <sup>*4</sup>	①ほう酸タンク水位	1	モード1、2、3、4、5及び6	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	項目	頻度	担当	
					D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。				12時間 56時間
					E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修第二課長は、原子伊格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>*6</sup> 。及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう酸濃度が低下する操作を全て中止する。				速やかに 速やかに

<sup>\*1</sup>: プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子伊格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。  
<sup>\*2</sup>: 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
<sup>\*3</sup>: 機能ごとに個別の条件が適用される。  
<sup>\*4</sup>: ( ) は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。  
<sup>\*5</sup>: P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。  
<sup>\*6</sup>: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)  
 ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

後変更

前変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度 の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施 設定期検査」を「定期事業者 検査」に変更) ・記載の適正化に伴う変更 (「機能確認を実施」を「機能 を確認」に変更)</p>																														
	分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チ ャンネ ル数	適用 モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※5</sup>			確認事項																						
		主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当																				
最終ヒ ンク の 確 保	蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器広域水位	①蒸気発生器広域水位	1	モード 1、2、 3、4、 5 及び 6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																				
		②1次冷却材低温側温度(広域)	②1次冷却材低温側温度(広域)				A.2 発電第二課当直課長は、当該計器が故障状態であることを確認する。	速やかに																							
	蒸気発生器広域水位	①蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器狭域水位	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該計器が故障状態であることを確認する。				速やかに	計器が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長																
		②1次冷却材低温側温度(広域)	②1次冷却材低温側温度(広域)					B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることを確認する。				速やかに																			
	補助給水流量	①復水タンク水位	①復水タンク水位	1				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				C.1 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				72時間	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)の機能を確認する。	1年に1回	保修第二課長												
		②蒸気発生器広域水位	②蒸気発生器広域水位									C.2 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				72時間															
	主蒸気ライン圧力	①1次冷却材低温側温度(広域)	①1次冷却材低温側温度(広域)	1								D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合				D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。				12時間	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長								
		②1次冷却材高温側温度(広域)	②1次冷却材高温側温度(広域)													D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。				56時間											
	[主蒸気流量] <sup>※4</sup>	①主蒸気ライン圧力	①主蒸気ライン圧力	1												E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合				E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※6</sup> 。				速やかに	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)の機能を確認する。	1年に1回	保修第二課長				
		②蒸気発生器狭域水位	②蒸気発生器狭域水位																	E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。				速やかに							
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	①格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	1																C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				C.1 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				72時間	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)の機能を確認する。	1年に1回	保修第二課長
		②補助給水流量	②補助給水流量																					C.2 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				72時間			
[AM用原子炉補機冷却水サージタンク圧力] <sup>※4</sup>	①原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)	①原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間			格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長																				
	②格納容器再循環ユニット出口海水排出ライン圧力 <sup>※4</sup>	②格納容器再循環ユニット出口海水排出ライン圧力 <sup>※4</sup>			D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間																									
[A、B格納容器再循環ユニット冷却水流量] <sup>※4</sup>	①格納容器内温度	①格納容器内温度	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※6</sup> 。	速やかに						格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)の機能を確認する。	1年に1回	保修第二課長																
	②格納容器圧力	②格納容器圧力				E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																								
[A、B格納容器再循環ユニット出口海水排出ライン圧力] <sup>※4</sup>	①格納容器内温度	①格納容器内温度	1			C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間									格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)の機能を確認する。	1年に1回	保修第二課長												
	②格納容器圧力	②格納容器圧力					C.2 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間																							
格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	①格納容器内温度	①格納容器内温度	1				D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。				12時間									格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長								
	②格納容器圧力	②格納容器圧力						D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。				56時間																			

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：代替品の補充等（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)又は、原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の場合)  
 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
格納容器バイパスの監視	1次冷却材圧力	①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ②1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	発電第二課長	
	蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器広域水位 ②主蒸気ライン圧力 ②補助給水流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	
	蒸気発生器広域水位	①蒸気発生器狭域水位 ②主蒸気ライン圧力 ②補助給水流量	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 発電第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
	主蒸気ライン圧力	①蒸気発生器広域水位 ①補助給水流量 ①加圧器水位	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間				
	[復水器排気ガスマニタ] <sup>※4</sup> [蒸気発生器ブローダウン水モニタ] <sup>※4</sup> [高感度型主蒸気管モニタ] <sup>※4</sup>	①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力	1	モード1、2、3及び4	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに				
	[排気筒ガスマニタ] <sup>※4</sup> [安全補機室排気ガスマニタ] <sup>※4</sup> [補助堆屋サンプタンク水位] <sup>※4</sup> [余熱除去ポンプ出口圧力] <sup>※4</sup>	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力	1				56時間				

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。  
 ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は有効監視パラメータを示す。有効監視パラメータを計測する計器（多様性拡張設備）は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者 検査」に変更)</p>											
	分類	機能 <sup>※1</sup>		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項			
		主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
後 更 変	水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①格納容器再循環サブ水位(広域) ②B格納容器スプレイ流量積算流量 ③高圧注入ポンプ流量 ④余熱除去流量 ⑤AM用消火水積算流量	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	発電第二課長	
		ほう酸タンク水位	①出力領域中性子束 ①中間領域中性子束 ①中性子源領域中性子束 <sup>※4</sup>	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	
		復水タンク水位	①補助給水流量 ①AM用消火水積算流量	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 発電第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
	アンニラス部の水素濃度	アンニラス水素濃度	①主要パラメータの予備	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間				
						E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	56時間				
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。                  ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。                  ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。                  ※4：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。                  ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>												
前 更 変	水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①格納容器再循環サブ水位(広域) ②B格納容器スプレイ流量積算流量 ③高圧注入ポンプ流量 ④余熱除去流量 ⑤AM用消火水積算流量	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	発電第二課長	
		ほう酸タンク水位	①出力領域中性子束 ①中間領域中性子束 ①中性子源領域中性子束 <sup>※4</sup>	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、主要パラメータを計測する計器が動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電第二課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 発電第二課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	
		復水タンク水位	①補助給水流量 ①AM用消火水積算流量	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 発電第二課長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを計測する計器を1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
	アンニラス部の水素濃度	アンニラス水素濃度	①主要パラメータの予備	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間				
						E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 及び E.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	56時間				
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチング及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。                  ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。                  ※3：機能ごとに個別の条件が適用される。                  ※4：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。                  ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>												

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																															
<p>表 83-17 中央制御室</p> <p>83-17-1 居住性の確保及び汚染の持ち込み防止</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系居住性確保設備汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明 (SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 大容量空冷式発電機</td> <td>1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。                  ※2：3号炉及び4号炉の合計所要数                  ※3：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	中央制御室非常用循環系居住性確保設備汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること		適用モード	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明 (SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 大容量空冷式発電機	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3	<p>表 83-17 中央制御室</p> <p>83-17-1 居住性の確保及び汚染の持ち込み防止</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系居住性確保設備汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明 (SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 大容量空冷式発電機</td> <td>1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。                  ※2：3号炉及び4号炉の合計所要数                  ※3：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	中央制御室非常用循環系居住性確保設備汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること		適用モード	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明 (SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 大容量空冷式発電機	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                  (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																													
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																															
中央制御室非常用循環系居住性確保設備汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																																
適用モード	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明 (SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 大容量空冷式発電機	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3																																															
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																															
中央制御室非常用循環系居住性確保設備汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																																
適用モード	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明 (SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 大容量空冷式発電機	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3																																															
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認すること 中央制御室当たり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>発電第二課長 発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課長及び安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認すること 中央制御室当たり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長及び安全管理第二課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認すること 中央制御室当たり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>発電第二課長 発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課長及び安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認すること 中央制御室当たり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長	可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長及び安全管理第二課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																														
中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認すること 中央制御室当たり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長																																														
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																														
可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長及び安全管理第二課長																																														
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長																																														
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長																																														
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																														
中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認すること 中央制御室当たり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	定期検査時 1か月に1回	発電第二課長 発電第二課長																																														
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長																																														
可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長及び安全管理第二課長																																														
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長																																														
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	発電第二課長																																														

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満 足しているかどうかの確認 行為は検査ではないことか ら「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度 の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施 設定期検査」を「定期事業者 検査」に変更) ・記載の適正化に伴う変更 (「機能確認を実施」を「機能 を確認」に変更)</p>																																																																																																																			
後 更 変	<p>表 83-18 監視測定設備</p> <p>83-18-1 監視測定設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数<sup>*1</sup></th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置<sup>*4</sup></th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性物質の濃度及び放射線量の測定</td> <td>モニタリングステーション<sup>*2</sup>及びモニタリングポスト</td> <td>3台<sup>*3</sup></td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、代替措置<sup>*5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>3個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置<sup>*6</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> <td>可搬型モニタリングポストの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>8個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">可搬型放射線計測器</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線計測器の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダストサンプラ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td></td> <td></td> <td>「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型ダストサンプラの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> </tbody> </table>										項目	設備	所要数 <sup>*1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>*4</sup>			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	モニタリングステーション <sup>*2</sup> 及びモニタリングポスト	3台 <sup>*3</sup>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、代替措置 <sup>*5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	可搬型モニタリングポスト	3個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置 <sup>*6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	可搬型モニタリングポストの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	可搬型放射線計測器	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長	GM汚染サーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個				可搬型放射線計測器の機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長	電離箱サーベイメータ	2個				可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	可搬型ダストサンプラ	2個					可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	小型船舶			「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。				可搬型ダストサンプラの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長								可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長
項目	設備	所要数 <sup>*1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>*4</sup>			確認事項																																																																																																													
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																											
放射性物質の濃度及び放射線量の測定	モニタリングステーション <sup>*2</sup> 及びモニタリングポスト	3台 <sup>*3</sup>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、代替措置 <sup>*5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト	3個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置 <sup>*6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	可搬型モニタリングポストの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	可搬型放射線計測器	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
		GM汚染サーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
		ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個				可搬型放射線計測器の機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
		電離箱サーベイメータ	2個				可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	可搬型ダストサンプラ	2個					可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	小型船舶			「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。				可搬型ダストサンプラの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																										
								可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																										
前 更 変	<p>表 83-18 監視測定設備</p> <p>83-18-1 監視測定設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数<sup>*1</sup></th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置<sup>*4</sup></th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性物質の濃度及び放射線量の測定</td> <td>モニタリングステーション<sup>*2</sup>及びモニタリングポスト</td> <td>3台<sup>*3</sup></td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、代替措置<sup>*5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>3個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置<sup>*6</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> <td>可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>8個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">可搬型放射線計測器</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線計測器の機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダストサンプラ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td></td> <td></td> <td>「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型ダストサンプラの機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> </tbody> </table>										項目	設備	所要数 <sup>*1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>*4</sup>			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	モニタリングステーション <sup>*2</sup> 及びモニタリングポスト	3台 <sup>*3</sup>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、代替措置 <sup>*5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長	可搬型モニタリングポスト	3個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置 <sup>*6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	可搬型放射線計測器	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長	GM汚染サーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個				可搬型放射線計測器の機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長	電離箱サーベイメータ	2個				可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	可搬型ダストサンプラ	2個					可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	小型船舶			「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。				可搬型ダストサンプラの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長								可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長
項目	設備	所要数 <sup>*1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>*4</sup>			確認事項																																																																																																													
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																											
放射性物質の濃度及び放射線量の測定	モニタリングステーション <sup>*2</sup> 及びモニタリングポスト	3台 <sup>*3</sup>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、代替措置 <sup>*5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能検査を実施する。	定期検査時	保修第二課長																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト	3個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置 <sup>*6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	可搬型放射線計測器	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
		GM汚染サーベイメータ	2個				可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
		ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個				可搬型放射線計測器の機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
		電離箱サーベイメータ	2個				可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	可搬型ダストサンプラ	2個					可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																											
	小型船舶			「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。				可搬型ダストサンプラの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																																																																										
								可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																																																																										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・記載の適正化に伴う変更                  (「機能確認を実施」を「機能を確認」に変更)</p>																																							
後 更 変	<p>83-18-1 監視測定設備 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数*1</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置**</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風向、風速その他の気象条件の測定</td> <td rowspan="2">可搬型気象観測装置</td> <td rowspan="2">1個</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td rowspan="2">A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬型気象観測装置の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>係修第二課長</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 技術第二課長は、代替措置**6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>技術第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉及び4号炉の合計所要数                  ※2：放射性物質の濃度（よう素及びダスト）は除く。                  ※3：計画的な保守点検により停止する場合は、可搬型モニタリングポストを設置することを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。                  ※4：設備ごとに個別の条件が適用される。                  ※5：可搬型モニタリングポスト等の設置をいう。                  ※6：代替品の補充等</p>									項目	設備	所要数*1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置**			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置の機能を確認する。	1年に1回	係修第二課長	及び A.2 技術第二課長は、代替措置**6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	技術第二課長
項目	設備	所要数*1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置**			確認事項																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																															
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置の機能を確認する。	1年に1回	係修第二課長																															
					及び A.2 技術第二課長は、代替措置**6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	技術第二課長																															
前 更 変	<p>83-18-1 監視測定設備 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数*1</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置**</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風向、風速その他の気象条件の測定</td> <td rowspan="2">可搬型気象観測装置</td> <td rowspan="2">1個</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td rowspan="2">A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬型気象観測装置の機能を確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>係修第二課長</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 技術第二課長は、代替措置**6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>技術第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉及び4号炉の合計所要数                  ※2：放射性物質の濃度（よう素及びダスト）は除く。                  ※3：計画的な保守点検により停止する場合は、可搬型モニタリングポストを設置することを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。                  ※4：設備ごとに個別の条件が適用される。                  ※5：可搬型モニタリングポスト等の設置をいう。                  ※6：代替品の補充等</p>									項目	設備	所要数*1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置**			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置の機能を確認を実施する。	1年に1回	係修第二課長	及び A.2 技術第二課長は、代替措置**6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	技術第二課長
項目	設備	所要数*1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置**			確認事項																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																															
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置の機能を確認を実施する。	1年に1回	係修第二課長																															
					及び A.2 技術第二課長は、代替措置**6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	技術第二課長																															

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																															
<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化システム(ファン及びフィルター)のよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。</td> <td>3か月に1回 1年に1回</td> <td>防災課長 保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)酸素濃度計</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必要数及使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。</td> <td>3か月に1回 1年に1回</td> <td>防災課長 安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化システム(ファン及びフィルター)のよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 保修第二課長	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必要数及使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所エリアモニタ	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 安全管理第二課長		代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化システム(ファン及びフィルター)のよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。</td> <td>3か月に1回 1年に1回</td> <td>防災課長 保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)酸素濃度計</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必要数及使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。</td> <td>3か月に1回 1年に1回</td> <td>防災課長 安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「機能確認を実施」を「機能を確認」に変更)</p>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化システム(ファン及びフィルター)のよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 保修第二課長	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必要数及使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所エリアモニタ	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 安全管理第二課長		代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																														
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化システム(ファン及びフィルター)のよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 保修第二課長																																														
代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必要数及使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																														
二酸化炭素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																														
代替緊急時対策所エリアモニタ	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 安全管理第二課長																																														
	代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																														
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																														
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化システム(ファン及びフィルター)のよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 保修第二課長																																														
代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必要数及使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																														
二酸化炭素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																														
代替緊急時対策所エリアモニタ	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	3か月に1回 1年に1回	防災課長 安全管理第二課長																																														
	代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																														

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 85 条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 19 条から第 84 条の 2 の第 2 項 (以下、各条において「本章第 2 項」という。) で定める事項により確認する。</p> <p>2 本章第 2 項で定める頻度及び第 3 節第 19 条から第 84 条の 2 の第 3 項 (以下、各条において「本章第 3 項」という。) で定める要求される措置の頻度に關して、その確認の間隔は、表 85-1 に定める範囲内で延長することができる<sup>*1※2</sup>。ただし、確認回数<sup>※1</sup>の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>*1※2</sup>。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 85 条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 19 条から第 84 条の 2 の第 2 項 (以下、各条において「本章第 2 項」という。) で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認 (以下「実条件性能確認」という。) するために十分な方法 (事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) により行う。</p> <p>2 本章第 2 項で定める頻度及び第 3 節第 19 条から第 84 条の 2 の第 3 項 (以下、各条において「本章第 3 項」という。) で定める要求される措置の頻度に關して、その確認の間隔は、表 85-1 に定める範囲内で延長することができる<sup>*1※2</sup>。ただし、確認回数<sup>※1</sup>の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>*1※2</sup>。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (運転上の制限の確認は、実条件性能確認するために十分な方法により行うことを規定)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 87 条 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>*1</sup>。なお、運用方法については、表 86-1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>*1</sup>。</p> <p>3 各第二課長（防災課長及び土木建築課長を除く。）は、表 87-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 87 条 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を、その有効性について確率的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>*1</sup>。なお、運用方法については、表 86-1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、その有効性について確率的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>*1</sup>。</p> <p>3 各第二課長（防災課長及び土木建築課長を除く。）は、表 87-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を、その有効性について確率的リスク評価等を用いて検証した上で、実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(措置の有効性について確率的リスク評価等を用いて検証することを規定)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 92 条 保修第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>3 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運輸中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所<sup>1</sup>に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに<sup>2</sup>関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>5 技術第二課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 技術第二課長は、管理区域内で第 104 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>7 技術第二課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 92 条 保修第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>3 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、運輸前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運輸中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所<sup>1</sup>に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 保修第二課長は、核燃料物質の取扱いに<sup>2</sup>関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(5) <u>保修第二課長は、運輸経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(6) <u>保修第二課長は、車両を徐行させること。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>5 技術第二課長は、第 3 項の運搬において、運輸前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 技術第二課長は、管理区域内で第 104 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>7 技術第二課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (新燃料の運輸前の遵守事項に係る規定の充実)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第92条 続き (新規追加)</p>	<p>第92条 続き</p> <p>8 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</p> <p>9 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10 前項の検査実施責任者は、ウラン新燃料を運搬する場合、次の検査のうち、(1)から(7)を、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合、(1)から(10)の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 温度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(新燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項等を規定)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の検査)</p> <p>第 94 条 技術第二課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外視検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2 技術第二課長は、定期検査時における 1 次冷却材中のよう素 131 の増加量の測定結果等に基づき、燃料取替の措置を講じる場合は、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外視検査を行う。</p> <p>3 技術第二課長は、第 1 項又は第 2 項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとは判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修第二課長は、第 1 項又は第 2 項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第 94 条 技術第二課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外視検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第 8 章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術第二課長は、第 1 項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとは判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修第二課長は、第 1 項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更、定期事業者検査により燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長は、第 1 項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕                  (2) 最大線出力密度                  (3) 燃料集合体最高燃焼度                  (4) <math>F^{N_{xy}}</math>                  (5) 減速材温度係数                  (6) 最大反応度添加率                  (7) 制御棒クラスタ落下時のワースト及<math>F^{N_{\Delta H}}</math>                  (8) 制御棒クラスタ落下時のワースト及<math>F^Q</math></p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していること、その確認を主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更による炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計及び熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値又は設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力技術部長は、第 1 項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体間をあらかじめ定める。</p> <p>了 反応度停止余裕                  ㄥ 最大線出力密度                  立 燃料集合体最高燃焼度                  五 燃料棒最高燃焼度 (MOX 燃料装荷炉心の場合)                  才 水平方向ビーキング係数 <math>F^{N_{xy}}</math>                  ㄨ 減速材温度係数                  キ 出力運転時ほう素濃度                  ㄥ 最大反応度添加率                  ㄨ 制御棒クラスタ落下時の値及び移的エンタルピ上昇熱水格係数 <math>F^{N_{\Delta H}}</math>                  コ 制御棒クラスタ飛出し時の値及び熱流束熱水格係数 <math>F^Q</math></p> <p>(2) 技術第二課長は、取替炉心の安全性の評価結果が、制限値を満足していること、その確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していること、その確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (取替炉心の安全性評価に係る規定の充実、実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 保修第二課長は、使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(6) 保修第二課長は、使用済燃料ビット周辺に設置する設備については、使用済燃料ビットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 保修第二課長は、使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 技術第二課長は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ビットに 1 炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(9) 技術第二課長は、使用済燃料ビット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93 - 1 に示す境界が防止できるときをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(10) 保修第二課長は、使用済燃料ビット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講ずること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(9)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、<u>照射済燃料を含む</u>）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) <u>技術第二課長は、使用済燃料ラックに取納することが適切でない</u>と判断した使用済燃料については、<u>破損燃料容器に取納する等の措置を講ずること。</u></p> <p>(6) 保修第二課長は、使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 保修第二課長は、使用済燃料ビット周辺に設置する設備については、使用済燃料ビットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(8) 保修第二課長は、使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(9) 技術第二課長は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ビットに 1 炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ビット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93 - 1 に示す境界が防止できるときをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保修第二課長は、使用済燃料ビット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講ずること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 97 条 係修第二課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>3 技術第二課長及び係修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>4 技術第二課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術第二課長は、管理区域内で第 104 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術第二課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 97 条 係修第二課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>3 技術第二課長及び係修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>4 技術第二課長は、第 3 項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</u>ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5 技術第二課長は、管理区域内で第 104 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6 技術第二課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p> <p>7 <u>所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</u></p> <p>8 <u>所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の査査、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>9 <u>前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査  (2) 吊上検査  (3) 重量検査  (4) 表面密度検査  (5) 線量当量率検査  (6) 未臨界検査  (7) 収納物検査  (8) 温度測定検査  (9) 気密漏えい検査  (10) 圧力測定検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</li> <li>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項等を規定)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第6章 放射性廃棄物管理</b></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6 安全管理第二課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理第二課長は、技術第二課長、保修第二課長及び発電第二課長が管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p><b>第6章 放射性廃棄物管理</b></p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6 安全管理第二課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理第二課長は、技術第二課長、保修第二課長及び発電第二課長が管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり排気、排水等を管理することを規定)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (朱文番号の繰り下げ)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>第98条の2 続き</p> <p>9 保修第二課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</p> <p>10 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが取納されていないこと。</p> <p>11 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</p>



## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 98 条の 2 安全管理第二課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 98 条の 3 安全管理第二課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴う変更、条文番号の繰り下げ）</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(輸入廃棄物の管理)</p> <p>第 98 条の 4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 101 条 安全管理第二課長及び保修第二課長は、表 101-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 101 条 安全管理第二課長及び保修第二課長は、表 101-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																												
<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 放射線管理</b></p> <p>【新規追加】</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 区域管理</b></p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 103 条 発電所の管理区域は、添付 4 に示す区域とする。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>4 安全管理第二課長は、添付 4 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 103-1 に示す作業を行う場合は、3 か月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たって、安全管理第二課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p style="text-align: center;">表 103-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>屑・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td></td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	屑・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等		<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 放射線管理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 基本方針</b></p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 103 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に係るよう実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節の 2 区域管理</b></p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 103 条の 2 発電所の管理区域は、添付 4 に示す区域とする。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>4 安全管理第二課長は、添付 4 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 103 の 2-1 に示す作業を行う場合は、3 か月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たって、安全管理第二課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p style="text-align: center;">表 103 の 2-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>屑・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td></td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	屑・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARA の精神にのっとり従業員等の被ばくを管理することを規定)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (節番号、条文番号及び表番号の繰り下げ)</li> </ul>
タンク点検等	監視カメラ点検等																													
ポンプ点検等	屑・シャッター修理他作業																													
バルブ点検等	清掃作業																													
配管点検等	建物補修																													
ケーブル点検等	搬出入作業																													
空調点検等	物品の仮置																													
計測器類点検等																														
タンク点検等	監視カメラ点検等																													
ポンプ点検等	屑・シャッター修理他作業																													
バルブ点検等	清掃作業																													
配管点検等	建物補修																													
ケーブル点検等	搬出入作業																													
空調点検等	物品の仮置																													
計測器類点検等																														

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(線量の評価)</p> <p>第 110 条 安全管理第二課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 110-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第 110 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、<u>放射線防護上必要な措置を講じること</u>で放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 安全管理第二課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 110-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(案名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること (ALARA)の精神に基づく活動)を規定</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>【新規追加】</b></p> <p><b>(放射線計測器類の管理)</b></p> <p>第 113 条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び保守第二課長は、表 113-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u></p> <p>第 112 条の 2 安全管理第二課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p><b>(放射線計測器類の管理)</b></p> <p>第 113 条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び保守第二課長は、表 113-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(平常時の環境放射線モニタリングの立案及びこれに基づく測定・評価を行うことを規定)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第114条 安全管理第二課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条第5項を準用する。</p> <p>3 安全管理第二課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第115条 各課長は、核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条に定めるものを除く。）を発電所に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第114条 安全管理第二課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条の2第5項を準用する。</p> <p>3 安全管理第二課長は、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第115条 各課長は、核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条の2に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) I型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（案文番号の繰り下げ及び管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（案文番号の繰り下げ、発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保守管理計画)</p> <p>第 118 条 保守管理を実施するに当たり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【保守管理計画】</b></p> <p>1 定義</p> <p>本「保守管理計画」における用語の定義は、以下を除き「原子力発電所の保守管理規程（JEC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力技師部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会：国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 保守管理の実施方針及び保守管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12 の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 118 条の 2 に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12 の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2 の保守管理目標を達成するため 4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。また、12 の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第 118 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力技師部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会：国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 118 条の 6 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2 の施設管理目標を達成するため 4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>4 保安対象範囲の策定</b>            発電所組織は、原子力発電施設の中から、各号炉ごとに保安を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可又は認可を受けた設備</p> <p style="text-align: right;">＜中 略＞</p>	<p><b>4 保安対象範囲の策定</b>            発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保安を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可又は認可を受けた設備</p> <p style="text-align: right;">＜中 略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</li> <li>・記載の適正化に伴う変更(原子炉設置(変更)許可申請書に修正)</li> </ul>
<p><b>5 保安重要度の設定</b>            発電所組織は、4の保安対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の保安重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p style="text-align: right;">＜中 略＞</p>	<p><b>5 施設管理の重要度の設定</b>            発電所組織は、4の保安対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保安重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">＜中 略＞</p>	
<p><b>6 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</b>            (1) 発電所組織は、保安の有効性を監視、評価するために5の保安重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間当たりの計画外自動トリップ回数</p> <p>② 7000 臨界時間当たりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p style="text-align: right;">＜中 略＞</p>	<p><b>6 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</b>            (1) 発電所組織は、保安の有効性を監視、評価するために5の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>② 7000 臨界時間当たりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p style="text-align: right;">＜中 略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(安全実績指標に関するガイドの反映)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7 保安計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 点検計画 (7.1 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 補修、取替え及び改造計画 (7.2 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 特別な保安計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 発電所組織は、保安計画の策定に当たって、5の<u>保安重要度を勘案し、必要に応じた事項</u>を考慮する。また、11の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安計画の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p><b>7.1 点検計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>【新規追加】</b></p>	<p><b>7 保安計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 点検計画 (7.1 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 設計及び工事の計画 (7.2 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 特別な保安計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 発電所組織は、保安計画の策定に当たって、5の<u>施設管理の重要度を勘案し、必要に応じた事項</u>を考慮する。また、11の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安計画の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p><b>7.1 点検計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(4) 発電所組織は、点検を実施する構造物、系統及び機器が、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>※3</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※3：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第118条の4による使用前事業者検査及び第118条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c 検査及び試験の実施時期</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p><b>8 保全の実施</b></p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a 工事計画</p> <p>b 設計管理</p> <p>c 調達管理</p> <p>d 工事管理</p> <p>(3) 発電所組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p><b>9 点検・補修等の結果の確認・評価</b></p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p><b>7.2 設計及び工事の計画の策定</b></p> <p>(1) 原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p><b>8 保全の実施</b></p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第118条の2による設計管理、第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p> <p><b>9 保全の結果の確認・評価</b></p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>10 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</b></p> <p>(1) 発電所組織は、以下の a 及び b の場合には、不適合管理を行ったうえで、9 の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、(1) a 及び b の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p>	<p><b>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</b></p> <p>(1) 発電所組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a 及び b の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a 及び b に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起り得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 発電所組織は、(1) 及び (2) の活動を第 3 条に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p><b>12 施設管理の有効性評価</b></p> <p>(1) 原子力部門は、11 の保全の有効性評価の結果及び 2 の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><b>13 構成管理</b></p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a 設計要件（第 3 条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第 118 条の 2 で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b 施設構成情報（第 3 条 4.2.1 に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p><b>14 情報の共有及び活用</b></p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第 3 条 8.5.3 で活用する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</p>
<p><b>10 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</b></p> <p>(1) 発電所組織は、以下の a 及び b の場合には、不適合管理を行ったうえで、9 の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、(1) a 及び b の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p><b>12 保守管理の有効性評価</b></p> <p>(1) 原子力部門は、11 の保全の有効性評価の結果及び 2 の保守管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><b>【新規追加】</b></p> <p><b>13 情報の共有及び活用</b></p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第 3 条 8.5.3 で活用する。</p>	<p><b>13 構成管理</b></p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a 設計要件（第 3 条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第 118 条の 2 で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b 施設構成情報（第 3 条 4.2.1 に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p><b>14 情報の共有及び活用</b></p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第 3 条 8.5.3 で活用する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変	更	前	後	備 考
<p>【新規追加】</p>			<p>(設計管理)</p> <p>第118条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>
<p>【新規追加】</p>			<p>(作業管理)</p> <p>第118条の3 発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 発電所組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づき放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づき放射線管理</p> <p>3 発電所組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「<u>竣工認</u>」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、竣工認に従って行われたものであること、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「<u>検査</u>」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 竣工認に従って行われたものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">b 「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各第二課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p style="margin-left: 2em;">b 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p style="margin-left: 2em;">c その他竣工認に従って行われたものを確認するために十分な方法</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</p> <p>(3) 検査を手順に従い実施する。</p> <p>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</p> <p>(5) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各第二課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b 試験運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c a及びbによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映、条文番号の繰り下げ）</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第118条の2 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>*1</sup>並びに重大事故等対処設備<sup>*1*2</sup>(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定<sup>*3</sup></p> <p>2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、運転期間延長認可申請<sup>*4</sup>をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可<sup>*5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第118条の6 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>*1</sup>並びに重大事故等対処設備<sup>*1*2</sup>(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>*3</sup></p> <p>2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、運転期間延長認可申請<sup>*4</sup>をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可<sup>*5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「保守管理」を「施設管理」に変更、条文番号の繰り下げ)</p>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>〔溶接事業者検査の実施〕</u>            第118条の3 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。            2 保修第二課長は、前項に基づき次の各号の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。            (1) 検査の実施に係る組織を構築する。            (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。            (3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。            (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。            (5) 検査に係る記録を管理する。            (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(削 除)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更            (原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 130 条 各課長（発電第二課当直課長及びプラント管理課当直課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表 130-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、防護管理課長及び廃止措置安全課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表 130-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 130 条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 各第二課（室、センター）長（発電第二課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表 130-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、防護管理課長、廃止措置安全課長及び安全品質保証統括室長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表 130-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（事業者検査等の業務を請負会社従業員が行うことから、主管である「安全品質保証統括室長」を追加）</li> </ul>





# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

## 備考

### 第129条(所員への保安教育)

表129-2

### 保安教育の実施方針(放射線業務従事者教育)

締結中分類との対応	内 容	対象者と講習時間 ※2					放射線業務従事者防止規則の分類	
		当直専長 副	当直主任 原子炉運転職員	運 転 員 かつ、電気運転員 一、二次系運転員	放射線業務物 処理設備の 業務に携わる者	燃料取扱の 業務に携わる者		左記以外の 技術系所員
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類 及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること							
核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物の種類、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ②核燃料物質又は使用済燃料によつて汚染された設備(区画及び区域)作業の方法及び順序 ③外部放射線による質量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	④天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法							
非常の場合に露すべき処置に関すること ※1	⑤異常な事態が発生した場合における状態の措置の方法							
原子炉施設の構造、性能に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、省令安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立ち入り及び退去の手順							
核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物の種類、貯蔵及び廃棄の作業							
核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によつて汚染された設備(区画及び区域)作業							
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による質量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去							
原子炉施設の構造、性能に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い							
非常の場合に露すべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における状態の措置							

※1：各第一課(室、センター)長が、講習訓練基準に準じ、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認めらるる者については、該当する講習については、該当する講習の対象と見做すこととする。

※2：各放射線に曝露されている教育項目は、対象者となった時点から積重ねられる。

◎：全員が講習の対象者  
○：業務に携わらない者が講習の対象  
(注)合計の講習時間

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保守及び点検)を「保全」に変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更後

## 備考

### 第129条 (所員への保安教育)

表129-2

### 保安教育の実施方針 (放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					業務系所員	放射線業務等防止規則の分類	
		当直班長 副	当直主任 原子炉運転員	運転員 主任、電装運転員 一、二次系運転員	放射線業務等 処理設備の 業務に携わる者	燃料取扱の 業務に携わる者			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	核燃料物質又は使用済燃料の種別及び性状 ②天然放射性物質又は使用済燃料によって汚染された物の種別及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質取扱若しくは使用済燃料又は天然放射性物質又は使用済燃料によって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域に関する事項								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備(注)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	核燃料物質取扱若しくは使用済燃料又は天然放射性物質又は使用済燃料によって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関する事項 ※1	⑤文井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法								
非常の場合に臨むべき処置に関する事項 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
原子炉施設の状態、性能に関する事項 ※1	原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ※1	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規程の遵守に関する事項 ※1	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線業務等防止規則の要領事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備(注)								
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関する事項 ※1	⑤文井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去								
原子炉施設の状態、性能に関する事項 ※1	⑥原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に臨むべき処置に関する事項 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各第二種(班、センター)長が、教育訓練基準に従い、各項目の全項目又は一部については十分な知識及び技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができ。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から順に課せられる。

◎：全員の教育の対象  
 ○：業務に臨む必要がある者が教育の対象  
 ( )：途中の教育時間

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (保守及び点検)を「保全」に変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

## 備考

### 第129条 (所員への保安教育)

表129-3

#### 保安教育の実施方針 (運転員等)

保安教育の計画	保安教育の内容			対象者 ※1			実施時期及び教育時間	
	小分類 (項目)	科目	具体的教育内容	運転員				
				当直主任 原子炉運転員	シフト・電気運転員	一・二次巡回員		
保安規定及び保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※4	原子炉施設・臨界管理	運転上の規則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎ 運転員が教育の対象者 (配属する業務内容に応じて教育内容に差がある) × 1 教育の対象外
			運転員への指示事項	◎	◎	◎	◎	
			運転員への注意事項	◎	◎	◎	◎	
			運転員への禁止事項	◎	◎	◎	◎	
			運転員への罰則	◎	◎	◎	◎	
			運転員への処置	◎	◎	◎	◎	
			運転員への教育	◎	◎	◎	◎	
			運転員への研修	◎	◎	◎	◎	
			運転員への訓練	◎	◎	◎	◎	
			運転員への試験	◎	◎	◎	◎	
運転管理	運転員への指示事項	運転員への注意事項	運転員への指示事項	◎	◎	◎	◎	◎ 運転員が教育の対象者 (配属する業務内容に応じて教育内容に差がある) × 1 教育の対象外
			運転員への注意事項	◎	◎	◎	◎	
			運転員への禁止事項	◎	◎	◎	◎	
			運転員への罰則	◎	◎	◎	◎	
			運転員への処置	◎	◎	◎	◎	
			運転員への教育	◎	◎	◎	◎	
			運転員への研修	◎	◎	◎	◎	
			運転員への訓練	◎	◎	◎	◎	
			運転員への試験	◎	◎	◎	◎	
			運転員への評価	◎	◎	◎	◎	

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から断せられる。  
 ※2：記載するに当たっては、以下のとおり。  
 ◎：本教育は、同一科目であつても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。  
 (ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある)  
 ○：この年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上表の表の項目の時間を累積した時間ではない)。  
 ※3：合目的の内容が重複していることから、同一科目の時間を区別は行わない。  
 ※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。  
 ※5：重大事故等及び大規模事故等玉砕における原子炉施設の保安のための活動に関すること、火災、内閣溢水、火山影響等及びその他の自然災害発生時の措置に関することを含む。

・原子力規制における検査制  
 度の見直しに伴う変更  
 (「保守管理」を「施設管理」  
 に「定期検査」を「定期事  
 業者検査」に変更)





# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

### 第130条 (請負会社従業員への保安教育)

表130-1

#### 保安教育の実施方針 (請負会社)

保安教育の内容		実施時期	対象者 ※3
大分類	中分類 (雇用形態別)保安教育の内容	実施時期	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ※1	原子炉施設の見学・説明に関する事項	入所時	○
	非常時の場合に講ずべき処置の概要		○
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項		○

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		実施時期	対象者と教育時間 ※3	電離放射線障害防止規則の分類
総括者中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状		◎ (0.5時間以上)	×
放射線管理に関すること ※2	①管理区域に関する事項 ②核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ③核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合には適切な措置の方法		◎ (1.5時間以上)	×
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	原子炉、放射性医薬物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		◎ (1.5時間以上)	×
放射線管理に関すること ※2	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		◎ (0.5時間以上)	×
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係事項		◎ (1時間以上)	×
放射線管理に関すること ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順		◎ (2時間以上)	×
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の作業 ③外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視		◎ (2時間以上)	×
放射線管理に関すること ※2	④天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去 ⑤異常な事態が発生した場合には適切な措置の方法		◎ (2時間以上)	×

◎：全員の全部  
○：業務に関連する者が教育の対象  
×：教育の対象外  
( )：合計の教育時間

※1：発電所第二副班長(発電第二副班長)以下、防衛班副班長及び防衛班員、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していること  
※2：発電第二副班長(発電第二副班長)以下、防衛班副班長及び防衛班員、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していること  
※3：各対象者に課せられている教育項目は、対象者となった時点から課せられることとする  
※4：法令等の遵守については、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。

## 備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保守及び点検) を「保全」に変更)

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査等の業務を請負会社従業員が行うことから、主管である「安全品質保証課活室長」を追加)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更後

## 備考

### 第130条 (請負会社従業員への保安教育)

表130-1

#### 保安教育の実施方針 (請負会社)

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 ※3	
	中分類 (雇用形態別研修等の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ※1	原子炉施設の種類・性能に関する事項 非常時の場合に講ずべき処置の概要 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	作業上の留意事項	入所時	◎	○
		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
		法令等の遵守※4		◎	○

#### (1) 発電所入所時に必要な教育

#### (2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	内 容	実施時期	対象者と教育時間 ※3		複雑放射線障害防止規則の分類
			放射線業務従事者 (0.5時間以上)	放射線業務従事者以外 (1.5時間以上)	
放射線業務従事者に対する教育	<p>① 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>① 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>② 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>③ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>④ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑤ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑥ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑦ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑧ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑨ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑩ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑪ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑫ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑬ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑭ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑮ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑯ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑰ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑱ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑲ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑳ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉑ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉒ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉓ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉔ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉕ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉖ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉗ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉘ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉙ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉚ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉛ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉜ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉝ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉞ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉟ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊱ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊲ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊳ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊴ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊵ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊶ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊷ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊸ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊹ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊺ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊻ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊼ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊽ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊾ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊿ 放射線業務従事者に対する教育</p>	◎	◎	◎	◎
放射線業務従事者に対する教育	<p>① 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>② 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>③ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>④ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑤ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑥ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑦ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑧ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑨ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑩ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑪ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑫ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑬ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑭ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑮ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑯ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑰ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑱ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑲ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑳ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉑ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉒ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉓ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉔ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉕ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉖ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉗ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉘ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉙ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉚ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉛ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉜ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉝ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉞ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉟ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊱ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊲ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊳ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊴ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊵ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊶ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊷ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊸ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊹ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊺ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊻ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊼ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊽ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊾ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊿ 放射線業務従事者に対する教育</p>	◎	◎	◎	◎
放射線業務従事者に対する教育	<p>① 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>② 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>③ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>④ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑤ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑥ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑦ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑧ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑨ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑩ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑪ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑫ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑬ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑭ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑮ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑯ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑰ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑱ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑲ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>⑳ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉑ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉒ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉓ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉔ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉕ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉖ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉗ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉘ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉙ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉚ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉛ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉜ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉝ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉞ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㉟ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊱ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊲ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊳ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊴ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊵ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊶ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊷ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊸ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊹ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊺ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊻ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊼ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊽ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊾ 放射線業務従事者に対する教育</p> <p>㊿ 放射線業務従事者に対する教育</p>	◎	◎	◎	◎

◎：全員が教育の対象者  
○：業務に所属する者が教育の対象  
×：教育の対象外  
( )：合計の教育時間

・原子力規制における検査制  
度の見直しに伴う変更  
(「保守及び点検」を「保全」  
に変更)

・原子力規制における検査制  
度の見直しに伴う変更  
(事業者検査等の業務を請負  
会社従業員が行うことか  
ら、主管である「安全品質  
保証課長」を「追加」)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																										
<p>(記 録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成(表131-1(1)及び(2)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(5)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th style="width: 30%;">記録すべき場合<sup>※2</sup></th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)定期検査の結果</td> <td>毎日1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td></td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 ウ 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 点検・補修等の不適管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(5)保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその担当者の氏名 イ 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(6)熱出力</td> <td>原子炉に燃料が装着されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(7)炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(8)炉心の温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材出口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(11)冷却材圧力</td> <td>モード1及び2において1時間ごと</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(12)冷却材流量</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(13)制御棒位置</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(14)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td>運転中<sup>※3</sup>1時間ごと</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間	(1)使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	(2)定期検査の結果	毎日1回		(3)原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名		巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	(4)保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 ウ 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 点検・補修等の不適管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	(5)保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその担当者の氏名 イ 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施計画の改定までの期間	(6)熱出力	原子炉に燃料が装着されている場合連続して	10年間	(7)炉心の中性子束密度		10年間	(8)炉心の温度		10年間	(9)冷却材入口温度		10年間	(10)冷却材出口温度		10年間	(11)冷却材圧力	モード1及び2において1時間ごと	10年間	(12)冷却材流量		10年間	(13)制御棒位置		1年間	(14)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 <sup>※3</sup> 1時間ごと	1年間	<p>(記 録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th style="width: 30%;">記録すべき場合<sup>※2</sup></th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td>原子炉に燃料が装着されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td>モード1及び2において1時間ごと</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td>運転中<sup>※3</sup>1時間ごと</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> <td>モード1及び2において毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取出後10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装着されている場合連続して	10年間	(5)炉心の中性子束密度		10年間	(6)炉心の温度		10年間	(7)冷却材入口温度		10年間	(8)冷却材出口温度		10年間	(9)冷却材圧力	モード1及び2において1時間ごと	10年間	(10)冷却材流量		10年間	(11)制御棒位置		1年間	(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 <sup>※3</sup> 1時間ごと	1年間	(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード1及び2において毎日1回	1年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正の反映)</p>
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間																																																																																										
(1)使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																																																										
(2)定期検査の結果	毎日1回																																																																																											
(3)原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名		巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
(4)保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 ウ 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 点検・補修等の不適管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
(5)保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその担当者の氏名 イ 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施計画の改定までの期間																																																																																										
(6)熱出力	原子炉に燃料が装着されている場合連続して	10年間																																																																																										
(7)炉心の中性子束密度		10年間																																																																																										
(8)炉心の温度		10年間																																																																																										
(9)冷却材入口温度		10年間																																																																																										
(10)冷却材出口温度		10年間																																																																																										
(11)冷却材圧力	モード1及び2において1時間ごと	10年間																																																																																										
(12)冷却材流量		10年間																																																																																										
(13)制御棒位置		1年間																																																																																										
(14)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 <sup>※3</sup> 1時間ごと	1年間																																																																																										
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間																																																																																										
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																																																																																										
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																																																										
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																										
(4)熱出力	原子炉に燃料が装着されている場合連続して	10年間																																																																																										
(5)炉心の中性子束密度		10年間																																																																																										
(6)炉心の温度		10年間																																																																																										
(7)冷却材入口温度		10年間																																																																																										
(8)冷却材出口温度		10年間																																																																																										
(9)冷却材圧力	モード1及び2において1時間ごと	10年間																																																																																										
(10)冷却材流量		10年間																																																																																										
(11)制御棒位置		1年間																																																																																										
(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 <sup>※3</sup> 1時間ごと	1年間																																																																																										
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード1及び2において毎日1回	1年間																																																																																										
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間																																																																																										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考
表 131-1 (続き)				
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	
(15) 原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において毎日 1 回	(15) 運転開始前の点検結果	開始の都度	
(16) 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	(16) 運転停止後の点検結果	停止の都度	
(17) 運転開始前の点検結果	開始の都度	(17) 運転開始日時	その都度	
(18) 運転停止後の点検結果	停止の都度	(18) 臨界到達日時	その都度	
(19) 運転開始日時	その都度	(19) 運転切替日時	その都度	
(20) 臨界到達日時	その都度	(20) 緊急しや断日時	その都度	
(21) 運転切替日時	その都度	(21) 運転停止日時	その都度	
(22) 緊急しや断日時	その都度	(22) 警報装置から発せられた警報※4の内容	交代の都度	
(23) 運転停止日時	その都度	(23) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	
(24) 警報装置から発せられた警報※4の内容	交代の都度	(24) 運転上の制限の確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	
(25) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	(24) 運転上の制限の確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	
(26) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	(25) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	
(27) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後 (装荷予定のない場合を除く。)	(26) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	挿入前及び取出後 (装荷予定のない場合を除く。)	
(28) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	(27) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	毎日運転中 1 回	
(29) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射線物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	(28) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	
(30) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間について平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	(29) 排水口又は排水監視設備における放射線物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	
(31) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては 1 年間の線量、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	(30) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間について平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	
(32) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に掲げる当該 1 年間の線量	(31) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては 1 年間の線量、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	
(33) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間の線量	その都度	(32) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に掲げる当該 1 年間の線量	
(34) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	(33) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に掲げる当該 1 年間の線量	
(35) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(34) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	
		(35) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																				
<p>表 131-1 (続き)</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合※2</th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(36) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(37) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(38) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(39) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> <td>広がり及び除去の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(40) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(41) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(42) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(43) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(44) 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(45) 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(46) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(47) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(48) 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	(36) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	(37) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7	(38) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	(39) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間	(40) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7	(41) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7	(42) 事故の原因	その都度	※7	(43) 事故後の処置	その都度	※7	(44) 風向及び風速	連続して	10年間	(45) 降雨量	連続して	10年間	(46) 大気温度	連続して	10年間	(47) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	(48) 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間	<p>表 131-1 (続き)</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合※2</th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(36) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(38) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> <td>広がり及び除去の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(39) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(41) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(42) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(43) 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(44) 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(45) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(46) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(47) 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	(36) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7	(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	(38) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間	(39) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7	(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7	(41) 事故の原因	その都度	※7	(42) 事故後の処置	その都度	※7	(43) 風向及び風速	連続して	10年間	(44) 降雨量	連続して	10年間	(45) 大気温度	連続して	10年間	(46) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	(47) 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(記録項目の番号繰り上げ)</p>
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																																																																				
(36) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間																																																																																				
(37) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7																																																																																				
(38) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7																																																																																				
(39) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間																																																																																				
(40) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7																																																																																				
(41) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7																																																																																				
(42) 事故の原因	その都度	※7																																																																																				
(43) 事故後の処置	その都度	※7																																																																																				
(44) 風向及び風速	連続して	10年間																																																																																				
(45) 降雨量	連続して	10年間																																																																																				
(46) 大気温度	連続して	10年間																																																																																				
(47) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																																																				
(48) 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間																																																																																				
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																																																																				
(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間																																																																																				
(36) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7																																																																																				
(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7																																																																																				
(38) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間																																																																																				
(39) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7																																																																																				
(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7																																																																																				
(41) 事故の原因	その都度	※7																																																																																				
(42) 事故後の処置	その都度	※7																																																																																				
(43) 風向及び風速	連続して	10年間																																																																																				
(44) 降雨量	連続して	10年間																																																																																				
(45) 大気温度	連続して	10年間																																																																																				
(46) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																																																				
(47) 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間																																																																																				
<p>&lt;以下、省略&gt;</p>																																																																																						

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>表 131-2</p> <p>記録（実用炉規則第 37 条及び第 57 条に基づく記録）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ア</th> <th style="width: 85%;">検査の年月日</th> <th style="width: 10%;">検査の対象</th> <th style="width: 10%;">検査の方法</th> <th style="width: 10%;">検査の結果</th> <th style="width: 10%;">検査を行った者の氏名</th> <th style="width: 10%;">検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</th> <th style="width: 10%;">検査の実施に係る組織</th> <th style="width: 10%;">検査の実施に係る工程管理</th> <th style="width: 10%;">検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</th> <th style="width: 10%;">検査記録の管理に関する事項</th> <th style="width: 10%;">検査に係る教育訓練に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の対象</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査を行った者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る工程管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査記録の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の対象</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査を行った者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る工程管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査記録の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項			溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間												検査の年月日												検査の対象												検査の方法												検査の結果												検査を行った者の氏名												検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容												検査の実施に係る組織												検査の実施に係る工程管理												検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項												検査記録の管理に関する事項												検査に係る教育訓練に関する事項												検査の年月日												検査の対象												検査の方法												検査の結果												検査を行った者の氏名												検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容												検査の実施に係る組織												検査の実施に係る工程管理												検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項												検査記録の管理に関する事項												検査に係る教育訓練に関する事項										<p>表 131-2</p> <p>記録（実用炉規則第 14 条の 3 及び第 57 条に基づく記録）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ア</th> <th style="width: 85%;">検査の年月日</th> <th style="width: 10%;">検査の対象</th> <th style="width: 10%;">検査の方法</th> <th style="width: 10%;">検査の結果</th> <th style="width: 10%;">検査を行った者の氏名</th> <th style="width: 10%;">検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</th> <th style="width: 10%;">検査の実施に係る組織</th> <th style="width: 10%;">検査の実施に係る工程管理</th> <th style="width: 10%;">検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</th> <th style="width: 10%;">検査記録の管理に関する事項</th> <th style="width: 10%;">検査に係る教育訓練に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の対象</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査を行った者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る工程管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査記録の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の対象</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査を行った者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査の実施に係る工程管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査記録の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項			溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間												検査の年月日												検査の対象												検査の方法												検査の結果												検査を行った者の氏名												検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容												検査の実施に係る組織												検査の実施に係る工程管理												検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項												検査記録の管理に関する事項												検査に係る教育訓練に関する事項												検査の年月日												検査の対象												検査の方法												検査の結果												検査を行った者の氏名												検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容												検査の実施に係る組織												検査の実施に係る工程管理												検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項												検査記録の管理に関する事項												検査に係る教育訓練に関する事項										<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映）</p>
ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査を行った者の氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る組織																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る工程管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査記録の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査に係る教育訓練に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査を行った者の氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る組織																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る工程管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査記録の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査に係る教育訓練に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査を行った者の氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る組織																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る工程管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査記録の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査に係る教育訓練に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査を行った者の氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る組織																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査の実施に係る工程管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査記録の管理に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		検査に係る教育訓練に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考
表 131-3	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※8 (1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	記録すべき場合 変更の都度	記録すべき場合 変更の都度	
表 131-3	第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニユアル ア 品質マニユアル(要則) イ 品質マニユアル(基準)	変更の都度	変更の都度	
表 131-3	JEAC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書 ア 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 イ 原子力内部監査要則 ウ 不適合管理基準 エ 予防処置基準 オ 根本原因分析実施基準	変更後5年が経過するまでの期間	変更後5年が経過するまでの期間	
表 131-3	組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した次の文書 ア マネジメントレビュー管理基準 イ 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 ウ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 エ 原子力安全文化醸成活動管理基準 オ 教育訓練基準 カ 試験・調査管理基準 キ 異常時通報連絡処置基準 ク 非常事態対応策基準 ケ 安全運営委員会運営基準 コ 安全運営委員管理基準 サ 評価改善活動管理基準 シ 品質保証委員会運営基準 セ 技術基準 ソ 運転基準 タ 燃料管理基準 チ 放射線管理基準 ツ 化学管理基準 テ 保修基準 ト 土木建築基準 ナ 停止時保安管理基準 ニ 火災防護計画(基準) ネ 保安管理基準 ノ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準 ハ 燃料技術基準 ヒ ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準 フ 溶接事業者検査実施基準 ヘ カルデラア火山モニタリング対応基準 ホ カルデラア火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準 マ カルデラア火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準 ミ 原子力発電所土木建築設備保守基準 ム 原子力発電所土木建築設備保守基準	変更後5年が経過するまでの期間	変更後5年が経過するまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表 131-3 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※8</p> <p>(6) JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>ア マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>イ 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録</p> <p>ウ 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>エ 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>オ 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</p> <p>カ 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>キ 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>ク 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>ケ 設計・開発の変更の記録</p> <p>コ 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>サ 供給者の評価の結果の記録、及び評価に基づいて必要とされた処置があればその記録</p> <p>シ プロセスの妥当性確認が記録を必要とした活動の記録</p> <p>ス 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</p> <p>セ 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>ソ 校正又は検証に用いた基準の記録</p> <p>タ 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>チ 校正及び検証の結果の記録</p> <p>ツ 内部監査の結果の記録</p> <p>テ 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>ト リリース（水工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</p> <p>ナ 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>ニ 是正処置の結果の記録</p> <p>ヌ 予防処置の結果の記録</p>	<p>表 131-3 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※8</p> <p>(6) 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>ア マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>イ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</p> <p>ウ 個別業務に必要なプロセス及び該当プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>エ 個別業務等要求事項の審査の結果の記録、及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>オ 設計開発に用いている情報に係る記録</p> <p>カ 設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>キ 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>ク 設計開発の妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発の妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>ケ 設計開発の変更に係る記録</p> <p>コ 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録、及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>サ 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>シ 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</p> <p>ス 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>セ 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</p> <p>ソ 当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録</p> <p>タ 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</p> <p>チ 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</p> <p>ツ 内部監査結果の記録</p> <p>テ 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</p> <p>ト プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</p> <p>ナ 不適合の内容及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</p> <p>ニ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録</p> <p>ヌ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>
作成の都度	作成の都度	
5 年	5 年	

※8：表 131-1 及び表 131-2 に掲げるものを除く。

※8：表 131-1 及び表 131-2 に掲げるものを除く。



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外一)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外一)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li>   <li>・附則第3項について、2020年5月20日の玄海原子力発電所4号炉の安全性向上評価届出書の届出をもって適用を開始したことから削除する。</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項から 1.5 項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任者の権限、体制の运营管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>ト 保守管理、点検</p> <p style="padding-left: 20px;">防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、<u>保守管理</u>計画に基づき適切に<u>保守管理</u>、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項から 1.5 項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任者の権限、体制の运营管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>ト 施設管理、点検</p> <p style="padding-left: 20px;">防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、<u>施設管理</u>計画に基づき適切に<u>施設管理</u>、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更          (「保守管理」を「施設管理」に変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>カ 保守管理、点検</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 保修第二課長及び土木建築課長は、浸水防護施設及び防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>カ 施設管理、点検</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 保修第二課長及び土木建築課長は、浸水防護施設及び防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪より防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>コ 保守管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、<u>保守管理計画</u>に基づき適切に<u>保守管理</u>、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>コ <u>施設管理</u>、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、<u>施設管理計画</u>に基づき適切に<u>施設管理</u>、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.2 教育訓練の実施</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>エ 保守管理、点検</p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、浸水防止設備及び津波監視設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>5 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.2 教育訓練の実施</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、浸水防止設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>エ 施設管理、点検</p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、浸水防止設備及び津波監視設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>6 竜巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>6.2 教育訓練の実施</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、防護対策施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 保守管理、点検</p> <p>(7) 保修第二課長及び土木建築課長は、防護対策施設の要求機能を保持するため、<u>保守管理</u>計画に基づき適切に<u>保守管理</u>、<u>点検</u>を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 保修第二課長は、たるみ巻取装置の機能が喪失した場合、速やかに機能を復帰するための補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>6 竜巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>6.2 教育訓練の実施</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>キ <u>施設管理</u>、<u>点検</u></p> <p>(7) 保修第二課長及び土木建築課長は、防護対策施設の要求機能を保持するため、<u>施設管理</u>計画に基づき適切に<u>施設管理</u>、<u>点検</u>を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 保修第二課長は、たるみ巻取装置の機能が喪失した場合、速やかに機能を復帰するための補修を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔保守管理〕を「施設管理」に変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p style="padding-left: 20px;">原子力訓練センター所長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、規定文書に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p><b>【新規追加】</b></p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p style="padding-left: 20px;">原子力訓練センター所長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、規定文書に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>ウ 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練</p> <p style="padding-left: 20px;">重大事故等への対処のための手順を確実に実施するため、防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び原子力訓練センター所長は、当該施設の使用を開始する前に「ア 力量の維持向上のための教育訓練」及び「イ 成立性の確認訓練」の内容を考慮した必要な教育訓練を実施する。なお、当該施設の使用開始前に実施した力量の維持向上のための教育訓練、成立性の確認訓練等と重複する内容は省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定審査基準の一部改正に伴う変更 (重大事故等対処施設の使用を開始する場合にあらかじめ必要な教育及び訓練を行うことを規定)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案







変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 14. 電源の確保に関する手順等 (配慮すべき事項)</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>2 負荷容量</p> <p>(1) 大容量空冷式発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナケンス等のうち必要な負荷が最大となる「全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA」である。大容量空冷式発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束する電力を給電する。上記の事故シナケンスにて使用する設備が機能喪失した場合において、重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、大容量空冷式発電機の負荷容量を確認して給電する。また、大容量空冷式発電機の電源裕度及びブランチ設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 14. 電源の確保に関する手順等 (配慮すべき事項)</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>2 負荷容量</p> <p>(1) 大容量空冷式発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナケンス等のうち必要な負荷が最大となる「全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA」である。大容量空冷式発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束する電力を給電する。上記の事故シナケンスにて使用する設備が機能喪失した場合において、重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、大容量空冷式発電機の負荷容量を確認して給電する。また、大容量空冷式発電機の電源裕度及びブランチ設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員への教育訓練については「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、専属自衛消防隊員への教育訓練については、火災防護の対応に関する教育及び訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p><b>【新規追加】</b></p>	<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員への教育訓練については「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、専属自衛消防隊員への教育訓練については、火災防護の対応に関する教育及び訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>ウ 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練</p> <p>大規模損壊発生時における対処のための手順を確実に実施するため、防災課長及び原子力訓練センター所長は、当該施設の使用を開始する前に「ア 力量の維持向上のための教育訓練」及び「イ 技術的能力の確認訓練」の内容を考慮した必要な教育訓練を実施する。なお、当該施設の使用開始前に実施した力量の維持向上のための教育訓練、技術的能力の確認訓練等と重複する内容は省略することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定審査基準の一部改正に伴う変更 (重大事故等対処施設の使用を開始する場合にあらかじめ必要な教育及び訓練を行うことを規定)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付 4 管理区域図</p> <p>(第 103 条及び第 104 条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第104条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>添付 4 管理区域図</p> <p>(第 103 条の 2 及び第 104 条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第104条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(条文番号の繰り下げ)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</b></p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「コンプライアンス管理規程」及び「コンプライアンス委員会設置規程」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度毎の計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、次項(3)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度毎の計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力土木建築部門(第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度毎の計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実</p>	<p><b>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</b></p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「コンプライアンス管理規程」九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニキュアル(要則)」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニキュアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更 (第1編記載事項との整合のための変更、規定文書名の 変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第2条の2 続き</b></p> <p>状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 資材調達部門(第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度毎の計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 原子燃料部門(第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度毎の計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度毎の計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)、第1項(3)、第1項(4)、第1項(5)及び第1項(6)の活動状況を監査する。</p>	<p><b>第2条の2 続き</b></p> <p>状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更 (第1編記載事項と整合のための変更)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p>第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先とした保安活動を実施するために、「原子力安全文化醸成マニュアル(要則)」に従って、以下の安全文化を醸成する活動(以下「安全文化醸成活動」という。)を実施する。</p> <p>2 社長は、原子力安全を最優先とする価値観を浸透させるための安全文化醸成の方針を定め、保安に関する組織全体に示す。</p> <p>また、安全文化醸成活動が確実に行われることを確認するため、安全文化醸成活動に係る年度毎の計画の実施状況について原子力発電本部長及び原子力監査室長より報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3 安全文化醸成の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3 本店組織は、「原子力安全文化醸成マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織が実施する安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>また、原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織の評価結果を取りまとめ、総合的な評価を実施し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、本店組織の安全文化醸成活動に係る年度毎の計画を策定し、実施する。</p> <p>また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(3) 本店組織は、(2)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>4 発電所組織は、「原子力安全文化醸成マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力発電所原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電所長は、発電所組織の安全文化醸成活動に係る年度毎の計画を策定し、実施する。</p> <p>また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>5 監査部門は、「原子力安全文化醸成マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力監査室長は、監査部門の安全文化醸成活動に係る年度毎の計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。さらに、本店組織及び発電所組織における安全文化を効果的に醸成する観点から、第3項及び第4項の活動状況を監査する。</p> <p>(2) 監査部門は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p>	<p>第2条の3を削る</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第3条(品質マネジメントシステム計画)に統合)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を実施するに当たり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p><b>【品質保証計画】</b></p> <p>1 目的</p> <p>本「品質保証計画」は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（IEAC4111-2009）」(以下「IEAC4111」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質保証計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p>	<p>第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>3 定義</b>            本「品質保証計画」における用語の定義は、以下を除き「JEA4111」に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置監視部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監 査 部 門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本 店 組 織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、資材調達部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、原子力燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発 電 所 組 織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原 子 力 部 門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原 子 力 施 設 情 報 公 開 プ ラ イ ラ リ ー            ：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（以下「<u>ニューシア</u>」という。）</p>	<p><b>3 定義</b>            品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質管理に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置監視部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監 査 部 門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本 店 組 織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、資材調達部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、原子力燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発 電 所 組 織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原 子 力 部 門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原 子 力 施 設 情 報 公 開 プ ラ イ ラ リ ー            ：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>）のことをいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、本「品質保証計画」に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実証し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保安基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a プロセス及び原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e 原子力施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</p> <p>(2) 保安に関する組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの保安に関する組織への適用を別図1「保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図」に示す文書で明確にする。</p> <p>b これらのプロセスの順序及び相互関係を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確にする。</p> <p>c これらのプロセスの運用及び管理のいづれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p>	<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実証するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保安基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない現象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質保証計画に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る測定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質保証計画の制定に伴う変更）</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 保安に関する組織は、これらのプロセスを、本「品質保証計画」に従って運営管理する。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、記録は適正<sup>※</sup>に作成する。</p> <p>a. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b. 本「品質保証計画」、品質マニュアル（要則）及び「品質マニキュアル（基準）」</p> <p>d. 保安に関する組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、保安に関する組織が必要と決定した記録を含む文書（規定文書、業務要領、各種手順書類、調達文書、法令等）</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質保証計画」に係る規定文書体系図に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。</p> <p>なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動」に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で、保安規定との位置づけを明確にする。</p> <p>c. 第65条表65-3に示す、IEAC4111が要求する“文書化された手順”である文書及び記録</p> <p>※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>(5) 保安に関する組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮した効果的な取組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持し、次のような状態となることを目指す。</p> <p>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を担っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対応され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキユリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じ、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>保安に関する組織は、4.1(1)に従い品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、記録は適正<sup>※</sup>に作成する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 「品質マニキュアル（要則）」及び「品質マニキュアル（基準）」</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（規定文書、業務要領、手順書、調達文書、法令等）</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画」に係る規定文書体系図に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。</p> <p>なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動」に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で保安規定との位置づけを明確にする。</p> <p>(4) 第65条表65-3に示す、品質規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>4.2.2 品質マニュアル</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マニュアルとして改を作成し、維持する。</p> <p>a 本「品質保証計画」</p> <p>b 品質マニュアル(要則)</p> <p>本「品質保証計画」に基づき、社長が定める。</p> <p>c 品質マニュアル(基準)</p> <p>「品質マニュアル(要則)」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。</p> <p>a 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>b 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報</p> <p>c 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p><b>4.2.3 文書管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「保安活動」に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>a 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確保にする。</p> <p>d 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なく使用可能な状態にあることを確保にする。</p> <p>e 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確保にする。</p> <p>f 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確保にする。</p>	<p><b>4.2.2 品質マニュアル</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、次に掲げる品質マニュアルを作成し、維持する。</p> <p>a 品質マニュアル(要則)</p> <p>品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含むものとして、社長が定める。</p> <p>b 品質マニュアル(基準)</p> <p>「品質マニュアル(要則)」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e プロセスの相互の関係</p> <p><b>4.2.3 文書の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書を、次の事項を含め管理する。</p> <p>a 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>b 文書の保安に関する組織外への流出等の防止</p> <p>c 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p>a 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては4.2.3(2)aと同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c 4.2.3(2)a、bに基づき審査及び4.2.3(2)bの評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第4条に示す保安に関する組織を構成する組織の最小単位をいう。以下、同じ。)の要員を参画させる。</p> <p>d 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>g 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらは何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、「保安活動」に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>b 品質方針を設定する。</p> <p>c 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>d マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e 資源が利用できることを確実にする。</p> <p>a 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を保安に関する組織内に周知する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p>	<p>5 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を表証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、4.2.4(1)の記録の識別、保管、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を生成する。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて表証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保するようにする。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにする。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させるようにする。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>5.3 品質方針</b> 社長は、品質方針について、次の事項を確保にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保安に関する組織の目的に対して適切である。</li> <li>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</li> <li>c. 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</li> <li>d. 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。</li> <li>e. 適切性の持続のためにレビューされる。</li> </ul> <p><b>5.4 計画</b></p> <p><b>5.4.1 品質目標</b></p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織内のしるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3) a 参照)が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p>	<p><b>5.3 品質方針</b> 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p> <p><b>5.4 計画</b></p> <p><b>5.4.1 品質目標</b></p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。この、品質目標を達成するための計画には、次に掲げる事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 実施事項</li> <li>b. 必要な資源</li> <li>c. 責任者</li> <li>d. 実施事項の完了時期</li> <li>e. 結果の評価方法</li> </ul> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画            社長は、次の事項を確保にする。            a. 品質目標に加えて「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。            b. 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>5.5 責任・権限及びコミュニケーション            5.5.1 責任及び権限            社長は、責任及び権限が第5条及び第9条に定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確保にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者            (1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。            (2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。            a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確保にする。            b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。            c. 所管している組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確保にする。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画            (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。            (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の徹底的な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。            a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果。この、起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。                (a) 当該変更による原子力の安全への影響の程度<sup>の</sup>分析及び評価                (b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置            b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持            c. 資源の利用可能性            d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任・権限及び情報の伝達            5.5.1 責任及び権限            社長は、部門及び要員の責任（担当業務に於いて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第5条及び第9条に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者            (1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。            (2) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。            a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。            b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。            c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。            d. 関係法令を遵守する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>5.5.3.内部コミュニケーション</b>            社長は、次の委員会を設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確保にする。</p> <p>a. 原子力発電安全委員会            b. 玄海原子力発電所安全運営委員会            c. 原子力品質保証委員会            d. 玄海原子力発電所品質保証委員会</p>	<p><b>5.5.3.管理者</b>            (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条に示す保安に関する組織を構成する各部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようにする。</p> <p>a. <u>個別業務のプロセスが確立され、実施され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>b. <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</u></p> <p>c. <u>個別業務の実施状況に関する評価を行う。</u></p> <p>d. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>e. <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) 管理者は、5.5.3(1)で与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b. <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d. <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e. <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p><b>5.5.4.組織の内部の情報の伝達</b>            社長は、次の委員会を設置を含め、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(1) 原子力発電安全委員会            (2) 玄海原子力発電所安全運営委員会            (3) 原子力品質保証委員会            (4) 玄海原子力発電所品質保証委員会</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a 監査の結果</p> <p>b 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</p> <p>c プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>d 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>f 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>g 改善のための提案</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の有効性</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット            マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</li> <li>b 業務の計画及び実施にかかわる改善</li> <li>c 資源の必要性</li> </ul> <p>6 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供            保安に関する組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</li> <li>b 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</li> <li>c 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</li> <li>d 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</li> <li>e 関係法令の遵守に関する改善</li> </ul> <p>(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、5.6.3(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保            保安に関する組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要員</li> <li>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</li> <li>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）</li> <li>(4) その他必要な資源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>6.2 人的資源</b></p> <p><b>6.2.1 一般</b> 保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験と判断の根拠として力量を有する者を充てる。</p> <p><b>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</b> 保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。</p> <p>a 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d 保安に関する組織の要員が、自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><b>6.3 原子力施設</b> 発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力施設を「<u>保安基準</u>」及び「<u>土木建築基準</u>」に明確にし、維持管理する。</p> <p><b>6.4 作業環境</b> 発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を「<u>放射線管理基準</u>」、「<u>保安基準</u>」、「<u>土木建築基準</u>」及び「<u>火災防護計画（基準）</u>」に明確にし、運営管理する。</p>	<p><b>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務を行う。</p> <p>a 要員ごとの力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずる。</p> <p>c 6.2(2)bに基づき措置の実効性を評価する。</p> <p>d 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該業務の重要性</p> <p>e 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）として保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムの他のプロセスのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</p> <p>(3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a. 業務に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b. 業務に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c. その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d. 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(4) 業務の計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務に対する要求事項の明確化</p> <p>原子力部門は、次の事項を明確にする。</p> <p>b. 明示されていないが、業務に不可欠な要求事項</p> <p>a. 業務に適用される法令・規制要求事項</p> <p>c. 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて</p>	<p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）を策定する。(4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.1(1)で策定した計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果、この起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。</p> <p>(a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価</p> <p>(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>保安に関する組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはならないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) 7.2.1(1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に関する組織が必要とする要求事項</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー</b></p> <p>(1) 原子力部門は、業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは、業務を行う前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a 業務に対する要求事項が定められている。</p> <p>b 業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p><b>7.2.3 外部とのコミュニケーション</b></p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p>	<p><b>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a 当該個別業務等要求事項が定められている。</p> <p>b 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が<u>説明</u>されている。</p> <p>c 保安に関する組織が、あらかじめ定められた<u>個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</u></p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、<u>個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が固知されるようにする。</u></p> <p><b>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</b></p> <p>保安に関する組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、<u>実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計・開発の段階</li> <li>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</li> <li>設計・開発に関する責任及び権限</li> </ol> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>機能及び性能に関する要求事項</li> <li>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</li> <li>適用される法令・規制要求事項</li> <li>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</li> </ol> <p>(2) 原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューする。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないものとする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発のアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</li> <li>調達、業務の実施に対して適切な情報を提供する。</li> <li>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</li> <li>安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。</li> </ol>	<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。この設計開発計画には設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計開発計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</li> <li>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</li> <li>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</li> <li>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</li> </ol> <p>(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.1(1)に基づき策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>機能及び性能に係る要求事項</li> <li>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</li> <li>関係法令</li> <li>その他設計開発に必要な要求事項</li> </ol> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することのできる形式により管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</li> <li>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。</li> <li>合否判定基準を含むものである。</li> <li>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</li> </ol>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.3.4 設計・開発のレビュー</b></p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><b>7.3.5 設計・開発の検証</b></p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p><b>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</b></p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p>	<p><b>7.3.4 設計開発レビュー</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>7.3.5 設計開発の検証</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。この検証には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.3.5(1)に基づき検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、当該設計開発を行った要員に7.3.5(1)に基づき検証をさせない。</p> <p><b>7.3.6 設計開発の妥当性確認</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。この設計開発妥当性確認には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.3.7 設計・開発の変更管理</b></p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><b>7.4 調達</b></p> <p><b>7.4.1 調達プロセス</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子炉安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</p>	<p><b>7.3.7 設計開発の変更の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができようにするともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づき審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づき審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>7.4 調達</b></p> <p><b>7.4.1 調達プロセス</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.4.1(3)に基づき評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.4.2 調達要求事項</b></p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</li> <li>b 要員の適格性確認に関する要求事項</li> <li>c 品質マネジメントシステムに関する要求事項</li> </ul> <p>(2) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確保にする。</p> <p><b>7.4.3 調達製品の検証</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確保にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p><b>7.5 業務の実施</b></p> <p><b>7.5.1 業務の管理</b></p> <p>原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</li> <li>b 必要に応じて、作業手順が利用できる。</li> <li>c 適切な設備を使用している。</li> <li>d 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</li> <li>e 監視及び測定が実施されている。</li> <li>f 業務のリリースが実施されている。</li> </ul>	<p><b>7.4.2 調達物品等要求事項</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>b 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>c 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>d 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</li> <li>e 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>f 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>g その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul> <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項として、当該組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p><b>7.4.3 調達物品等の検証</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p><b>7.5 個別業務の実施</b></p> <p><b>7.5.1 個別業務の管理</b></p> <p>保安に関する組織は、個別業務計画に基づき個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</li> <li>b 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</li> <li>c 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</li> <li>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</li> <li>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</li> <li>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施している。</li> <li>(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認</b></p> <p>(1) 原子力部門は、業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</li> <li>b 設備の承認及び要員の適格性確認</li> <li>c 所定の方法及び手順の適用</li> <li>d 記録に関する要求事項(4.2.4参照)</li> <li>e 妥当性の再確認</li> </ul> <p><b>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</b></p> <p>(1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別する。</p> <p>(2) 原子力部門は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定に関連して、業務の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は、業務について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><b>7.5.4 組織外の所有物</b></p> <p>発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><b>7.5.5 調達製品の保存</b></p> <p>発電所組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p><b>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるときとを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</li> <li>b 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</li> <li>c 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</li> </ul> <p><b>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p><b>7.5.4 組織の外部の者の物品</b></p> <p>保安に関する組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>7.5.5 調達物品の管理</b></p> <p>保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.6 監視機器及び測定機器の管理</b></p> <p>(1) 業務に対する要求事項への適合性を実証するために、発電所組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 発電所組織は、監視及び測定の結果の適合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できていることを確認する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</p> <p>a 定められた間隔又は使用前に、<u>国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</u></p> <p>c 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>b 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、発電所組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。発電所組織は、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p>	<p><b>7.6 監視測定のための設備の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.6(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</u></p> <p>b 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c 所要の調整がなされている。</p> <p>d 監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</p> <p>e 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、<u>従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.6(4)に示す不適合が判明した場合において、<u>当該監視測定のための設備及び7.6(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p>(6) 保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8 評価及び改善</b></p> <p><b>8.1 一般</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 業務に対する要求事項への適合を裏証する。</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p><b>8.2 監視及び測定</b></p> <p><b>8.2.1 原子力安全の達成</b></p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関し外部がどのように受けておるかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p>	<p><b>8 評価及び改善</b></p> <p><b>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が8.1(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p><b>8.2 監視測定</b></p> <p><b>8.2.1 組織の外部の者の意見</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.1(1)に基づき意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.2.2 内部監査</b></p> <p>(1) 監査部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、IEC4111の要求事項に適合しているか、及び保安に関する組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査部門は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確保にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</p>	<p><b>8.2.2 内部監査</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う監査部門により内部監査を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、8.2.2(7)に基づく通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.2.3 プロセスの監視及び測定</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおり結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p><b>8.2.4 検査及び試験</b></p> <p>(1) 原子力部門は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査基準」に基づき、原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p>	<p><b>8.2.3 プロセスの監視測定</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合うように次の事項を含む方法により、これを行う。この監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づき方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、8.2.3(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p><b>8.2.4 機器等の検査等</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。この記録には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等における独立性については、8.2.4(5)を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.3 不適合管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、保安に関する組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d 外部への引渡し又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニュースシアへ登録・公開する。</p> <p><b>8.4 データの分析</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1 参照)</p> <p>b 業務に対する要求事項への適合(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>c 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>d 供給者の能力(7.4 参照)</p> <p><b>8.5 改善</b></p> <p><b>8.5.1 継続的改善</b></p> <p>保安に関する組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p><b>8.3 不適合の管理</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>c 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>d 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、8.3(3)a に基づく措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニュースシアへ登録・公開する。</p> <p><b>8.4 データの分析及び評価</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善(品質マネジメントシステムの有効性に關するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータをを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.4(1)に基づきデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a 保安に関する組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p><b>8.5 改善</b></p> <p><b>8.5.1 継続的な改善</b></p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>8.5.2 是正処置</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>b 不適合の原因の特定</p> <p>a 不適合の内容確認</p> <p>d 必要な処置の決定及び実施</p> <p>f 与った是正処置の有効性のレビュー</p> <p>c 不適合の再発防止を確保にするための処置の必要性の評価</p> <p>e 与った処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (EAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「<u>不適合管理基準</u>」及び「<u>根本原因分析実施基準</u>」に規定する。</p> <p><b>8.5.3 予防処置</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見 (ニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>a 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e 与った予防処置の有効性のレビュー</p> <p>d 与った処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (EAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「<u>予防処置基準</u>」及び「<u>根本原因分析実施基準</u>」に規定する。</p>	<p><b>8.5.2 是正処置等</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析 (情報の収集及び整理並びに、技術的、人的及び組織的側面等を考慮することを含む。)及び当該不適合の原因の明確化 (必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点がある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。)を変更する。</p> <p>e 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 (単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析 (以下「<u>根本原因分析</u>」という。)の手順を確立し、実施する。</p> <p>g 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.2(1)に掲げる事項について「<u>不適合管理基準</u>」、「<u>改善措置活動管理基準</u>」及び「<u>原子力内部監査要則</u>」に、根本原因分析に係る要求事項を「<u>根本原因分析実施基準</u>」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p><b>8.5.3 未然防止処置</b></p> <p>(1) 保安に関する組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見 (ニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合 (原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>b 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.3(1)に掲げる事項について「<u>未然防止処置基準</u>」、「<u>改善措置活動管理基準</u>」及び「<u>原子力内部監査要則</u>」に定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別図1</p> <p>保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図</p>	<p>別図1</p> <p>保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更)</li> <li>記載の適正化に伴う変更(第1編記載事項との整合のための変更)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加、美用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者における使用事業者検査、定規事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>別図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任 (Plan)</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>7. 業務の計画及び実施 (Do)</p> <p>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画 (廃止措置管理、燃料管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置)</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.3 原子力施設</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>8. 評価及び改善 (8.1 一般) (Check, Act)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>8.5.4 根本原因分析に「JFAC4111 附属書」に関する要求事項</p> <p>8.5.5 未だ防止処置</p> <p>基本プロセス (実線) / 中プロセス (点線) / 小プロセス (破線)</p> <p>明瞭な関連 (実線) / 理解上重要な関連 (点線)</p>	<p>別図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>別図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任 (Plan)</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及び情報の伝達</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (Do)</p> <p>7.2 個別業務要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (関係法令の遵守、健全な安全文化を育成し、及び維持する活動、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置)</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>8. 評価及び改善 (8.1 監視測定、分析、評価及び改善) ※改善措置活動を含む (Check, Act)</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>8.5.2 是正処置等 (根本原因分析含む)</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス (実線) / 中プロセス (点線) / 小プロセス (破線)</p> <p>明瞭な関連 (実線) / 理解上重要な関連 (点線)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質規則の制定に伴う変更)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

別表1 品質マネジメントシステムの要求事項と規程文書との対応表

要求事項	1次文書	2次文書
4.1 概要要求事項	—	—
4.2.1 一般	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.2 品質マニュアル	—	品質マネジメントシステムに係る基本事項
4.2.3 文書管理	—	品質マネジメントシステムに係る基本事項
4.2.4 記録の管理	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
5.1 経営者のコミットメント	—	経営者の原子力の安全のためのリーダーシップ
5.2 原子力安全の重視	—	原子力の安全の重視
5.3 品質方針	—	品質マネジメントシステム管理基準
5.4.1 品質目標	—	品質目標
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	—	品質マネジメントシステムの計画
5.5.1 責任及び権限	—	責任及び権限
5.5.2 管理責任者	—	品質マネジメントシステム管理責任者
5.5.3 内勤コミュニケーション	—	品質マネジメントシステム管理基準
5.6.1 一般	—	品質マネジメントシステム管理基準
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.1 資源の提供	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.2.1 一般	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.2.2 力量、教育、訓練及び経験	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.3 原子力施設	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.4 作業環境	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.1 業務の計画	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.2.1 業務に対する要求事項の明確化	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.2.3 外勤とのコミュニケーション	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.3 契約・開発	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.4 調達	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.1 業務の管理	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.2 業務に関するプロセスの委任確認	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.3 識別及びトレーサビリティ	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.4 組織製品の保存	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.5 組織製品の保存	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.6 監視装置及び測定機器の管理	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.1 一般	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.1 原子力安全の検証	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.2 内勤監査	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.3 プロセスの検証及び測定	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.4 検査及び試験	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.3 不適合管理	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.4 データの分析	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.5.1 継続的改善	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.5.2 根本原因	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.5.3 予防措置	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達

なお、(8.2.4)内勤監査以外の重要事項に対する原子力監査の基礎事項については、「原子力内部監査要則」で規定する。  
 ※1: 別図1「保安規定品質保証計画」に示すとおり、2次文書は「品質マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」の上位となる1次文書である。  
 ※2: 「8.1評価及び改善」要求事項を全般的に達成するためのプロセスの一つとして「改善措置活動管理基準」を規定することから、(8.1)監視制度、分析、評価及び改善」に該当させる。

## 変更後

別表1 品質マネジメントシステムの要求事項と規程文書との対応表

要求事項	1次文書	2次文書
4.1 概要要求事項	—	—
4.2.1 一般	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.2 品質マニュアル	—	品質マネジメントシステムに係る基本事項
4.2.3 文書管理	—	品質マネジメントシステムに係る基本事項
4.2.4 記録の管理	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
5.1 経営者のコミットメント	—	経営者の原子力の安全のためのリーダーシップ
5.2 原子力安全の重視	—	原子力の安全の重視
5.3 品質方針	—	品質マネジメントシステム管理基準
5.4.1 品質目標	—	品質目標
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	—	品質マネジメントシステムの計画
5.5.1 責任及び権限	—	責任及び権限
5.5.2 管理責任者	—	品質マネジメントシステム管理責任者
5.5.3 内勤コミュニケーション	—	品質マネジメントシステム管理基準
5.6.1 一般	—	品質マネジメントシステム管理基準
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.1 資源の提供	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.2.1 一般	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.2.2 力量、教育、訓練及び経験	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.3 原子力施設	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
6.4 作業環境	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.1 業務の計画	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.2.1 業務に対する要求事項の明確化	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.2.3 外勤とのコミュニケーション	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.3 契約・開発	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.4 調達	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.1 業務の管理	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.2 業務に関するプロセスの委任確認	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.3 識別及びトレーサビリティ	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.4 組織製品の保存	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.5.5 組織製品の保存	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
7.6 監視装置及び測定機器の管理	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.1 一般	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.1 原子力安全の検証	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.2 内勤監査	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.3 プロセスの検証及び測定	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.2.4 検査及び試験	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.3 不適合管理	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.4 データの分析	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.5.1 継続的改善	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.5.2 根本原因	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達
8.5.3 予防措置	—	品質マネジメントレビューに関する情報伝達

なお、(8.2.4)内勤監査以外の重要事項に対する原子力監査の基礎事項については、「原子力内部監査要則」で規定する。  
 ※1: 別図1「保安規定品質保証計画」に示すとおり、2次文書は「品質マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」の上位となる1次文書である。  
 ※2: 「8.1評価及び改善」要求事項を全般的に達成するためのプロセスの一つとして「改善措置活動管理基準」を規定することから、(8.1)監視制度、分析、評価及び改善」に該当させる。

## 備考

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理規則の制定に伴う変更)
- 記載の適正化に伴う変更(第1編記載事項との整合のための変更)
- 原子力規制における検査制(輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加、実用規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																								
<p>別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">規定文書</th> <th style="width: 30%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>品質マニュアル(要則)</td><td></td></tr> <tr><td>品質マニュアル(基準)</td><td></td></tr> <tr><td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>品質マニュアル(要則)</td><td></td></tr> <tr><td>品質マニュアル(基準)</td><td></td></tr> <tr><td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>安全委員会運営基準、安全運営委員会議議基準</td><td></td></tr> <tr><td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>教育訓練基準</td><td></td></tr> <tr><td>運転基準</td><td></td></tr> <tr><td>放射線管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>化学管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>保安基準</td><td></td></tr> <tr><td>土木建築基準</td><td></td></tr> <tr><td>燃料管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>技術基準</td><td></td></tr> <tr><td>非常事態対応基準</td><td></td></tr> <tr><td>異常時通場連絡処置基準</td><td></td></tr> <tr><td>防護基準</td><td></td></tr> <tr><td>設計・調査管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>原子力内部監査要則</td><td></td></tr> <tr><td>試験・検査基準</td><td></td></tr> <tr><td>不適合管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>改善措置活動管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>未検防止処置基準</td><td></td></tr> <tr><td>根本原因分析実施基準</td><td></td></tr> <tr><td>火災防護計画(基準)</td><td></td></tr> <tr><td>施設管理基準</td><td></td></tr> <tr><td>保安監督主任者の保安監督に関する基準</td><td></td></tr> <tr><td>除塵業者検査実施基準</td><td></td></tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	品質マニュアル(要則)		品質マニュアル(基準)		保安活動に関する文書及び記録の管理基準		品質マニュアル(要則)		品質マニュアル(基準)		保安活動に関する文書及び記録の管理基準		安全委員会運営基準、安全運営委員会議議基準		マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準		教育訓練基準		運転基準		放射線管理基準		化学管理基準		保安基準		土木建築基準		燃料管理基準		技術基準		非常事態対応基準		異常時通場連絡処置基準		防護基準		設計・調査管理基準		原子力内部監査要則		試験・検査基準		不適合管理基準		改善措置活動管理基準		未検防止処置基準		根本原因分析実施基準		火災防護計画(基準)		施設管理基準		保安監督主任者の保安監督に関する基準		除塵業者検査実施基準		<p>別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">規定文書</th> <th style="width: 30%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td><td>第2条の2、第3条</td></tr> <tr><td>品質マニュアル(要則)</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>品質マニュアル(基準)</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td><td>第3条、第6条、第7条</td></tr> <tr><td>安全委員会運営基準、安全運営委員会議議基準</td><td>第3条、第6条、第7条</td></tr> <tr><td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>教育訓練基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>運転基準</td><td>第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第59条、第64条</td></tr> <tr><td>放射線管理基準</td><td>第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条、第57条、第63条～第66条</td></tr> <tr><td>化学管理基準</td><td>第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第36条～第39条、第42条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条</td></tr> <tr><td>保安基準</td><td>第3条、第31条、第37条、第43条、第44条の2、第46条～第48条、第50条～第50条の3、第57条、第63条～第66条</td></tr> <tr><td>土木建築基準</td><td>第3条、第13条、第15条～第17条、第19条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条</td></tr> <tr><td>燃料管理基準</td><td>第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第28条、第29条の2、第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条</td></tr> <tr><td>技術基準</td><td>第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第28条、第29条の2、第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条</td></tr> <tr><td>非常事態対応基準</td><td>第3条、第17条、第61条～第66条</td></tr> <tr><td>異常時通場連絡処置基準</td><td>第3条、第66条</td></tr> <tr><td>防護基準</td><td>第3条、第40条、第41条</td></tr> <tr><td>設計・調査管理基準</td><td>第3条、第50条の2</td></tr> <tr><td>原子力内部監査要則</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>試験・検査基準</td><td>第3条、第50条の4、第50条の5</td></tr> <tr><td>不適合管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>改善措置活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>未検防止処置基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>根本原因分析実施基準</td><td>第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条</td></tr> <tr><td>火災防護計画(基準)</td><td>第3条、第50条</td></tr> <tr><td>施設管理基準</td><td>第3条、第8条、第9条</td></tr> <tr><td>保安監督主任者の保安監督に関する基準</td><td>第3条、第30条の2</td></tr> <tr><td>除塵業者検査実施基準</td><td></td></tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第2条の2、第3条	品質マニュアル(要則)	第3条	品質マニュアル(基準)	第3条	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第6条、第7条	安全委員会運営基準、安全運営委員会議議基準	第3条、第6条、第7条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条	運転基準	第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第59条、第64条	放射線管理基準	第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条、第57条、第63条～第66条	化学管理基準	第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第36条～第39条、第42条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条	保安基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第44条の2、第46条～第48条、第50条～第50条の3、第57条、第63条～第66条	土木建築基準	第3条、第13条、第15条～第17条、第19条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条	燃料管理基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第28条、第29条の2、第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条	技術基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第28条、第29条の2、第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条	非常事態対応基準	第3条、第17条、第61条～第66条	異常時通場連絡処置基準	第3条、第66条	防護基準	第3条、第40条、第41条	設計・調査管理基準	第3条、第50条の2	原子力内部監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条、第50条の4、第50条の5	不適合管理基準	第3条	改善措置活動管理基準	第3条	未検防止処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条	火災防護計画(基準)	第3条、第50条	施設管理基準	第3条、第8条、第9条	保安監督主任者の保安監督に関する基準	第3条、第30条の2	除塵業者検査実施基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</li> <li>記載の適正化に伴う変更(第1編記載事項との整合のための変更、関連条文の見直し)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加、美用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等)に係る運用ガイドの反映)</li> </ul>
規定文書	保安規定																																																																																																																									
品質マニュアル(要則)																																																																																																																										
品質マニュアル(基準)																																																																																																																										
保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																										
品質マニュアル(要則)																																																																																																																										
品質マニュアル(基準)																																																																																																																										
保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																										
安全委員会運営基準、安全運営委員会議議基準																																																																																																																										
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準																																																																																																																										
教育訓練基準																																																																																																																										
運転基準																																																																																																																										
放射線管理基準																																																																																																																										
化学管理基準																																																																																																																										
保安基準																																																																																																																										
土木建築基準																																																																																																																										
燃料管理基準																																																																																																																										
技術基準																																																																																																																										
非常事態対応基準																																																																																																																										
異常時通場連絡処置基準																																																																																																																										
防護基準																																																																																																																										
設計・調査管理基準																																																																																																																										
原子力内部監査要則																																																																																																																										
試験・検査基準																																																																																																																										
不適合管理基準																																																																																																																										
改善措置活動管理基準																																																																																																																										
未検防止処置基準																																																																																																																										
根本原因分析実施基準																																																																																																																										
火災防護計画(基準)																																																																																																																										
施設管理基準																																																																																																																										
保安監督主任者の保安監督に関する基準																																																																																																																										
除塵業者検査実施基準																																																																																																																										
規定文書	保安規定																																																																																																																									
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第2条の2、第3条																																																																																																																									
品質マニュアル(要則)	第3条																																																																																																																									
品質マニュアル(基準)	第3条																																																																																																																									
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																																									
安全委員会運営基準、安全運営委員会議議基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																																									
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																																									
教育訓練基準	第3条																																																																																																																									
運転基準	第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第59条、第64条																																																																																																																									
放射線管理基準	第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条、第57条、第63条～第66条																																																																																																																									
化学管理基準	第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第36条～第39条、第42条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条																																																																																																																									
保安基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第44条の2、第46条～第48条、第50条～第50条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																									
土木建築基準	第3条、第13条、第15条～第17条、第19条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条																																																																																																																									
燃料管理基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第28条、第29条の2、第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条																																																																																																																									
技術基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第28条、第29条の2、第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第50条～第50条の3、第54条、第57条、第63条～第66条																																																																																																																									
非常事態対応基準	第3条、第17条、第61条～第66条																																																																																																																									
異常時通場連絡処置基準	第3条、第66条																																																																																																																									
防護基準	第3条、第40条、第41条																																																																																																																									
設計・調査管理基準	第3条、第50条の2																																																																																																																									
原子力内部監査要則	第3条																																																																																																																									
試験・検査基準	第3条、第50条の4、第50条の5																																																																																																																									
不適合管理基準	第3条																																																																																																																									
改善措置活動管理基準	第3条																																																																																																																									
未検防止処置基準	第3条																																																																																																																									
根本原因分析実施基準	第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条																																																																																																																									
火災防護計画(基準)	第3条、第50条																																																																																																																									
施設管理基準	第3条、第8条、第9条																																																																																																																									
保安監督主任者の保安監督に関する基準	第3条、第30条の2																																																																																																																									
除塵業者検査実施基準																																																																																																																										

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図4-1</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図4-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の用語に合わせ「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更)</li>   <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事<sup>*1</sup>及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事<sup>*1</sup>及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子力技術部長の職務へ「輸入廃棄物の管理」を追加)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げ)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5条 (保安に関する職務) 続き</p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)、(21)から(25)及び(31)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(36) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>第5条 (保安に関する職務) 続き</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(36) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(37) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げ）</li> </ul>
<p>※1：廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事という（以下、本条において同じ）。</p>		

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>(5) 保守管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第5条(14)から(16)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第5条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げ）</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(廃止措置主任者の選任)            第 8 条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、次の各号の業務に通算して 3 年以上従事した経験を有する者の中から選任する。            (1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務            &lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(廃止措置主任者の選任)            第 8 条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、次の各号の業務に通算して 3 年以上従事した経験を有する者の中から選任する。            (1) 原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務            &lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「保守管理」を「施設管理」に変更)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>(廃止措置主任者の職務等) 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">条 文</th> <th style="width: 67%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第35条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第63条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第64条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	条 文	内 容	第35条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第63条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第64条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>(廃止措置主任者の職務等) 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">条 文</th> <th style="width: 67%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第35条の2 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第63条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第64条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	条 文	内 容	第35条の2 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第63条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第64条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(条文番号の繰り下げ)</li> </ul>
条 文	内 容																	
第35条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																	
第63条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																	
第64条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																	
条 文	内 容																	
第35条の2 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																	
第63条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																	
第64条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																	



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第11条の2 プラント管理課長は、廃止措置の段階に応じた原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 原子炉施設の運転に必要な監視項目*1を定め、中央制御室における監視、第12条第1項及び第2項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各廃止措置課長に通知する。</p> <p>イ 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>エ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各廃止措置課長の依頼に基づき、第1号イによる運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各廃止措置課長は、プラント管理課長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(3) プラント管理課長は、第3節（第22条から第24条を除く）各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために原子炉施設確認の計画を定め、実施する。</p> <p>*1：運転に必要な監視項目とは、第3節（第22条から第24条を除く）各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文を新規追加）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(巡 視)</p> <p>第 12 条 プラント管理課当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（アニューラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を除く。）を「運転基準」に基づき巡視する。</p> <p>2 プラント管理課当直課長は、「運転基準」に基づきアニューラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第 37 条第 1 項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間毎に巡視する。</p>	<p>(巡 視)</p> <p>第 12 条 プラント管理課当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（アニューラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を除く。）を「運転基準」に基づき巡視する。実施においては、第 50 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>2 プラント管理課当直課長は、「運転基準」に基づきアニューラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第 37 条第 1 項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間毎に巡視する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 8 章施設管理との関連を追記)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(地震・火災等発生時の措置) 第 16 条 各廃止措置課長は、地震・火災が発生した場合に次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 2 各廃止措置課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>3 各廃止措置課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p>※ 1：廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備をいう（以下、本条及び第 50 条において同じ）。</p>	<p>(地震・火災等発生時の措置) 第 16 条 各廃止措置課長は、地震・火災が発生した場合に次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 2 各廃止措置課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>3 各廃止措置課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p>※ 1：廃止措置計画で定める性能維持施設をいう（以下、本条、第 50 条及び第 50 条の 5 において同じ）。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則改正による変更、追加条文を追記)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 25 条 設備管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベーター、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 設備管理課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(5) 設備管理課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 設備管理課長は、車両を併行させること。</p> <p>5 廃止措置運営課長は、第 4 項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>7 廃止措置運営課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 25 条 設備管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベーター、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 設備管理課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 設備管理課長は、<u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(5) 設備管理課長は、<u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(6) 設備管理課長は、<u>車両を併行させること。</u></p> <p>5 廃止措置運営課長は、第 4 項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</u></p> <p>7 廃止措置運営課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(新燃料の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第25条 (新燃料の運搬) 続き</p> <p>【新規追加】</p>	<p>第25条 (新燃料の運搬) 続き</p> <p>8 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</p> <p>9 所長は、第4条に定める尿安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10 前項の検査実施責任者は、新燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外觀検査</p> <p>(2) 吊上検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 表面密度検査</p> <p>(5) 線量当量率検査</p> <p>(6) 未臨界検査</p> <p>(7) 収納物検査</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(新燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項等を規定)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 27 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 27 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料(以下、照射済燃料を含む)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>(6) <u>廃止措置運営課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切でない</u>と判断した使用済燃料については、<u>破損燃料容器に収納する等の措置を講ずること。</u></p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実)</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 28 条 設備管理課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>3 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>4 廃止措置運営課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認する。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 28 条 設備管理課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>3 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>4 廃止措置運営課長は、第 3 項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認する。</u>ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5 廃止措置運営課長は、<u>管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認する。</u></p> <p>6 廃止措置運営課長は、<u>使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>7 <u>所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</u></p> <p>8 <u>所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の査査、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>9 <u>前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査  (2) 吊上検査  (3) 重量検査  (4) 表面密度検査  (5) 線量当量率検査  (6) 未臨界検査  (7) 収納物検査  (8) 温度測定検査  (9) 気密漏えい検査  (10) 圧力測定検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 放射性廃棄物管理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(放射性固体廃棄物の管理)</b></p> <p>第 29 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>5 設備管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 放射性廃棄物管理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</b></p> <p>第 29 条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>(放射性固体廃棄物の管理)</b></p> <p>第 29 条の 2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>5 設備管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入り制限することともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6 廃止措置安全課長は、第 5 項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 廃止措置安全課長は、廃止措置運営課長及びプラント管理課長が管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>8 廃止措置安全課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARA の精神にのっとり排気、排水等を管理することを規定)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文番号の繰り下げ)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</li> </ul>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>第29条の2 続き</p> <p>9 <u>設備管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</u></p> <p>10 <u>設備管理課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p>(2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>11 <u>設備管理課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性廃棄物を発電所外に陸棄する場合の遵守事項を規定)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 30 条 廃止措置安全課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 30 条 廃止措置安全課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴う変更)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(輸入廃棄物の管理)            第30条の2 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確実にする。            2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。            3 前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 33 条 廃止措置安全課長及び設備管理課長は、表 33-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 33 条 廃止措置安全課長及び設備管理課長は、表 33-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																												
<p>【新規追加】</p> <p><b>第 7 章 放射線管理</b></p> <p><b>第 1 節 区域管理</b></p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 35 条 発電所の管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>4 廃止措置安全課長は、添付 1 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 35-1 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、廃止措置安全課長は、目的、期間及び場所を明らかにする。設定又は解除に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p>	<p><b>第 7 章 放射線管理</b></p> <p><b>第 1 節 基本方針</b></p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 35 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に係つよう実施する。</p> <p><b>第 1 節の 2 区域管理</b></p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 35 条の 2 発電所の管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>4 廃止措置安全課長は、添付 1 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 35 の 2-1 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、廃止措置安全課長は、目的、期間及び場所を明らかにする。設定又は解除に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARA の精神にのっとり従業員等の被ばくを管理することを規定)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (節番号、条文番号及び表番号の繰り下げ)</li> </ul>																												
<p>表 35-1</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	<p>表 35 の 2-1</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	
タンク点検等	監視カメラ点検等																													
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																													
バルブ点検等	清掃作業																													
配管点検等	建物補修																													
ケーブル点検等	搬出入作業																													
空調点検等	物品の仮置																													
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業																													
タンク点検等	監視カメラ点検等																													
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																													
バルブ点検等	清掃作業																													
配管点検等	建物補修																													
ケーブル点検等	搬出入作業																													
空調点検等	物品の仮置																													
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業																													

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(線量の評価)</p> <p>第42条 廃止措置安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表42-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第42条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じること、で放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 廃止措置安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表42-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(条名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること (ALARAの精神に基づく活動)を規定)</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 45 条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長、設備管理課長及び保修第二課長は、表 45-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第 44 条の 2 安全管理第二課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 45 条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長、設備管理課長及び保修第二課長は、表 45-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(平常時の環境放射線モニタリングの立案及びこれに基づく測定・評価を行うことを規定)</li> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 46 条 廃止措置安全課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第 25 条、第 28 条及び第 29 条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第 29 条第 5 項を準用する。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、第 2 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第 47 条 各課長は、核燃料物質等（第 25 条、第 28 条及び第 29 条に定めるものを除く。）を発電所に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 46 条 廃止措置安全課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第 25 条、第 28 条及び第 29 条の 2 に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第 29 条の 2 第 5 項を準用する。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、第 2 項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第 47 条 各課長は、核燃料物質等（第 25 条、第 28 条及び第 29 条の 2 に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A 型輸送物若しくは BM 型輸送物については、開封されたときに、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講ずること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号の繰り下げ及び管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号の繰り下げ、発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 8 章 保守管理</b></p> <p>(保守管理計画) 第 50 条 保守管理を実施するに当たり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【保守管理計画】</b></p> <p>1 定義 本「保守管理計画」における用語の定義は、以下を除き「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。 (3) PWR 事業者連絡会：国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12 の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12 の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定 発電所組織は、2 の保守管理目標を達成するため 4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。また、12 の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定 発電所組織は、原子力発電施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 維持すべき原子炉施設 (2) その他自ら定める設備</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 8 章 施設管理</b></p> <p>(施設管理計画) 第 50 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に固する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。 (3) PWR 事業者連絡会：国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定 発電所組織は、2 の施設管理目標を達成するため 4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定 発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 維持すべき原子炉施設 (2) その他自ら定める設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>5 保安重要度の設定</b>            発電所組織は、4の保安対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の保安重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。            なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p>	<p><b>5 施設管理の重要度の設定</b>            発電所組織は、4の保安対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保安重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。            なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経歴等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</li> </ul>
<p><b>6 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</b>            (1) 発電所組織は、保安の有効性を監視、評価するために5の保安重要度を踏まえ、系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p>	<p><b>6 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</b>            (1) 発電所組織は、保安の有効性を監視、評価するために5の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p>	
<p><b>7 保安計画の策定</b>            (1) 発電所組織は、4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 点検計画 (7.1 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 補修、取替え及び改造計画 (7.2 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 特別な保安計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 発電所組織は、保安計画の策定に当たって、5の保安重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安計画の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p>	<p><b>7 保安計画の策定</b>            (1) 発電所組織は、4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 点検計画 (7.1 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 設計及び工事の計画 (7.2 参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 特別な保安計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 発電所組織は、保安計画の策定に当たって、5の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安計画の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>7.1 点検計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p><b>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 検査及び試験の具体的方法</p> <p style="margin-left: 20px;">b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p style="margin-left: 20px;">c 検査及び試験の実施時期</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p><b>8 保全の実施</b></p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 工事計画</p> <p style="margin-left: 20px;">b 設計管理</p> <p style="margin-left: 20px;">c 調達管理</p> <p style="margin-left: 20px;">d 工事管理</p> <p>(3) 発電所組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p>	<p><b>7.1 点検計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 発電所組織は、点検を実施する構造物、系統及び機器が、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>*</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第50条の4による使用前事業者検査及び第50条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p><b>7.2 設計及び工事の計画の策定</b></p> <p>(1) 原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p><b>8 保全の実施</b></p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、<u>第50条の2による設計管理及び第50条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>9 点検・補修等の結果の確認・評価</b></p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※1までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期※1までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※1: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p><b>10 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</b></p> <p>(1) 発電所組織は、以下の a 及び b の場合には、不適合管理を行ったうえで、9 の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、(1) a 及び b の場合の不適合管理、<u>是正処置及び予防処置</u>について記録する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p><b>12 保守管理の有効性評価</b></p> <p>(1) 原子力部門は、11 の保安の有効性評価の結果及び2の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新規追加】</b></p>	<p><b>9 保安の結果の確認・評価</b></p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保安の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保安</u>が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p><b>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</b></p> <p>(1) 発電所組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a 及び b の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要なら<u>是正処置</u>を講じるとともに、以下の a 及び b に至った場合には、<u>不適合管理</u>を行ったうえで、<u>是正処置</u>を講じる。</p> <p>a <u>保安</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、<u>保安</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、他の原子炉施設の運転経路等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、<u>適切な未然防止処置</u>を講じる。</p> <p>(3) 発電所組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p><b>12 施設管理の有効性評価</b></p> <p>(1) 原子力部門は、11 の保安の有効性評価の結果及び2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p style="text-align: center;"><b>13 構成管理</b></p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a <u>設計要件</u> (第3条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第50条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b <u>施設構成情報</u> (第3条 4.2.1 に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)</p> <p>c <u>物理的構成</u> (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド)の反映</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>13 情報の共有及び活用</b> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第3条8.5.3で活用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新規追加】</b></p>	<p><b>14 情報の共有及び活用</b> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第3条8.5.3で活用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>（設計管理）</b></p> <p>第50条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保安の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第50条の4に定める使用 前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p style="text-align: center;"><b>（作業管理）</b></p> <p>第50条の3 発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 発電所組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 発電所組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、本項及び第12条による巡視を定期的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第50条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 設工認に従って行われたものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">b 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各廃止措置課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p style="margin-left: 2em;">b 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p style="margin-left: 2em;">c その他設工認に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p><u>(定期事業者検査の実施)</u>            第 50 条の 5 所長は、維持すべき原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。            2 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。            3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。            (1) 検査の実施体制を構築する。            (2) 検査実施要領書*1を定め、それを実施する。            (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。            (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。            4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。            (1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者。            (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。            (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。            5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。            6 各廃止措置課長及び安全品質保証統括室長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。            (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。            (2) 検査に係る記録の管理を行う。            (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。            a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法            b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法            c a 及び b による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映）</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>〔溶接事業者検査の実施〕</u>            第50条の2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、            検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。            2 設備管理課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。            (1) 検査の実施に係る組織を構築する。            (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。            (3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。            (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。            (5) 検査に係る記録を管理する。            (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(削 除)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更            (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 64 条 各廃止措置課長(プラント管理課当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各廃止措置課長(プラント管理課当直課長を除く。)、防護管理課長及び安全管理第二課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 64 条 各廃止措置課(室、センター)長(プラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各廃止措置課長(プラント管理課当直課長を除く。)、防護管理課長、安全管理第二課長及び安全品質保証統括室長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(事業者検査等の業務を請負会社従業員が行うことから、主管である「安全品質保証統括室長」を追加)</li> </ul>





# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

## 備考

### 保安教育の実施方針（放射線業務従事者教育）

表63-2

総括表中分類との対応	内容	対象者と教育時間 ※2					業務放射線防護防止規則の分類
		当直課長 副	運転員 原子炉監視の 業務に携わる者	放射線業務物 運搬の 業務に携わる者	燃料の運搬又は貯 蔵の業務に携わる 者	左記以外の 技術系所属員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の方法及び順序						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による汚染当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法						
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法						
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法						
原子炉施設の構造、性能に関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業						
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による汚染当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去						
原子炉施設の構造、性能に関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い						
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置						

※1：各禁止措置課（室、センター）長が、教育訓練基礎に使い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に携わる者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (「保守及び点検」を「保全」に変更)

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (「保守及び点検」を「保全」に変更)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 後 更 変

## 考 備

### 保安教育の実施方針（放射線業務従事者教育）

表63-2

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					業務放射線業務防止規則の分類
		当直課長 副	運 転 員 原子炉運転の 業務に携わる者	放射線業務物 運搬の 業務に携わる者	燃料の運搬又は呼 鷹の業務に携わる 者	左記以外の 技術系所属員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の方法及び順序						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備 <sup>〔注〕</sup>						
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による荷量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法						
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法						
原子炉施設の構造、性能に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備 <sup>〔注〕</sup> 〔注〕作業						
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による荷量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去						
原子炉施設の構造、性能に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い						
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置						

※1：各禁止措置課（室、センター）長が、教育訓練基礎に使い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に携わる者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (「保守及び点検」を「保全」に変更)

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  
 (「保守及び点検」を「保全」に変更)

# 海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

## 備考

表03-3

### 保安教育の実施方針（運転員等）

保安教育の内容		具体的教育内容	運転員			実施時期及び教育時間
中分類 (項目)	小分類 (項目)		当直班長 副長	原子炉施設の運転 の業務に関わる者	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に 関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守 <sup>※3</sup>	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する 規程の概要及び法令等の遵守 <sup>※3</sup> 保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎
		廃止措置管理の原則の概要、運用と確保	◎	◎	◎	
原子炉施設の廃止措置に関する こと	廃止措置管理	施設運用上の基準の概要、具体的値と基準を越えた場合の措置	◎	◎	◎	◎
		施設運用上の基準及び基準を越えた場合の措置の概観と運用	◎	◎	◎	
原子炉施設の廃止措置に関する こと	監視・定期試験	監視の範囲と確認項目及びその根拠	◎	◎	◎	◎
		定期的に実施する試験の内容と頻度及び基準値	◎	◎	◎	
放射性廃棄物及び核燃料物質に よって汚染された物の取扱いに 関すること	異常時対応	各設備の運転操作の概要（異常操作） 警報発生時の対応操作（異常操作）	◎	◎	◎	◎
		各設備の運転操作と監視項目（中央制御室） 警報発生時の対応操作（中央制御室）	◎	◎	◎	
放射性廃棄物管理	燃料管理	警報発生時の監視項目（排煙、状況監視）	◎	◎	◎	◎
		施設定期検査中の検査項目概要 施設定期検査中の検査項目の概観	◎	◎	◎	
燃料管理	燃料管理	放射性廃棄物管理 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に關すること	◎	◎	◎	◎
		燃料の盤管理に關すること 燃料の運搬及び貯蔵に關すること	◎	◎	◎	

※1

◎：全員が教育の対象者  
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）  
×：教育の対象外

※2：記載されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に關すること

（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）

・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間を累積した時間であり、

上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間ではない）。

・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に關すること

・原子力規制における検査制  
度の見直しに伴う変更  
（「保守管理」を「施設管理」  
に「施設定期検査」を「定  
期事業者検査」に変更）

# 海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変 更 後

## 備 考

表03-3

### 保安教育の実施方針（運転員等）

保安教育の内容		具体的教育内容	運転員 ※1			実施時期及び教育時間
中分類 (項目)	細目		当直隊長 副 長	原子炉施設の運転 の業務に関わる者	燃料の運搬又は貯蔵 の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に 関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※3	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する 現用の要求及び法令等の遵守※3	◎	◎	◎	×
		保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	
原状回復の廃止措置に関する こと	廃止措置管理	廃止措置管理の運用の概要、運用と検証	◎	◎	◎	×
		施設運用上の基準の概要、具体的値と基準を越えた場合の措置	◎	◎	◎	
	監視・定期試験	施設運用上の基準及び基準を越えた場合の措置の監視と運用	◎	×	×	×
		監視の範囲と確認項目及びその根拠	◎	◎	◎	
燃料貯蔵の廃止措置に関する こと	異常時対応	各設備の運転操作の概要（異常操作） 警報発生時の対応操作（異常操作）	◎	◎	◎	×
		各設備の運転操作と監視項目（中央制御室） 警報発生時の対応操作（中央制御室）	◎	◎	◎	
	施設管理	警報発生時の監視項目（排煙、状況監視）	◎	×	×	×
		施設管理計画に関すること	◎	◎	◎	
放射性廃棄物管理 放射性固体・液体・気体放射性物質の管理に関すること	放射性廃棄物管理	定規事業者検査中の検査項目概要	◎	×	×	×
		定規事業者検査中の検査項目の根拠	◎	×	×	
	燃料管理	燃料の燃費管理に関すること 燃料の運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	◎

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2：記載するに当たつての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であつても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間の時間を累積した時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間は含まれない）。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいふ。

◎：全員が教育の対象者  
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）

×：教育の対象外

- ・原子力規制における検査制  
度の見直しに伴う変更  
（「保守管理」を「施設管理」  
に「施設定期検査」を「定  
期事業者検査」に変更）

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

保安教育の内容		実施時期	放射線業務従事者	対象者 ※3	備考
大分類 (実用規程制定後の内容)	小分類 (項目)	内容	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
(1) 発電所入所時に安全に必要な教育	原子炉施設の種類・性能に関する事項	作業上の留意事項	◎	○	
	非常の場合に備えべき処置に関する事項	非常時の場合に備えべき処置の概要	◎	◎	
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	法令等の遵守※4	◎	○	
	原子炉施設の使用停止措置に関する事項	原子炉施設の使用停止措置の概要	◎	○	
(2) 放射線業務従事者に対する教育					
保安教育の内容		実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
総括表中分類との対応	内容	放射線業務従事者	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
放射線業務及び燃料燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①放射線業務又は使用済燃料の種類及び性状 ②放射線業務又は使用済燃料による汚染された物の種類及び性状 ③放射線業務又は使用済燃料による汚染された物の種類及び性状 ④外部放射線による線量計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	×	◎ (0.5時間以上)	燃料燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項 ②燃料燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③燃料燃料物質又は使用済燃料による汚染された設備の保守及び点検作業の方法及び手順 ④外部放射線による線量計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	×	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①原子炉施設の種類、性能に関する事項 ※2 ・放射線管理に関する事項 ※2	◎ (1.5時間以上)	×	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①燃料燃料物質及び燃料燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項 ※2 ②燃料燃料物質及び燃料燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項 ※2 ③燃料燃料物質又は使用済燃料による汚染された設備の保守及び点検作業の方法及び手順 ④外部放射線による線量計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	×	◎ (0.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	×	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順 ②燃料燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類、貯蔵及び廃棄の作業 ③燃料燃料物質又は使用済燃料による汚染された設備の保守及び点検作業の方法及び手順 ④外部放射線による線量計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去 ⑥原子炉施設の種類、性能に関する事項 ※2 ・放射線管理に関する事項 ※2	◎ (2時間以上)	×	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の構造
非常の場合に備えべき処置に関する事項 ※2	①異常な事態が発生した場合における応急の措置 ※1：各停止措置（アラート管理担当直轄を除く）、 <b>原子炉施設センター所長、副所長及び施設長</b> が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを認め、発出する教育については、該当する教育について省略することができる。 ※2：各停止措置（アラート管理担当直轄を除く）、 <b>防護管理課長</b> が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを認め、発出する教育については、該当する教育について省略することができる。 ※3：在り余剰を要求している教育項目は、対象者となった時点から許せられる。 ※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。	◎ (2時間以上)	×	◎ (2時間以上)	◎：全員が教育の対象者 ○：業務に関連する者が教育の対象 ×：教育の対象外 ( )：合計の教育時間



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更後

## 備考

表64-1

### 保安教育の実施方針（請負会社）

保安教育の内容		対象者 ※3		実施時期	電離放射線障害防止規則の分類
大分類 (実用放射線業務の範囲)	小分類 (項目)	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外		
(1) 発電所入所時に安全上必要な教育	原子炉施設の構造・性能に関する事項	作業上の留意事項	◎ ○	入所時	
	非常時の場合に備えべき処置に関する事項	非常時の場合に備えべき処置の概要	◎ ○		
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	法令等の遵守※4	◎ ○		
	原子炉施設の停止措置に関する事項	原子炉施設の停止措置の概要	◎ ○		
(2) 放射線業務従事者に対する教育					
保安教育の内容					
総括表中分類との対応		対象者と教育時間 ※3		実施時期	放射線業務従事者以外
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	×	管理区域内において、核燃料物質及び使用済燃料の取扱いに係る作業を行うとき	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識  原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱いに関する事項 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備及び器具 ④放射線作業の方法及び手順 ⑤放射線作業による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑥天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法	◎ (1.5時間以上)	×		
非常の場合に備えべき処置に関する事項 ※2	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (1.5時間以上)	×		
原子炉施設の構造・性能に関する事項 ※2	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (0.5時間以上)	×		
放射線管理に関する事項 ※2	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (1時間以上)	×		
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (2時間以上)	×		
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備及び器具の作業 ④線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (1時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識  電離放射線の生体にも与える影響  関係法令	
放射線管理に関する事項 ※2	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去 ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い	
非常の場合に備えべき処置に関する事項 ※2	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				
※1：各禁止措置（ <b>置、止、ク、ク</b> ）が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを、該当する教育について確認することができる。					
※2：各禁止措置（ <b>アラント</b> ）管理担当副課長を除く。）、防護管理担当副課長及び保安物品管理担当副課長、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを、該当する教育について確認することができる。					
※3：各対象者（ <b>置、止、ク、ク</b> ）は、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項については、教育時間について確認することができる。					
※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項のこととする。					

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																														
<p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課 (室、センター) 長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成 (表 65-1 (1) 及び(2)を除く。) し、保存する。ただし、表 65-1 (5)イの記録については、原子力部門 (原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織) が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める保安に関する記録を遵守する。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという (以下、本条において同じ)。</p> <p style="text-align: center;">表 65-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記録 (表用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th style="width: 33%;">記録すべき場合<sup>※2</sup></th> <th style="width: 34%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設定期検査の結果</td> <td>毎日 1 回</td> <td>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</td> <td></td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄した後の 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4) 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 ウ 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(5) 保守管理の実施に関する方針、保守管理の目標及びその評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録 (表用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間	(1) 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	(2) 施設定期検査の結果	毎日 1 回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	(3) 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名		施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄した後の 5 年が経過するまでの期間	(4) 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 ウ 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(5) 保守管理の実施に関する方針、保守管理の目標及びその評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度		<p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課 (室、センター) 長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成 (表 65-1 (1) を除く。) し、保存する。ただし、表 65-1 (3)イの記録については、原子力部門 (原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織) が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める保安に関する記録を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める保安に関する記録を遵守する。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという (以下、本条において同じ)。</p> <p style="text-align: center;">表 65-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記録 (表用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th style="width: 33%;">記録すべき場合<sup>※2</sup></th> <th style="width: 34%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄した後の 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (表用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間	(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄した後の 5 年が経過するまでの期間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (表用炉規則改正の反映)</p>
記録 (表用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間																														
(1) 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																														
(2) 施設定期検査の結果	毎日 1 回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																														
(3) 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名		施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄した後の 5 年が経過するまでの期間																														
(4) 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 ウ 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																														
(5) 保守管理の実施に関する方針、保守管理の目標及びその評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度																															
記録 (表用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間																														
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																														
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄した後の 5 年が経過するまでの期間																														
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																														

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考	
表 65-1 (続き)	記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) 配置	記録すべき場合※2 配置又は配置替えの都度	保存期間		
(6)	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の放射能の量	記録すべき場合※2 配置又は配置替えの都度	5 年間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (記録項目の番号繰り上げ)	
(7)	使用済燃料の排出における放射能の量	排出の都度	10 年間		
(8)	使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日 1 回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週 1 回	10 年間		
(9)	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあっては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあっては 3 月ごとに 1 回	10 年間		
(10)	管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間		
(11)	放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月ごとに 1 回	※ 4		
(12)	4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に掲げる当該 1 年間の線量	※ 4		
(13)	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4		
(14)	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4		
表 65-1 (続き)	記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) 配置	記録すべき場合※2 配置又は配置替えの都度	保存期間		
(4)	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の放射能の量	記録すべき場合※2 配置又は配置替えの都度	5 年間		
(5)	使用済燃料の排出における放射能の量	排出の都度	10 年間		
(6)	使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日 1 回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週 1 回	10 年間		
(7)	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあっては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあっては 3 月ごとに 1 回	10 年間		
(8)	管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間		
(9)	放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月ごとに 1 回	※ 4		
(10)	4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に掲げる当該 1 年間の線量	※ 4		
(11)	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4		
(12)	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4		

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																										
<p>表 65-1 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合※2</th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(15) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(16) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(17) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化の都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(18) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> <td>広がり及び除去の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(19) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(20) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(21) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(22) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(23) 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(24) 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(25) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(26) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>(27) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>(28) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</td> <td>廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度</td> <td>※ 5</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	(15) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	(16) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※ 5	(17) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5	(18) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間	(19) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5	(20) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5	(21) 事故の原因	その都度	※ 5	(22) 事故後の処置	その都度	※ 5	(23) 風向及び風速	連続して	10 年間	(24) 降雨量	連続して	10 年間	(25) 大気温度	連続して	10 年間	(26) 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	(27) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	(28) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5	<p>表 65-1 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合※2</th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(13) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(14) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(15) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化の都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(16) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> <td>広がり及び除去の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(17) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(18) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(19) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(20) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(21) 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(22) 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(23) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(24) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>(25) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>(26) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</td> <td>廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度</td> <td>※ 5</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	(13) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	(14) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※ 5	(15) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5	(16) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間	(17) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5	(18) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5	(19) 事故の原因	その都度	※ 5	(20) 事故後の処置	その都度	※ 5	(21) 風向及び風速	連続して	10 年間	(22) 降雨量	連続して	10 年間	(23) 大気温度	連続して	10 年間	(24) 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	(25) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	(26) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (記録項目の番号繰り上げ)</li> </ul>
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																																																																										
(15) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間																																																																																										
(16) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※ 5																																																																																										
(17) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5																																																																																										
(18) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間																																																																																										
(19) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5																																																																																										
(20) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5																																																																																										
(21) 事故の原因	その都度	※ 5																																																																																										
(22) 事故後の処置	その都度	※ 5																																																																																										
(23) 風向及び風速	連続して	10 年間																																																																																										
(24) 降雨量	連続して	10 年間																																																																																										
(25) 大気温度	連続して	10 年間																																																																																										
(26) 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間																																																																																										
(27) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間																																																																																										
(28) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5																																																																																										
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																																																																										
(13) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間																																																																																										
(14) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※ 5																																																																																										
(15) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5																																																																																										
(16) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間																																																																																										
(17) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5																																																																																										
(18) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5																																																																																										
(19) 事故の原因	その都度	※ 5																																																																																										
(20) 事故後の処置	その都度	※ 5																																																																																										
(21) 風向及び風速	連続して	10 年間																																																																																										
(22) 降雨量	連続して	10 年間																																																																																										
(23) 大気温度	連続して	10 年間																																																																																										
(24) 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間																																																																																										
(25) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間																																																																																										
(26) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5																																																																																										
<p>&lt;以下、省略&gt;</p>																																																																																												

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																								
<p>表 65-2</p> <p>記録 (実用炉規則第 37 条に基づく記録)</p> <p>(1) 添接事業者検査の結果の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>検査の年月日</th> <th>検査の対象</th> <th>検査の方法</th> <th>検査の結果</th> <th>検査を行った者の氏名</th> <th>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</th> <th>検査の実施に係る組織</th> <th>検査の実施に係る工程管理</th> <th>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</th> <th>検査記録の管理に関する事項</th> <th>検査に係る教育訓練に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当該添接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p> <p>当該添接事業者検査を行った後最初の原子炉等規則法第 43 条の 3 の 13 第 6 項の通知を受けるまでの期間</p>	ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項													<p>表 65-2</p> <p>記録 (実用炉規則第 14 条の 3 及び第 57 条に基づく記録)</p> <p>(1) 使用前事業者検査の結果の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>検査の年月日</th> <th>検査の対象</th> <th>検査の方法</th> <th>検査の結果</th> <th>検査を行った者の氏名</th> <th>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</th> <th>検査の実施に係る組織</th> <th>検査の実施に係る工程管理</th> <th>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</th> <th>検査記録の管理に関する事項</th> <th>検査に係る教育訓練に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の結果の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>検査年月日</th> <th>検査の対象</th> <th>検査の方法</th> <th>検査の結果</th> <th>検査を行った者の氏名</th> <th>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</th> <th>検査の実施に係る組織</th> <th>検査の実施に係る工程管理</th> <th>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</th> <th>検査記録の管理に関する事項</th> <th>検査に係る教育訓練に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>その発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間</p>	ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項													ア	検査年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項													<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則改正の反映)</p>
ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項																																																															
ア	検査の年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項																																																															
ア	検査年月日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査を行った者の氏名	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の実施に係る組織	検査の実施に係る工程管理	検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	検査記録の管理に関する事項	検査に係る教育訓練に関する事項																																																															

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>表 65-3</p> <p>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）※6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>(2) 品質マニュアル 第 3 条に定める品質保証計画 品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）</p> <p>(3) IEC4111 の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 予防処置基準 根本原因分析実施基準</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した次の文書 マネジメントレビュー管理基準</p> <p>イ マネジメントレビュー管理基準 ウ 教育訓練基準 エ 設計・調査管理基準 オ 試験・検査基準 カ 異常時通報連絡処置基準 キ 非常事態対応策基準 ク 安全委員会運営基準 ク 評価改善活動管理基準 コ 品質保証委員会運営基準 シ 技術基準 シ 運転基準 ス 燃料管理基準 セ 放射線管理基準 ソ 化学管理基準 タ 保修基準 チ 土木建築基準 ツ 防護基準 テ 火災防護計画（基準） ト 保守管理基準 ト 廃止措置主任者の保安監督に関する基準 ト 塗接事業者検査実施基準</p>	記録すべき場合	保存期間	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	<p>表 65-3</p> <p>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）※6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル ア 品質マニュアル（要則） イ 品質マニュアル（基準）</p> <p>(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 未然防止処置基準 根本原因分析実施基準 改善措置活動管理基準</p> <p>(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようとするための必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 ア 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 ウ 原子力安全文化醸成活動管理基準 エ 教育訓練基準 オ 設計・調査管理基準 カ 試験・検査基準 キ 異常時通報連絡処置基準 ク 非常事態対応策基準 ク 安全委員会運営基準 ク 評価改善活動管理基準 コ 品質保証委員会運営基準 シ 技術基準 シ 運転基準 ス 燃料管理基準 セ 放射線管理基準 ソ 化学管理基準 タ 保修基準 チ 土木建築基準 ツ 防護基準 テ 火災防護計画（基準） ト 施設管理基準 ト 廃止措置主任者の保安監督に関する基準 ト 返還廃棄物管理基準</p>	記録すべき場合	保存期間	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質規則の制定に伴う変更)</p>
記録すべき場合	保存期間																	
変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																	
変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																	
変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																	
記録すべき場合	保存期間																	
変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																	
変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																	
変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考
表 65-3 続き	記録(実用炉規則第 67 条に基づき作成する次の記録) *6 (5) JEA041111 の要求事項に基づき作成する次の記録	記録すべき場合	保存期間	
ア	マネジメントレビューの結果の記録			・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)
イ	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録			
ウ	業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録			
エ	業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けた業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録			
オ	原子炉施設の要求事項に関する設計・開発に必要な処置があればその記録			
カ	設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			
キ	設計・開発の変更の記録			
ク	設計・開発の変更の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			
ケ	設計・開発の変更の記録			
コ	設計・開発の変更の結果のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録			
サ	供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5 年	
シ	プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録			
ス	業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録			
セ	組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録			
ソ	校正又は検証に用いた基準の記録			
タ	測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録			
チ	校正及び検証の結果の記録			
ツ	内部監査の結果の記録			
テ	検査及び試験の適合判定基準への適合の記録			
ト	リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録			
ナ	不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録			
ニ	是正処置の結果の記録			
ヌ	予防処置の結果の記録			

※ 6 : 表 65-1 及び表 65-2 に掲げるものを除く。

※ 6 : 表 65-1 及び表 65-2 に掲げるものを除く。

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変 更 前

表 65-4

記録項目	保存期間
(1) 熱出力	10 年間
(2) 炉心の中性子束密度	10 年間
(3) 炉心の温度	10 年間
(4) 冷却材入口温度	10 年間
(5) 冷却材出口温度	10 年間
(6) 冷却材圧力	10 年間
(7) 冷却材流量	10 年間
(8) 原子炉内における燃料体の配置	取過後 10 年間
(9) 警報装置から発せられた警報の内容	1 年間
(10) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1 年間
(11) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	取過後 10 年間
(12) 原子炉施設に対して実施した保安活動の実施の評価の結果	※ 7
(13) 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7
(14) 定期事業者検査の結果の記録	
ア 検査の年月日	
イ 検査の対象	
ウ 検査の方法	
エ 検査の結果	
オ 検査を行った者の氏名	
カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	
キ 検査の実施に係る組織	
ク 検査の実施に係る工程管理	
ケ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
コ 検査記録の管理に関する事項	
サ 検査に係る教育訓練に関する事項	

※ 7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表 65-4

記録項目	保存期間
(1) 熱出力	10 年間
(2) 炉心の中性子束密度	10 年間
(3) 炉心の温度	10 年間
(4) 冷却材入口温度	10 年間
(5) 冷却材出口温度	10 年間
(6) 冷却材圧力	10 年間
(7) 冷却材流量	10 年間
(8) 原子炉内における燃料体の配置	取過後 10 年間
(9) 警報装置から発せられた警報の内容	1 年間
(10) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1 年間
(11) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	取過後 10 年間
(12) 原子炉施設に対して実施した保安活動の実施の評価の結果	※ 7
(13) 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7
(14) 定期事業者検査の結果の記録	
ア 検査の年月日	
イ 検査の対象	
ウ 検査の方法	
エ 検査の結果	
オ 検査を行った者の氏名	
カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	
キ 検査の実施に係る組織	
ク 検査の実施に係る工程管理	
ケ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
コ 検査記録の管理に関する事項	
サ 検査に係る教育訓練に関する事項	
(15) 使用前検査の結果	同一事項に関する 2020 年 4 月 1 日以降の最初の使用前確認の時までの期間
(16) 施設定期検査の結果	同一事項に関する 2020 年 4 月 1 日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間
(17) 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間

※ 7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

## 変 更 後

## 備 考







- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則改正の反映)



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付 1 管理区域図 (第 35 条及び第 36 条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第36条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>添付 1 管理区域図 (第 35 条の 2 及び第 36 条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第36条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(条文番号の繰り下げ)</p>